

資料集

目 次

1-1	赤穂市防災会議条例	1
1-2	防災関係機関連絡先	3
1-3	主要河川図	5
1-4	地形図	6
1-5	表層地質図	8
1-6	赤穂市における既往風水害	9
1-7	兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震	21
1-8	赤穂市周辺の活断層分布図	23
1-9	兵庫県揺れやすさマップ	25
1-10	河川浸水想定区域図	26
1-11	高潮浸水想定区域図	31
1-12	山崎断層による地震の震度分布図	29
1-13	山崎断層による地震の液状化分布図	30
1-14	南海トラフ地震による想定震度分布図	31
1-15	南海トラフ地震による津波の最大浸水分布	33
1-16	兵庫県の減災目標	35
2-1	河川浸水想定区域内の要配慮者関連施設	36
2-2	ため池一覧	40
2-3	ため池位置図	41
2-4	土砂災害警戒区域一覧表	43
2-5	土砂災害警戒区域位置図	51
2-6	山地災害危険地区	53
2-7	山地災害危険地区位置図	58
2-8	土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設	64
2-9	災害危険区域の指定状況	66
2-10	兵庫県指定緊急輸送道路ネットワーク図	67
2-11	消防施設・設備の現況	68
2-12	消防署員・団員の数	70
2-13	消防水利の概要	71
2-14	メッシュ別火災危険度ランク（播磨）	72
2-15	防災備蓄物資一覧	73
2-16	災害対策基金条例	74
2-17	沿岸部の海岸水門・ポンプ場等の位置図	75
2-18	赤穂市内の水門・ポンプ場と防災区（◎は津波警戒箇所、施設）	79
2-19	危険物施設数	81
2-20	ひょうご防災減災推進条例	82
3-1	赤穂市災害対策本部条例	84
3-2	各部の編成並びに事務分掌	85
3-3	気象庁警報・注意報基準	93

3-4	災害時優先電話一覧	95
3-5	被害の認定基準	96
3-6	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	99
3-7	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	101
3-8	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	103
3-9	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	105
3-10	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	107
3-11	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	109
3-12	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	112
3-13	兵庫県広域消防相互応援協定	115
3-14	播磨広域防災連携協定	119
3-15	公共的団体等との協定	121
3-16	民間企業、団体等との協定	122
3-17	災害時等の応援に関する申し合わせ	126
3-18	広報文例	128
3-19	避難勧告等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）【洪水予報河川】	132
3-20	指定緊急避難場所及び指定避難所位置図	133
3-21	遺体の収容所一覧	135
3-22	災害救助法による救助の程度・方法及び期間・費用	136
4-1	気象庁による震度階級関連解説表	139
4-2	津波避難対象地域	143
4-3	津波浸水想定区域を含む自治会等	147
6-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	148
6-2	激甚災害指定基準	153
6-3	局地激甚災害指定基準	155
6-4	災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業	156

1-1 赤穂市防災会議条例

本編関連箇所	P1-1
参考資料	赤穂市例規集

赤穂市防災会議条例

昭和 39 年 6 月 17 日
条例第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、赤穂市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 赤穂市地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長、および委員 40 人以内をもつて組織する。

第 4 条 会長は、市長をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 兵庫県教育委員会の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長が職員のうちから指定する者

(6) 教育長

(7) 消防長および消防団長

(8) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

5 前項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

6 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年7月11日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成24年9月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 防災関係機関連絡先

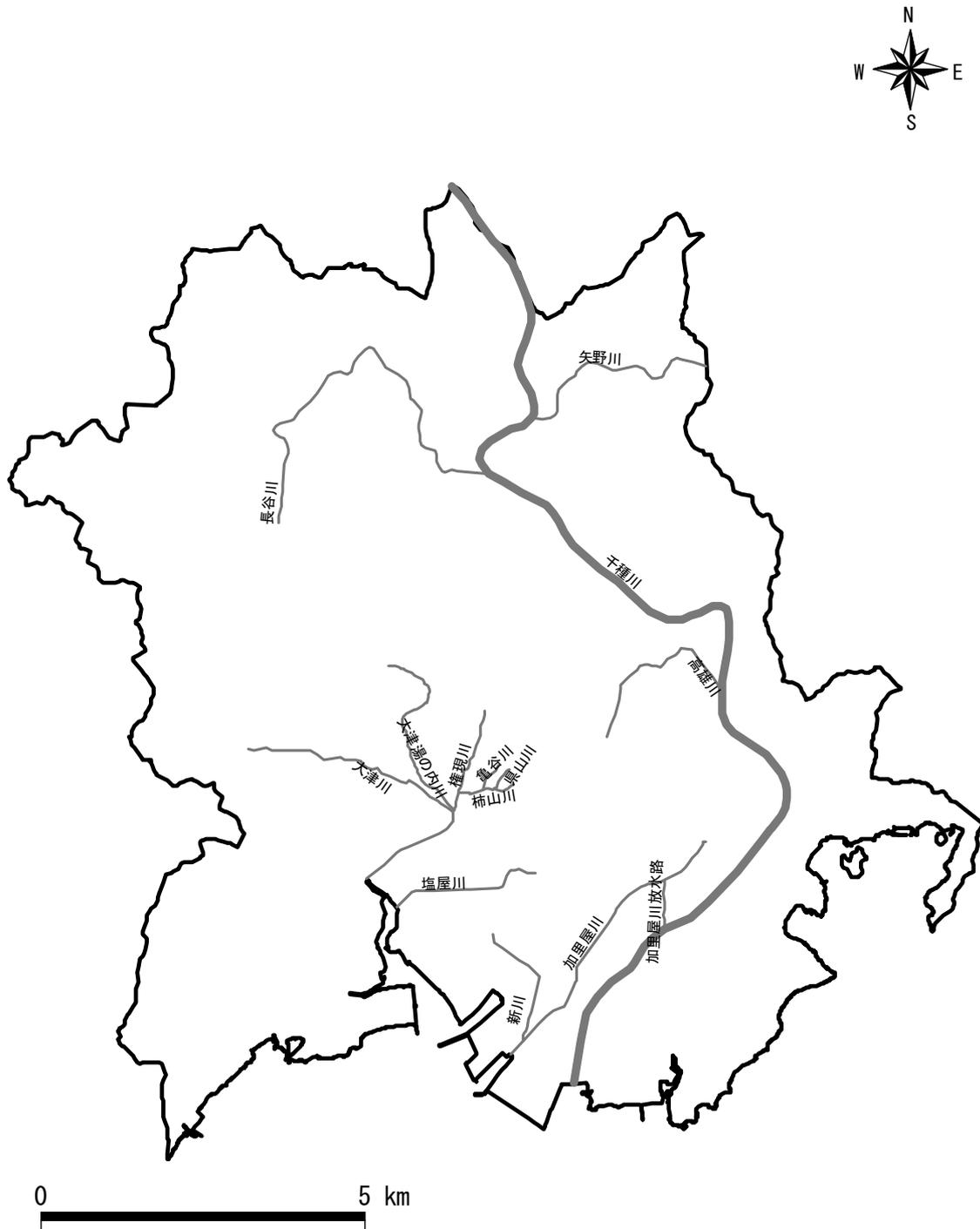
本編関連箇所	P1-7～13
参考資料	令和元年度職員招集連絡体制災害時対応指定職員（赤穂市災害対策本部）

	名称	住所	電話番号
1	赤穂市役所 災害対策本部	赤穂市加里屋 81	0791-43-3201
兵庫県			
2	兵庫県災害対策本部	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 078-362-9900
3	西播磨県民局 県災害対策西播磨地方本部	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	0791-58-2100 (夜間)0791-58-2112
4	光都土木事務所 管理課 河川砂防第1課 河川砂防第2課 港湾課	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	0791-58-2235 0791-58-2244 0791-58-2359 0791-58-2250
5	光都農林振興事務所	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	0791-58-2346
6	光都土地改良センター	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	0791-58-2215
7	龍野県税事務所	たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3	0791-63-5126
8	龍野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3	0791-63-5149
9	赤穂健康福祉事務所	赤穂市加里屋 98-2	0791-43-2321
10	兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	姫路市東延末 3-12	079-281-3001
警察署			
11	赤穂警察署	赤穂市加里屋中洲 1-17	0791-43-0110
指定地方行政機関			
12	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	姫路市北条 1-250	079-282-8211
13	厚生労働省兵庫労働局 龍野公共職業安定所赤穂出張所	赤穂市中広字北 907-8	0791-42-2376
14	農林水産省近畿農政局 兵庫県拠点	神戸市中央区海岸通 29	078-331-5924
15	姫路海上保安部	姫路市飾磨区須加 294-1	079-234-4999
自衛隊			
16	陸上自衛隊第3師団 第3特科隊	姫路市峰南町 1-70	079-222-4001 (昼)内線 238 (夜)内線 302
指定公共機関			
17	西日本旅客鉄道株式会社 播州赤穂駅 有年駅	赤穂市加里屋 328 赤穂市有年横尾 177-4	0791-42-2613 0791-22-1436
18	西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室	神戸市中央区海岸通 11	(平日)078-393-9440 (休日・夜間)113
19	日本通運株式会社 姫路西流通事業所	姫路市網干区浜田 1250-20	079-271-6821
20	関西電力株式会社 相生配電営業所	相生市旭 1-12-1	080-0777-8083 (休日・夜間)22-0746
21	日本郵便株式会社 赤穂郵便局	赤穂市加里屋駅前町 64-1	0791-45-0541

	名称	住所	電話番号
22	西日本高速道路株式会社 関西支社 姫路高速道路事務所	姫路市相野 941-103	079-269-0690
指定地方公共機関			
23	赤穂市医師会	赤穂市中広 267	0791-42-1435
24	株式会社ウエスト神姫 赤穂営業所	赤穂市加里屋中洲 3-53-1	0791-43-3325
25	西播通運株式会社 赤穂支店	赤穂市西浜北町 1074-27	0791-42-2261

1-3 主要河川図

本編関連箇所	P1-15
参考資料	西播磨県民局光都土木事務所管内図・河川台帳



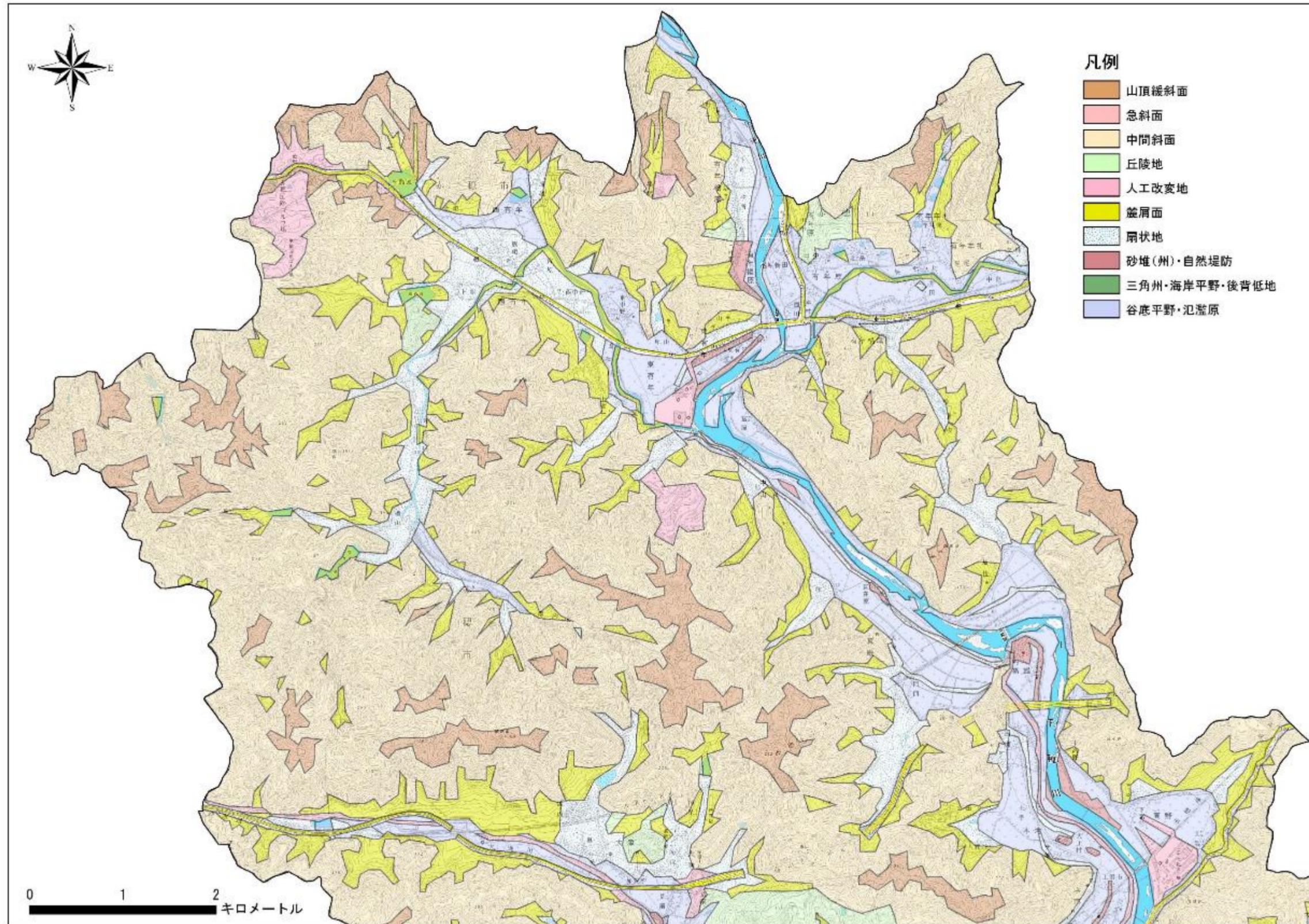
1-4 地形図

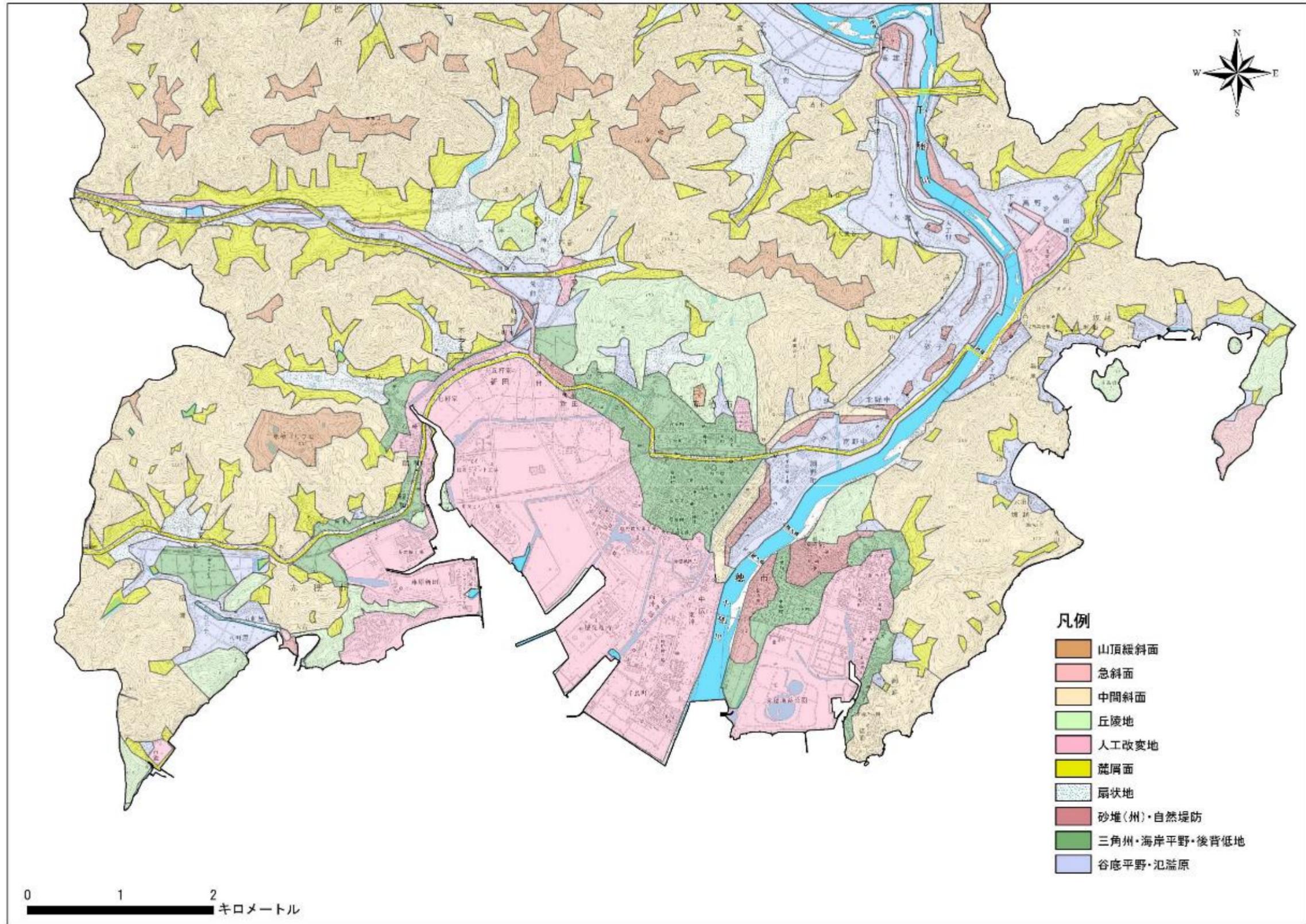
本編関連箇所

P1-16

参考資料

土地分類基本調査図【地形分類図】「上郡」「姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪」(国土交通省土地・水資源局国土調査課)





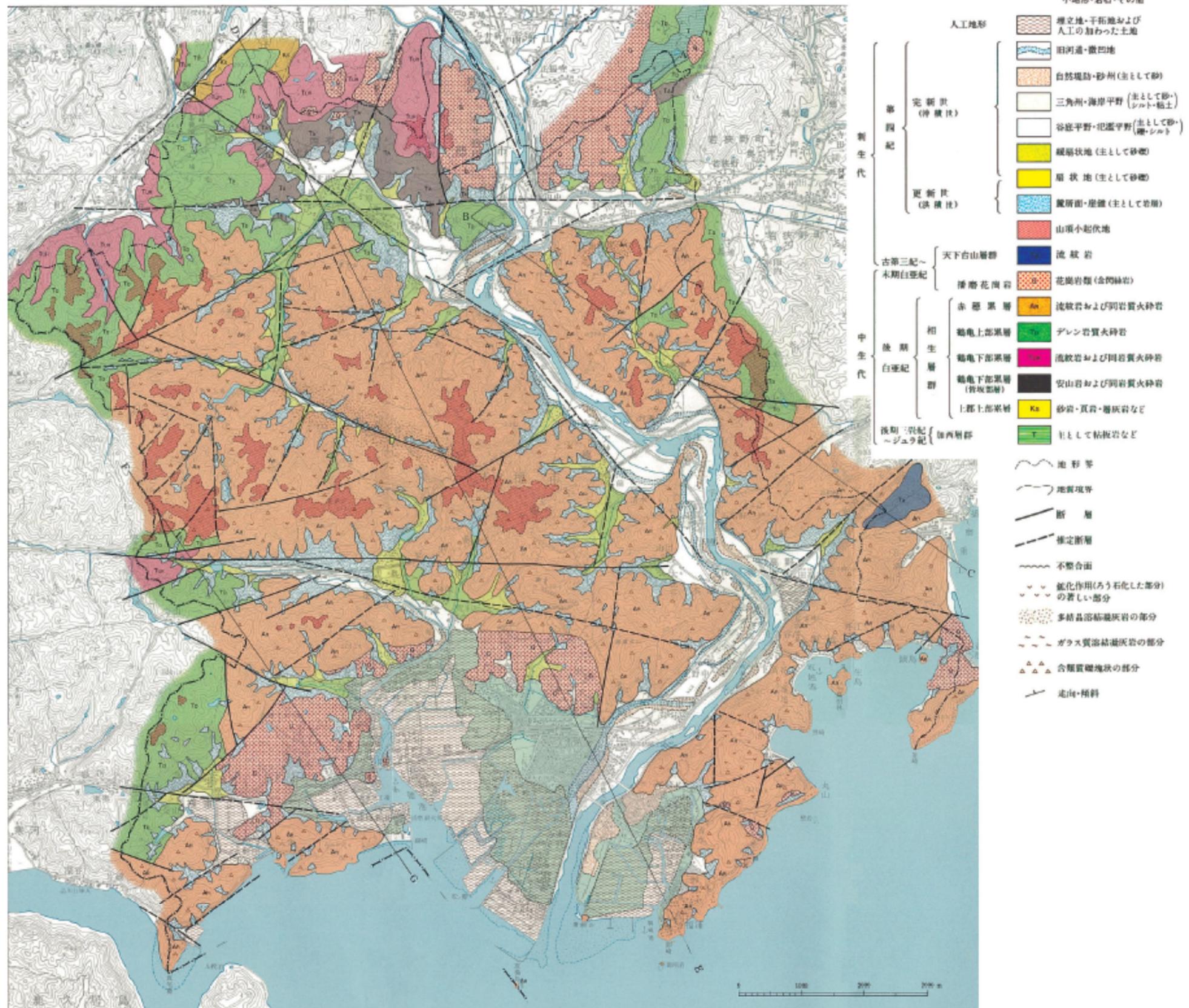
1-5 表層地質図

本編関連箇所

P1-17

参考資料

赤穂市地形・地質図（赤穂市 1986『赤穂市史』第七巻付図より）（赤穂市歴史文化基本構想・平成 30 年 6 月）



1-6 赤穂市における既往風水害

本編関連箇所	P1-20
参 考 資 料	赤穂市史、総務部資料等

○ 江戸時代から昭和24年までの記録(1/4)

西 曆	年号	年 月 日	領 主 名	風 水 害	火 災 そ の 他
1623	元和	9. 9. 28	池 田 政 綱		加里屋、中村、焼失し残るは2軒 前年凶年のため、民多く飢える 領主施粥し、飢死なし
1654	承応	3. -. -	浅 野 長 直		
1666	寛文	6. 12. 8	〃	洪水(被害不詳)	
1668	〃	8. 5. 4	〃	大雨、暴風(被害不詳)	
1669	〃	9. 3. 13	〃	大風雨(被害不詳)	
1672	〃	12. 6. 27	浅 野 長 友	暴風(被害不詳)	雷撃で死者1名
〃	〃	12. 8. 17	〃	高潮で唐船沖・水尾・三十郎等破堤4ヶ所	
		12		高潮、洪水、川筋破堤12ヶ所146間、	
1673	〃	13. 5. 〃	〃	城中に浸水	
1674	延宝	2. 3. ?	〃	洪水(被害不詳)	この年長雨・冷夏・諸国に飢饉、 餓死者野に充つと
〃	〃	2. 4. 11	〃	洪水(雨1月より降りやまず)	
〃	〃	2. 9. ?	〃	高潮、洪水、海辺は大半破堤、秋不熟	
1679	〃	7. 7. 10	浅 野 長 矩	大風、破堤2,000間余、潰家27軒	
1683	天和	3. 6. 26	〃	水害、新浜破堤4ヶ所	
1686	貞享	3. 7. 25	〃	大風、高潮、浜堤破堤8ヶ所、	
			〃	196間	
1687	〃	4. 10. 10	〃	大雨、洪水、破堤27,826間、橋流失29件、家屋流失27軒、潰家1,613軒、死者16人、城内櫓塀破損	
1692	元禄	5. 5. 8	〃	大水、2丁目中の石段1つまで浸水	
1693	〃	6. 6. 25	〃	大風、高潮、大水、破堤1ヶ所、	
			〃	12間	
1695	〃	8. 7. 21	〃	大風雨、尾崎・新浜で潰家14軒、釜屋65軒全潰	
1696	〃	9. 2. 1	〃		高野で火事、3人焼死
1698	〃	11. 10. 27	〃		上町、下町、出屋敷で大火、93軒焼失
1700	〃	13. 1. 5	〃		浜市で火事、5~6人焼死
〃	〃	13. 9. 10	〃		高野で火事、親子4人焼死
1701	〃	14. 8. 17	〃	洪水、破堤175ヶ所、家屋流失34軒、潰家79軒、死者6人	(14. 3. 14、殿中刃傷、切腹、浅野家廃絶)
1702	〃	15. 6. 2	幕 府 領	大水、渡し場で1人水死	
〃	〃	15. 7. 28	〃	大風、大水、高潮、浜堤破堤	(15. 12. 14、大石良雄ら47人吉良邸討入り) 近藤源八屋敷焼ける
1703	〃	16. 3. 20	〃		
1704	宝永	1. 7. 23	永 井 直 敬	大風、高潮、浦辺破堤	
1706	〃	3. 6. 25	〃	大風、高潮、浜堤破堤	新浜で火事、3人焼死
〃	〃	3. 12. 18	森 長 直		有年町で大火事(被害不詳)
1707	〃	4. 8. 19	〃	大風、高潮、破堤により加里屋、上飯屋、新田に浸水、矢倉、本丸損傷	
〃	〃	4. 9. 12	〃	大風、高潮、大水、破堤、床上2寸浸水	
1708	〃	5. 10. 29	〃		出屋敷20軒焼失
1711	正徳	1. 8. 4	〃		東海大火事、43人焼出し
1713	〃	3. 7. 3	〃		尾崎で大火、約300軒焼失、7人焼死、馬3頭焼死

○ 江戸時代から昭和24年までの記録(2/4)

西 暦	年号	年 月 日	領 主 名	風 水 害	火 災 そ の 他
1717	享保	2. 2. -	森 長 直		飢人、坂越組で2,230人 領内飢人多く、救米行なう 大石内蔵之助屋敷類焼 全国的に蝗害で大飢饉、領内 餓死者数百人なりと
1721	"	6. 7. 10	"	大風、潰家8軒	
1722~	"	7			
	"	}- -	森長孝、長生		
1727		12			
1729	"	14. 5. 12	森 長 生		
1731	"	16. 8. 4	森 政 房	大雨、高野、清水破堤	
1732~	"	17	"		
1733		18			
1736	元文	1. 5. 8	"	洪水、根木破堤	
		26		大洪水、破堤2,802間、家屋流失64軒	
"	"	1. 5. }	"	軒	
		27			
1737	"	2. 1. 7	"		正福寺出火
"	"	2. 6. 4	"	洪水、破堤1,450間、家屋流失5軒、潰家19軒、死者2人	
1738	"	3. 5. 9	"	大風雨、潰家、破舟あり	
1740	"	5. 6. 3	"	大雨、洪水、高野破堤70間	
"	"	5. 7. 8	"		塩屋で火事、28軒焼失、焼死1人
		1			
1743	寛保	3. } -	"		大疫病流行、数百人死亡
		6			
"	"	3. 8. 11	"	大風、高潮、所々大いたみ	
1744	延享	1. 8. 10	"	大風、高潮、破堤928間	
1745	"	2. 6. 4	"	洪水、破堤1,450間、潰家19軒、家屋流失5軒、死者2人	
1747	"	4. 1. 19	森 忠 洪		御崎で火事、27軒焼失
1748	"	5. 6. 3	"	洪水、破堤2,075間、潰家43軒、家屋流失48軒	
1749	寛延	2. 7. 3	"	大風雨、洪水、破堤30ヶ所、城中へ浸水、町家崩壊、死者あり	
1761~		11			
	宝歴	}- -	"		大疫病発生(痘瘡)約200人死亡
1762		12			
		1		大洪水、坂内堤破堤17ヶ所、浜堤破	
1764	明和	1. 8. }	"	堤8ヶ所	
		3			
1770	"	7. 3. -	森 忠 興	諸国大旱魃	領内飢人数千人
1772	"	9. 8. 20	"	大風雨、洪水、新町、居村潰家4軒	
1773	安永	2. - -	"		諸国悪病はやり、領内千人余死亡
"	"	2. 12. 10	"		尾崎で大火、約300軒焼失
1776	"	5. 8. 24	"		塩屋で火事、家30軒、釜家60軒焼
"	"	5. 12. 18	"		落雷で角櫓焼失
1778	"	7. 1. 10	"		城内用屋敷出火、累代記録焼失
1781	"	10. 2. 30	森 忠 賛		大連寺焼失
1781~		1.			(領内にも飢饉がはじまり享和元年(1801)頃まで続く)
	天明	}- -	"	日照少なく、低温、不熟	
1784		4.			
1781	"	1. 11. 2	"	"	橋本町火事、15軒焼失
		2.			
1783	"	3. } -	"	"	飢人8千数百人
		4.			
"		3. 7. 8	"		(浅間山大噴火)
1785	"	5. 3. 9	"		折方で火事、15軒焼失

○ 江戸時代から昭和24年までの記録(3/4)

西 暦	年号	年 月 日	領 主 名	風 水 害	火 災 そ の 他
1785～	天明	5 } - -	森 忠 賛	洪水、風雨、旱魃	
1786	"	6	"		
1786	"	6.12.30	"		根木村、7軒焼失
		1	"		
1787	"	7. } -	"		飢人数千人、米価高騰
		4	"		
1788	"	8. 1. -	"		飢人1万人、3人死亡
"	"	8. 6. 18	"	大洪水、庄内破堤、潰流失家屋多数、 溺死1人	
1789	寛政	1. 2. 1	"		新浜村火事、14軒焼失
"	"	1. 4. 27	"		尾崎で火事、40軒焼失
"	"	1. 5. 29	"	旱魃のため雨乞いする	
		15	"	大洪水、破堤、高野、木津、下高谷、 野中、中村家屋流失123軒、潰家154 軒、溺死11人	
"	"	1. 6. }	"		
		18	"		
1792	"	4. 1. 6	"		塩屋で火事、20軒焼失
"	"	4. 7. 26	"	大風雨、洪水、高潮、潰家238軒、 半潰415軒	
"	"	4.12.22	"		新浜火事、16軒焼失
1794	"	6. 2. 2	"		尾崎で大火、150軒程焼失、3人 焼失
"	"	6. 6. 11	"	大夕立、大洪水、田端潰家3軒、死 者あり	
"	"	6. 7. 12	"	大風、潰家15軒	
		11	"		
1796	"	8. 8. }	"	大風雨、洪水、高潮、高野、根木、 中村破堤3ヶ所	
		12	"		
1798	"	10. 9. 2	"		尾崎高須で火事、16軒焼失
1802	享和	2. - -	森 忠 哲		(天明にはじまった飢饉がこの頃 ようやくおさまる)
1804	文化	1. 8. 30	"	大風雨、高潮、浜堤破堤	
1807	"	4. ?	森 忠 敬	大風雨、大津湯ノ内池破堤、死者1人	
1836～		7.			
	天保	} - -	森 忠 徳		領内凶作にて飢難渋人約8,000人
1837		8.			
1838	"	9. 7. 21	"	大洪水、周世、高雄破堤、死者3人、 尾崎死者1人	
1842	"	13. 6. 4	"	洪水、高雄破堤1ヶ所、死者1人	
1843	"	14. ?	"		子供の疫病発生(痘瘡)多数死亡
1844	"	15. 8. 5	"		家中、西ノ丁で火事、30軒焼失
1851	嘉永	4. 3. 11	"		加里屋で火事、30軒焼失
1852	"	5. 2. 24	"		塩屋で火事、200軒余焼失
		4	"		大地震続く、大地割れ、浜堤の決 潰多し、山に避難する。加里屋、 中村で家屋倒潰
1854	"	7.11. }	"		
		5	"		
"	"	7.11.26	"		西新町で火事、20～30軒焼失
1857	安政	4. 6. 26	"	大風、坂越潰家100軒、生島の樹木 倒れ甚し	
"	"	4. 7. 1	"	大風雨、破堤、浸水、塩屋村大破	
1870	明治	3. 8. -	"	尾崎川切込み、13番堤防決潰	
1879	"	12. 夏	"		コレラ多発し、塩屋のみで93人死亡 (他地区不詳)

○ 江戸時代から昭和24年までの記録(4/4)

西 暦	年号	年 月 日	領 主 名	風 水 害	火 災 そ の 他
1882	"	15. 7. 下旬		大風、坂越2人死亡	
"	"	4		風雨、高潮、千種川氾濫、有年、高	
"	"	15. 8. ㄱ		雄、新浜にて破堤9ヶ所145間、潰	
"	"	6		家20軒	
"	"	15. 8. 29		暴風雨、福浦村被害	
1884	"	17. 8. 26		暴風雨、津波、浜堤破堤20間、有年	
"	"			潰家3軒	
1886	"	19. 1. 31			塩屋で火事、38軒焼失
"	"	19. 9. 10		風水害郡内潰家、田畑流失あり	
1888	"	21. 7. 31		台風、水害、潰家、浸水あり	
"	"	16		大風雨、洪水、野中、中村破堤、	
1890	"	23. 9. ㄱ		高雄村潰家2軒	
"	"	17			
"	"	16		暴風、津波、千種川氾濫、浜堤破堤	
1891	"	24. 8. ㄱ		4ヶ所	
"	"	17			
1891	"	24. 9. 14		台風、千種川氾濫、浜堤破堤24ヶ所、	
"	"			坂越潰家10軒	
"	"	23		大雨、大洪水により破堤、家屋流失	
1892	"	25. 7. ㄱ		569軒、潰家252軒、死者79人	
"	"	24		(姫路で雨量404mm)	
1894	"	27. 1. 3			高雄村役場焼失
"	"	27. 9. 11		風水害、高雄潰家7軒	
1896	"	29. 7. 21		暴風雨、洪水、浜堤破堤、各地浸水	
1897	"	30. 9. 29		洪水、塩屋浸水	
1899	"	32. 8. 28		大風、大洪水、破堤、潰家83軒、死	
"	"			者3人	
1902	"	35. 8. 11		台風、千種川破堤1,308ヶ所、道路	
"	"			1,146ヶ所、橋梁345ヶ所、家屋全壊	
"	"			21軒	
1909	"	42. 9. 10		台風、千種川破堤309ヶ所、橋梁127	
"	"			ヶ所、道路167ヶ所、建物全壊119軒	
1910	"	43. 3. 24			万福寺焼失
"	"	11		風水害、千種川水位13.8尺、床下浸	
1918	大正	7. 7. ㄱ		水300軒、河川決潰378ヶ所、破損424	
"	"	12		ヶ所、道路499ヶ所、橋梁271ヶ所	
1933	昭和	8. 8. 13		台風、有年浸水18軒	
1934	"	9. 9. 21		室戸台風、千種川水位3.05m、重軽傷	
"	"			者8人、住家全壊13軒、住家半壊11	
"	"			軒、浸水299軒、船舶2件	
1937	"	12. 9. 11		台風、住家全壊26軒、住家半壊9軒、	
"	"			浸水33軒、堤防1ヶ所、橋梁1ヶ所	
1938	"	13. 9. 5		台風、住家全壊5軒、床上浸水94軒、	
"	"			床下浸水1,701軒、道路45ヶ所、橋梁	
"	"			14ヶ所、河川67ヶ所	
1949	"	24. 4. 1			大津山火事、殉職1人
"	"	24. 6. 19		デラ台風、住家全壊4軒、床上浸水	
"	"			50軒、床下浸水23軒、堤防29ヶ所、	
"	"			道路3ヶ所、橋梁11ヶ所、山崩2ヶ所	
1957	"	32. 1. 5			旧市庁舎等7戸焼失
"	"	1			
1970	"	45. 4. ㄱ			大津山火事、殉職3人
"	"	2			

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（1/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
昭和 25 年 9 月 3 日	台風 (ジェーン)	最大風速NE 19.0m/s 最低気圧 979.0hPa 降水量 83.8mm	姫路測候所	床下浸水 300 戸 田畑冠水 71.4ha 道路 1 ヶ所 堤防 1 ヶ所
昭和 26 年 10 月 15 日	台風 (ルース)	最大風速SE 20.5m/s 最低気圧 977.6hPa 降水量 32.6mm	〃	住宅全壊 3 戸 住宅半壊 24 戸
昭和 29 年 9 月 26 日	台風 15 号 (洞爺丸)	最大風速SSE 22.8m/s 最低気圧 981.2hPa 降水量 70.7mm (25 日～26 日)	〃	僅少
昭和 34 年 9 月 26 日	台風 15 号 (伊勢湾)	最大風速NNW 17.3m/s 最低気圧 971.6hPa 降水量 56.9mm	〃	非住宅全壊 2 戸 非住宅半壊 1 戸
昭和 35 年 8 月 29 日	台風 16 号	最大風速ESE 19.1m/s 最低気圧 985.1hPa 降水量 109.3mm 最大風速 928.0m/s 降水量 100.0mm	〃 赤 穂	重傷 2 人 住宅半壊 8 戸 床上浸水 200 戸 床下浸水 770 戸 非住宅全半壊 5 戸 田畑流失 10ha 田畑冠水 154ha 果樹・そ菜 85ha 土木施設 34 ヶ所 農林施設 22 ヶ所 教育施設、その他の施設 62 ヶ所
昭和 36 年 6 月 27 日 ～29 日	台風 6 号	最大風速 6.3m/s 最低気圧 1003.2hPa 総降水量 227.6mm	姫路測候所	住宅全壊 3 戸 道路不通 10 ヶ所 崖崩れ 1 ヶ所
昭和 36 年 9 月 15 日 ～16 日	台風 18 号 (第 2 室戸)	最大風速W 17.3m/s 最低気圧 960.9hPa 総降水量 199.0mm 最大風速 20.0m/s 総降水量 344.8mm (14 日～16 日)	〃 赤 穂	死者 2 人 重傷 2 人 軽傷 3 人 住宅全壊 4 戸 住宅半壊 8 戸 床上浸水 75 戸 床下浸水 3,150 戸 非住宅全半壊 20 戸 田畑流失 50a 田畑冠水 170ha 果樹・そ菜 53ha 土木施設 64 ヶ所 農林施設 163 ヶ所 教育施設、その他の施設 38 ヶ所
昭和 37 年 6 月 10 日	梅 雨	降水量 106.0mm 降水量 82.0mm	姫路測候所 赤 穂	山崩れ 1 ヶ所 田畑浸水 5ha
昭和 38 年 7 月 11 日	台風 7 号	最大風速SSW 4.7m/s 最低気圧 1001.7hPa 降水量 46.3mm	姫路測候所	床下浸水 3 戸 土木施設 5 ヶ所 農林施設 9 ヶ所

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（2/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
昭和 39 年 9 月 25 日	台風 20 号	最大風速 S E 23.0m/s 最低気圧 979.4hPa 降水量 78.0mm 最大風速 20.0m/s 降水量 80.0mm	姫路測候所 赤 穂	床下浸水 10 戸 非住宅全壊 38 戸 非住宅半壊 38 戸 土木施設 1 ヶ所 農林施設 2 ヶ所 教育施設、その他の施設 32 ヶ所 瓦破損飛散件数 1,731 ヶ所 構造物、塀の倒壊 122 ヶ所 枝条架倒壊 28 基 田畑冠水 10ha
昭和 40 年 7 月 22 日	集中豪雨	降水量 36.5mm	赤 穂	矢野川氾濫
昭和 40 年 7 月 23 日	〃	降水量 33.5mm	〃	尾崎川馬町山崩れ
昭和 40 年 9 月 10 日	台風 23 号	最大風速 S E 26.7m/s 最低気圧 952.3hPa 総降水量 91.0mm 総降水量 175.5mm	姫路測候所 赤 穂	負傷者 2 人 住宅全壊 6 戸 住宅半壊 15 戸 床上浸水 49 戸 床下浸水 3,781 戸 土木施設 58 ヶ所 農林施設 88 ヶ所 教育施設、その他の施設 70 ヶ所 田畑流失 11ha 田畑冠水 716ha 工場建物 67 ヶ所 塩田枝条架 23 基 塩田堤防崩壊 6 ヶ所
9 月 13 日 ～17 日	台風 24 号	最大風速 N 16.3m/s 最低気圧 986.4hPa 総降水量 462.8mm 総降水量 355.5mm	姫路測候所 赤 穂	
昭和 42 年 7 月 8 日 ～9 日	集中豪雨	総降水量 79.5mm	〃	床下浸水 2 戸 土砂崩れ 3 ヶ所 堤防地割れ 1 ヶ所 堤防決壊(大津川) 田畑冠水(高野)
昭和 43 年 7 月 30 日	〃	降水量 53mm	〃	山崩れ 1 ヶ所 床下浸水 100 戸
昭和 43 年 9 月 24 日	台風 16 号	最大風速 E N E 6m/s 最低気圧 1013.9hPa 降水量 154mm	〃	床上浸水 2 戸 床下浸水 1 戸
昭和 44 年 6 月 25 日	集中豪雨	降水量 154mm	〃	崖崩れ 2 ヶ所 土砂崩れ 1 ヶ所
昭和 44 年 6 月 29 日	〃	降水量 57mm	〃	土砂崩れ 2 ヶ所 山崩れ 2 ヶ所
昭和 44 年 7 月 1 日	〃	降水量 45mm	〃	崖崩れ 2 ヶ所 床上浸水 1 戸 床下浸水 1 戸
昭和 45 年 8 月 14 日 ～15 日	台風 9 号 集中豪雨	最大風速 S S E 19.2m/s 最低気圧 996.1hPa 総降水量 160.0mm 最大風速 9.5m/s 総降水量 242mm	姫路測候所 赤 穂	崖崩れ 39 ヶ所 道路不通 5 ヶ所 床上浸水 110 戸 床下浸水 5,200 戸 住宅全壊 1 戸 住宅半壊 48 戸 付属建物半壊 4 戸 河川溢水 15 ヶ所

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（3/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
昭和 45 年 8 月 21 日	台風 10 号	最大風速 S S E 18.5m/s 最低気圧 1001.2hPa 降水量 26.5mm 降水量 61mm	姫路測候所 赤 穂	橋梁流失 1ヶ所 床上浸水 2戸 床下浸水 54戸 溢水箇所 2ヶ所 田畑冠水 420ha みかん倒木 100本 みかん落下 20%
昭和 46 年 7 月 18 日	集中豪雨	降水量 230.5mm	〃	床上浸水 51戸 床下浸水 511戸 河川決壊 6ヶ所 橋梁流失 1ヶ所 崖崩れ 11ヶ所 住宅全壊 1戸 住宅半壊 1戸 道路不通 9ヶ所
昭和 46 年 7 月 26 日	〃	降水量 43mm	〃	住宅全壊 2戸
昭和 46 年 8 月 30 日	台風 23 号	最大風速 N 12.3m/s 最低気圧 984.6hPa 降水量 114.0mm 最大風速 19m/s 降水量 91.5mm	姫路測候所 赤 穂	道路不通 1ヶ所 河川溢水 2ヶ所
昭和 47 年 6 月 27 日	集中豪雨	降水量 82.0mm	〃	崖崩れ 1ヶ所 道路不通 1ヶ所 河川溢水 1ヶ所 堤防決壊 1ヶ所
昭和 47 年 7 月 11 日 ～13 日	〃	総降水量 92.0mm	〃	決壊 堤防決壊 5ヶ所 地割れ 2ヶ所 堤防溢水 6ヶ所 堤防浸食 3ヶ所 道路埋没 5ヶ所 山・崖崩れ 19ヶ所 頭首工損壊 2ヶ所 農道崩壊 2ヶ所 住宅半壊 1戸 池損壊 1ヶ所
昭和 48 年 7 月 2 日	〃	降水量 115.5mm	〃	住宅半壊 1戸 床上浸水 6戸 床下浸水 498戸 堤防決壊 6ヶ所 堤防溢水 5ヶ所 崖崩れ 5ヶ所 にわとり水死 1,700羽
昭和 49 年 7 月 6 日 ～7 日	台風 8 号	最大風速 S E 11.5m/s 最低気圧 1005.0hPa 総降水量 101.0mm 総降水量 313.0mm (時間最大降水量)56.0mm	姫路測候所 赤 穂	死者 2人 負傷者 8人 住宅全壊 12戸 住宅半壊 16戸 床上浸水 702戸 床下浸水 8,037戸 非住宅全壊 2戸 田畑流失、冠水 978ha 土木施設 268ヶ所 農林施設 154ヶ所

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（4/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
昭和 50 年 8 月 22 日	台風 6 号	最大風速N 13.5m/s 最低気圧 979.0hPa 降水量 96.5mm 降水量 92.0mm	姫路測候所 赤 穂	床下浸水 1 戸 堤防浸食 1 ヶ所
昭和 51 年 9 月 8 日 ～13 日	台風 17 号	最大風速SSE 14.1m/s 最低気圧 997.2hPa 総降水量 633.5mm 総降水量 861mm (時間最大降水量)53mm 千種川(木津)最高水位 6.65m	姫路測候所 赤 穂	死者 2 人 住宅全壊 11 戸 住宅半壊 142 戸 床上浸水 1,759 戸 床下浸水 8,090 戸 田畑流失 10ha 田畑冠水 969ha 土木施設 200 ヶ所 農林施設 217 ヶ所 教育施設、その他の施設 88 ヶ所
昭和 52 年 11 月 16 日 ～17 日	昭和 52 年 11 月 16 日から 17 日にかけての大雨	総降水量 83mm (16 日 0 時～17 日 15 時)	姫 路	—
昭和 53 年 8 月 3 日	昭和 53 年 8 月 3 日の台風 8 号の風雨	—	—	—
昭和 54 年 10 月 18 日 ～19 日	昭和 54 年 10 月 18 日から 19 日にかけての台風 20 号による災害	総降水量 97mm	姫 路	—
昭和 55 年 5 月 20 日 ～21 日	昭和 55 年 5 月 20 日から 21 日にかけての低気圧に よる大雨	—	—	—
昭和 55 年 8 月 28 日 ～31 日	昭和 55 年 8 月 28 日から 31 日の前線 と低気圧によ る大雨	総降水量 178mm (28 日～31 日)	姫 路	—
昭和 55 年 9 月 11 日	昭和 55 年 9 月 11 日の台 風 13 号によ る災害	—	—	—
昭和 57 年 8 月 1 日 ～2 日	昭和 57 年 8 月 1 日～2 日 にかけての台 風 10 号によ る兵庫県の暴 風雨	総降水量 95mm (1～2 日)	姫 路	—
昭和 57 年 8 月 7 日 ～9 日	昭和 57 年 8 月 7 日～8 日 の大雨	総降水量 101mm (7～8 日)	”	—
昭和 57 年 8 月 27 日	昭和 57 年 8 月 27 日の台 風 13 号	最大瞬間風速SE 30.0m/s	”	—

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（5/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
昭和 57 年 9 月 12 日	昭和 57 年 9 月 12 日の台風 18 号による災害	最大瞬間風速 N 29.3m/s	姫 路	—
昭和 57 年 9 月 24 日 ～25 日	昭和 57 年 9 月 24 日～25 日の台風 19 号による災害	総降水量 60mm (23～25 日)	”	—
昭和 58 年 6 月 20 日 ～21 日	昭和 58 年 6 月 20 日～21 日の低気圧と梅雨前線による大雨	総降水量 115mm (20～21 日)	”	—
昭和 58 年 7 月 20 日 ～21 日	昭和 58 年 7 月 20 日～21 日の梅雨前線による大雨	総降水量 38mm (20～21 日)	”	—
昭和 58 年 9 月 7 日 ～8 日	昭和 58 年 9 月 7 日～8 日にかけての雷雨	総降水量 38mm (7～8 日)	”	—
昭和 58 年 9 月 24 日 ～29 日	昭和 58 年 9 月 24 日から 29 日にかけての台風 10 号と前線による大雨と暴風	総降水量 148mm (27～28 日)	”	—
昭和 59 年 6 月 26 日 ～27 日	昭和 59 年 6 月 26～27 日の梅雨前線による大雨	総降水量 93mm (26～27 日)	”	—
昭和 60 年 6 月 24 日 ～7 月 1 日	昭和 60 年 6 月 24 日～7 月 1 日の梅雨前線と台風 6 号による大雨	総降水量 246mm (24～7 月 1 日)	”	—
昭和 62 年 7 月 12 日 ～21 日	昭和 62 年 7 月 12 日～21 日までの梅雨前線による大雨	総降水量 154mm (12～21 日)	”	—
昭和 62 年 8 月 31 日 ～9 月 1 日		最大風速 S 16.3m/s 最大瞬間風速 S S E 28.2m/s	”	—
昭和 62 年 10 月 16 日 ～17 日	昭和 62 年台風 19 号に伴う 10 月 16 日～17 日にかけての兵庫県の大雨と暴風	最大風速 N N E 15.5m/s 最大瞬間風速 N N E 26.4m/s 総降水量 174mm (16～17 日)	姫 路	—
昭和 63 年 6 月 2 日 ～3 日	昭和 63 年 6 月 2 日から 3 日の兵庫県南部の低気圧と前線による大雨	—	—	—

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（6/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
平成元年 7 月 12 日 ～13 日	平成元年 7 月 12 日～13 日 の梅雨前線に よる大雨	総降水量 60mm	姫 路	—
平成元年 8 月 27 日	平成元年 8 月 27 日台風 17 号による大雨	最大風速 E N E 14.0m/s 最大瞬間風速 N E 23.9m/s	”	—
平成元年 9 月 2 日 ～3 日	平成元年 9 月 2 日～3 日の 秋雨前線によ る大雨	—	—	—
平成元年 9 月 19 日	平成元年 9 月 19 日の台風 22 号による 大雨	最大風速 N 7.5m/s 最大瞬間風速 N 14.9m/s	姫 路	—
平成 2 年 8 月 22 日	平成 2 年 8 月 22 日の台風 第 14 号によ る災害	最大瞬間風速 S S E 28.8m/s	”	—
平成 2 年 9 月 17 日 ～20 日	平成 2 年 9 月 17 日～20 日 までの秋雨前 線と台風 19 号による大雨 と強風	最大瞬間風速 N 22.5m/s 総降水量（17～20 日） 281mm 最大時間雨量 35.5mm 千種川（木津）最高水位 4.96m	赤 穂	床上浸水 鷲和地内他 3 戸 床下浸水 鷲和地内他 106 戸 山地崩壊（土砂流出）福浦他 2ヶ所 河川損壊 大津川他 4ヶ所 道路損壊 福浦地内他 8ヶ所 農地冠水 福浦地内他 5ha
平成 2 年 12 月 11 日	平成 2 年 12 月 11 日の低 気圧と寒冷前 線による強風	最大風速 W 13.6m/s 最大瞬間風速 W N W 23.1m/s	姫 路	—
平成 3 年 9 月 27 日 ～28 日	平成 3 年 9 月 27 日～28 日 にかけての台 風 19 号によ る災害	最大風速 S 24.5m/s 最大瞬間風速 S 39.0m/s	”	—
平成 4 年 8 月 8 日 ～9 日	平成 4 年 8 月 8 日～9 日に かけての台風 第 10 号	最大風速 S S W 17.8m/s 最大瞬間風速 S W 31.2m/s	姫 路	—
平成 4 年 8 月 18 日 ～20 日	平成 4 年 8 月 18 日～20 日 にかけての台 風第 11 号に よる大雨	最大風速 S S E 9.3m/s 最大瞬間風速 S S E 15.6m/s 総降水量 131mm	”	—
平成 5 年 7 月 26 日 ～30 日	平成 5 年 7 月 26 日～30 日 にかけての暴 風雨及び豪雨	最大瞬間風速 S 19.1m/s 総降水量 （7 月 26 日～30 日） 143mm 最大時間雨量 12.0mm 千種 川（木津）最高水位 4.03m	赤 穂	なし
平成 5 年 7 月 31 日 ～8 月 3 日	平成 5 年 7 月 31 日～8 月 3 日にかけての 豪雨	総降水量 29.5mm （7 月 31 日～8 月 3 日） 最大時間雨量 9.0mm	”	なし

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（7/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
平成 5 年 8 月 9 日 ～11 日	平成 5 年 8 月 9 日～11 日にかけての暴風雨及び豪雨	総降水量(8 月 9 日～11 日) 15.0mm 最大時間雨量 4.5mm	赤 穂	なし
平成 5 年 9 月 2 日 ～4 日	平成 5 年 9 月 2 日～4 日にかけての暴風雨及び豪雨（台風 13 号）	最大瞬間風速 S S E 33.2m/s 総降水量(9 月 2 日～4 日) 78.0mm 最大時間雨量 18.0mm 千種川(木津)最高水位 2.9m	〃	なし
平成 6 年 9 月 27 日 ～30 日	平成 6 年 9 月 27 日～30 日までの秋雨前線と台風 26 号による大雨と強風	最大瞬間風速 N N E 21.4m/s 総降水量 (9 月 27 日～30 日) 55mm 最大時間雨量 5.5mm 千種川(木津)最高水位 1.47m	〃	なし
平成 9 年 7 月 26 日 ～28 日	平成 9 年 7 月 26 日～28 日までの台風 9 号による大雨と強風	最大瞬間風速 N 19.4m/s 総降水量 (7 月 26 日～28 日) 162mm 最大時間雨量 32mm 千種川(木津)最高水位 3.09m	〃	市道路崩壊(坂越地内他) 3ヶ所
平成 9 年 9 月 16 日 ～17 日	平成 9 年 9 月 16 日～17 日までの台風 19 号による大雨と強風	最大瞬間風速 N E 13.5m/s 総降水量 (9 月 16 日～17 日) 138mm 最大時間雨量 54mm 千種川(木津)最高水位 1.52mm	〃	なし
平成 10 年 10 月 17 日 ～18 日	平成 10 年 10 月 17 日～18 日までの台風 10 号による雨と強風	最大瞬間風速 N 31.7m/s 総降水量 (10 月 17 日～18 日)68.5mm 最大時間雨量 6.5mm 千種川(木津)最高水位 3.49m	〃	床上浸水 下高谷地区 2 戸 床下浸水 下高谷地区他 10 戸 山地崩壊(土砂流出) 福浦他 2ヶ所 農地冠水(高雄地区他) 5ha
平成 11 年 9 月 15 日	平成 11 年 9 月 15 日の台風 16 号による大雨	最大瞬間風速 N N E 21.9m/s 総降水量 109.0mm 最大時間雨量 52.0mm 千種川(木津)最高水位 3.25m	〃	床上浸水 尾崎地区 2 戸 床下浸水 尾崎地区他 28 戸
平成 16 年 8 月 30 日 ～31 日	平成 16 年 8 月 30 日～31 日までの台風 16 号による高潮	最大瞬間風速 S E 38.1m/s 総降水量 (8 月 30 日～31 日)42.0mm 最大時間雨量 21.0mm 最高潮位(相生港) 3.51m	〃	半 壊 坂越潮見地区 1 戸 一部損壊 砂子地区他 20 戸 床上浸水 御崎地区他 9 戸 床下浸水 御崎地区他 43 戸 その他道路損壊、漁港施設損壊
平成 16 年 9 月 7 日 ～8 日	平成 16 年 9 月 7 日～8 日までの台風 18 号による高潮	最大瞬間風速 S E 35.2m/s 総降水量 (9 月 7 日～8 日) 9.0mm 最大時間雨量 5.5mm 最高潮位(相生港) 3.17m	〃	負傷者(重軽傷) 3 人 一部損壊 高雄地区 10 戸 床下浸水 福浦新田地区他 5 戸
平成 16 年 9 月 29 日 ～30 日	平成 16 年 9 月 29 日～30 日までの台風 21 号による大雨	最大瞬間風速 N N W 21.9m/s 総降水量 (9 月 29 日～30 日) 225mm 最大時間雨量 36.5mm 千種川(木津)最高水位 ※6.70m	赤 穂	全 壊 東有年地区他 9 戸 大規模半壊 東有年地区他 18 戸 半 壊 東有年地区他 150 戸 床上浸水 東有年地区他 63 戸 床下浸水 東有年地区他 110 戸 その他田畑等冠水、土木関係施設・農林水産関係施設・教育関係施設等に被害
平成 16 年 10 月 19 日 ～20 日	平成 16 年 10 月 19 日～20 日までの台風 23 号による大雨	最大瞬間風速 N 28.2m/s 総降水量 (10 月 19 日～20 日)157.5mm 最大時間雨量 11.0mm 千種川(木津)最高水位 4.42m	〃	床下浸水 周世地区 1 戸

○ 昭和 25 年以降の記録（風水害）（8/8）

災害発生年月日	原因	気象観測値	観測場所	被害状況
平成 17 年 9 月 4 日 ～7 日	台風 14 号による強風、高潮	最大瞬間風速 ESE 35.7m/s 最高潮位(相生港) 2.95m	赤穂	なし
平成 18 年 7 月 19 日	梅雨前線による大雨	総降雨量 153 mm 最大時間雨量 29 mm 千種川(木津)最高水位 4.84m	〃	なし
平成 19 年 7 月 14 日 ～15 日	台風 4 号による大雨	最大瞬間風速 ENE 17.5m/s 総降雨量 128 mm 最大時間雨量 9 mm 千種川(木津)最高水位 3.37m	〃	なし
平成 21 年 8 月 9 日 ～10 日	台風 9 号による大雨	総降雨量 148 mm 最大時間雨量 21 mm 千種川(木津)最高水位 6.14m	〃	農地冠水(周世地区外) 34.5ha その他 千種川河川敷、農林水産施設等に被害
平成 23 年 9 月 16 日 ～17 日	大雨	総降雨量 159 mm 最大時間雨量 41 mm	〃	床下浸水 2 棟(田端地区)
平成 23 年 9 月 2 日 ～4 日	台風 12 号による大雨	総降雨量 234 mm 最大時間雨量 25 mm 千種川(木津)最高水位 4.85m	〃	なし
平成 24 年 7 月 6 日 ～7 日	大雨	総降雨量 115 mm 最大時間雨量 36 mm 千種川(木津)最高水位 5.24m	〃	床下浸水 49 棟(有年横尾地区)
平成 26 年 8 月 9 日 ～10 日	台風 11 号による強風、大雨、高潮	最大瞬間風速 NNE25.9m/s 総降雨量 205 mm 最大時間雨量 23 mm 千種川(木津)最高水位 2.59m 最高潮位(坂越港他) 2.5m	〃	道路冠水 赤穂地区 土砂流出 尾崎地区
平成 26 年 10 月 13 日 ～14 日	台風 19 号による大雨	総降雨量 90 mm 最大時間雨量 17 mm 千種川(木津)最高水位 2.62m	〃	負傷者(軽症) 1 人
平成 27 年 7 月 16 日 ～18 日	台風 11 号による大雨	総降雨量 180 mm 最大時間雨量 40 mm 千種川(木津)最高水位 3.49m	〃	死者 1 人 道路冠水等 福浦地区他 3ヶ所 土砂流出等 御崎地区他 5ヶ所
平成 28 年 9 月 19 日 ～20 日	台風 16 号による大雨	総降雨量 102.5 mm 最大時間雨量 20.5 mm 千種川(木津)最高水位 3.91m	〃	なし
平成 29 年 9 月 17 日 ～18 日	台風 18 号による大雨、高潮	総降雨量 175 mm 最大時間雨量 71 mm 千種川(木津)最高水位 4.77m 最高潮位(折方) 2.8m	〃	床上浸水 御崎地区 1 戸 床下浸水 目坂地区他 6 戸 土砂流出等 木津地区他 23ヶ所
平成 30 年 7 月 5 日 ～8 日	梅雨前線及び台風 7 号による大雨	総降雨量 281 mm 最大時間雨量 22 mm 千種川(木津)最高水位 6.01m	〃	道路冠水等 周世地区他 7ヶ所 土砂流出等 坂越地区他 10ヶ所
平成 30 年 9 月 4 日	台風 21 号による高潮	総降雨量 39 mm 最大時間雨量 18 mm 最高潮位(赤穂港他) 2.6m	〃	なし

※テレメータ測定の上限值 6.49m を超過したため、流跡を現地実測により測定

1-7 兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震

本編関連箇所	P1-22
参考資料	兵庫県地震被害想定調査報告書、兵庫県地域防災計画（令和2年）等

番号	発生年月日	震 央		規 模 (マグニチュード)	地震名
		E	N		
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	—	—	7. 0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	135. 4	35. 6	7. 0	
3	745. 6. 5 (天平 17. 4. 27)	136. 6	35. 5	7. 9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	135. 6	34. 9	6. 7	
○5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	134. 8	34. 8	7. 1	
○6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	135. 3	33. 0	8. 6	
7	938. 5. 22 (承平 8 (天慶1) . 4. 15)	135. 8	34. 8	6. 9	
8	1096. 12. 17 (嘉保 3 (永長1) . 11. 24)	137. 3	34. 2	8. 4	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	135. 0	33. 0	8. 4	
10	1449. 5. 13 (天安 16 (宝徳1) . 4. 12)	135. 6	35. 0	6. 4	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	138. 2	34. 1	8. 6	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	135. 7	34. 6	6. 7	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	135. 5	34. 7	6. 2	
14	1596. 9. 5 (文禄 5 (慶長1) . 7. 13)	135. 7	34. 8	7. 0	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	136. 0	35. 3	7. 6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	135. 9	33. 2	8. 4	宝 永 地 震
17	1751. 3. 26 (寛延 4 (宝暦1) . 2. 29)	135. 4	35. 0	6. 4	
18	1854. 12. 23 (嘉永 7 (安政1) . 11 . 4)	137. 8	34. 1	8. 4	安 政 東 海 地 震
19	1854. 12. 24 (" (") . 11 . 5)	135. 6	33. 2	8. 4	安 政 南 海 地 震
○20	1864. 3. 6 (文久 4 (元治1) . 1. 28)	134. 8	35. 0	6. 4	
21	1891. 10. 28 (明治 24)	136. 6	35. 6	8. 4	濃 尾 地 震
○22	1916. 11. 26 (大正 5)	135. 0	34. 6	6. 3	
○23	1925. 5. 23 (大正 14)	134. 8	35. 7	7. 0	北 但 馬 地 震
○24	1927. 3. 7 (昭和 2)	135. 1	35. 6	7. 5	北 丹 波 地 震
○25	1943. 9. 10 (昭和 18)	134. 2	35. 5	7. 4	鳥 取 地 震
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	135. 6	33. 0	8. 1	南 海 地 震
○27	1949. 1. 20 (昭和 24)	134. 6	35. 6	6. 5	
28	1952. 7. 18 (昭和 27)	135. 8	34. 5	7. 0	吉 野 地 震
29	1961. 5. 7 (昭和 36)	134. 4	35. 1	5. 9	
30	1963. 3. 27 (昭和 38)	135. 8	35. 8	6. 9	越 前 岬 沖 地 震
31	1984. 5. 30 (昭和 59)	134. 6	35. 0	5. 6	兵 庫 県 南 西 部 地 震
◎32	1995. 1. 17 (平成 7)	135. 0	34. 6	7. 3	兵 庫 県 南 部 地 震
33	2000. 10. 6 (平成 12)	133. 4	35. 3	7. 3	鳥 取 県 西 部 地 震
34	2013. 4. 13 (平成 25)	134. 5	34. 3	6. 3	淡 路 島 付 近 を 震 源 と す る 地 震
35	2018. 6. 18 (平成 30)	135. 4	34. 5	6. 1	大 阪 府 北 部 を 震 源 と す る 地 震

(注1) ○は兵庫県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は兵庫県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

(注3) 兵庫県を襲った過去の地震（兵庫県ホームページ）に基づいて加筆

(参考) 赤穂市周辺 (市役所から震央距離 100km 圏内) の大きい地震 (マグニチュード 5.0 以上)

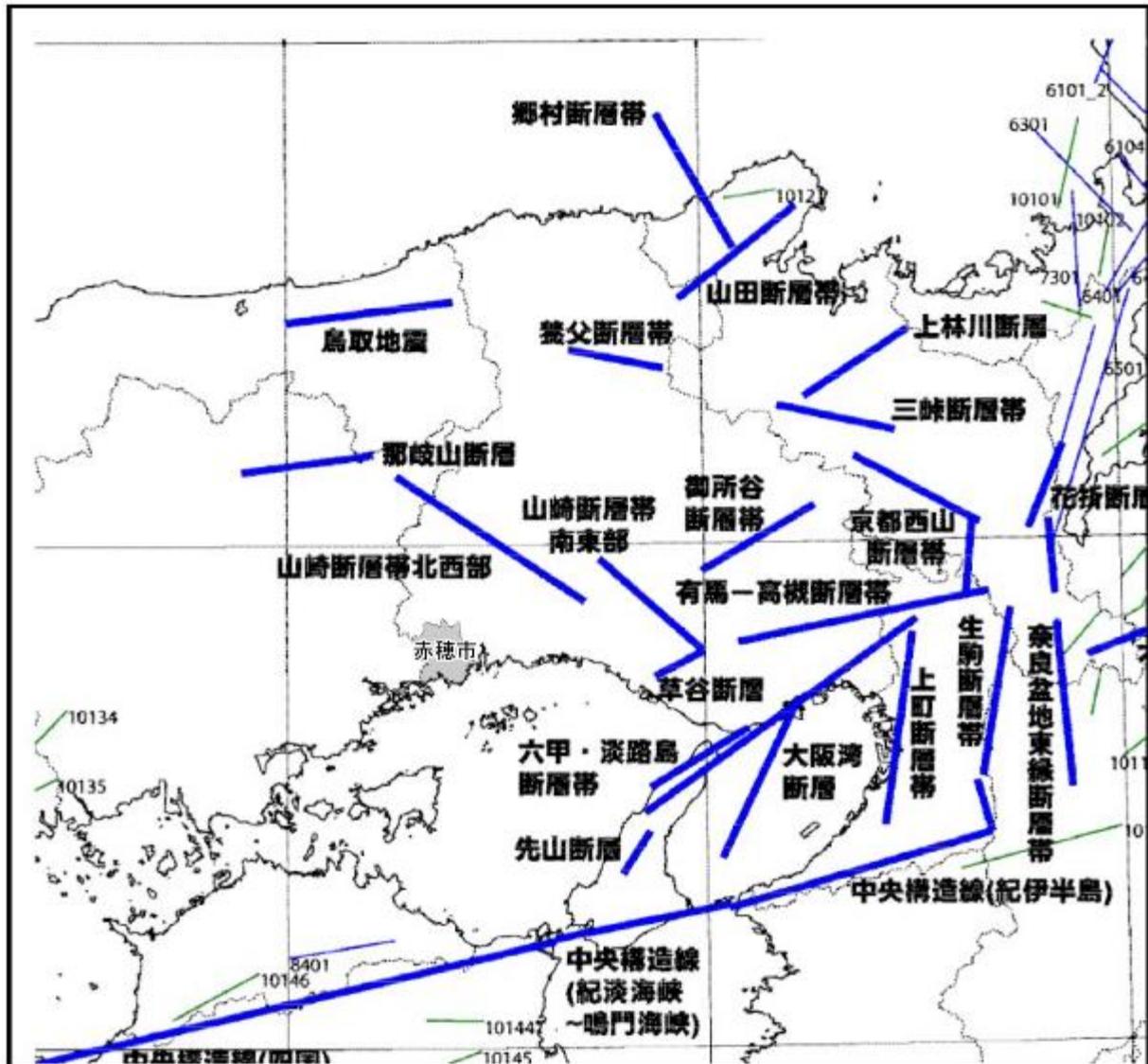
本編関連箇所	P1-22
参考資料	新編日本地震被害総覧 増補改訂版 (東京大学出版会)、消防庁資料等

番号	発 生 年 月 日	震 央		規 模 (マグニチュード)	地震名
		E	N		
1	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	134.8	34.8	7.1	
2	1711. 3. 19 (宝永 (正徳1) 8. 2. 1)	133.8	35.2	6.0~6.25	
3	1865. 2. 24 (元治 (慶応1) 2. 1. 29)	134.8	35.0	6.0~6.25	
4	1916. 11. 26 (大正 5)	135.0	34.6	6.3	
5	1925. 5. 23 (大正 14)	134.8	35.7	7.0	北 但 馬 地 震
6	1930. 2. 2 (昭和 5)	135.1	34.2	5.3	
7	1934. 1. 9 (昭和 9)	133.95	34.03	5.6	
8	1938. 1. 2 (昭和 13)	133.35	34.97	5.5	
9	1943. 3. 4 (昭和 18)	134.22	35.43	6.2	
10	1943. 9. 10 (昭和 18)	134.2	35.5	7.4	鳥 取 地 震
11	1949. 1. 20 (昭和 24)	134.6	35.6	6.5	
12	1961. 5. 7 (昭和 36)	134.4	35.1	5.9	
13	1983. 10. 31 (昭和 58)	133.9	35.4	6.2	
14	1984. 5. 30 (昭和 59)	134.6	35.0	5.6	兵 庫 県 南 西 部 地 震
15	1995. 1. 17 (平成 7)	135.0	34.6	7.3	兵 庫 県 南 部 地 震
16	2000. 10. 6 (平成 12)	133.3	35.3	7.3	鳥 取 県 西 部 地 震
17	2001. 8. 25 (平成 13)	135.7	35.1	5.1	
18	2002. 9. 16 (平成 14)	133.7	35.4	5.3	
19	2013. 4. 13 (平成 25)	134.5	34.3	6.3	淡路島付近を震源とする地震
20	2018. 6. 18 (平成 30)	135.4	34.5	6.1	大阪府北部を震源とする地震



1-8 赤穂市周辺の活断層分布図

本編関連箇所	P1-25
参考資料	兵庫県地震被害想定（内陸型活断層）



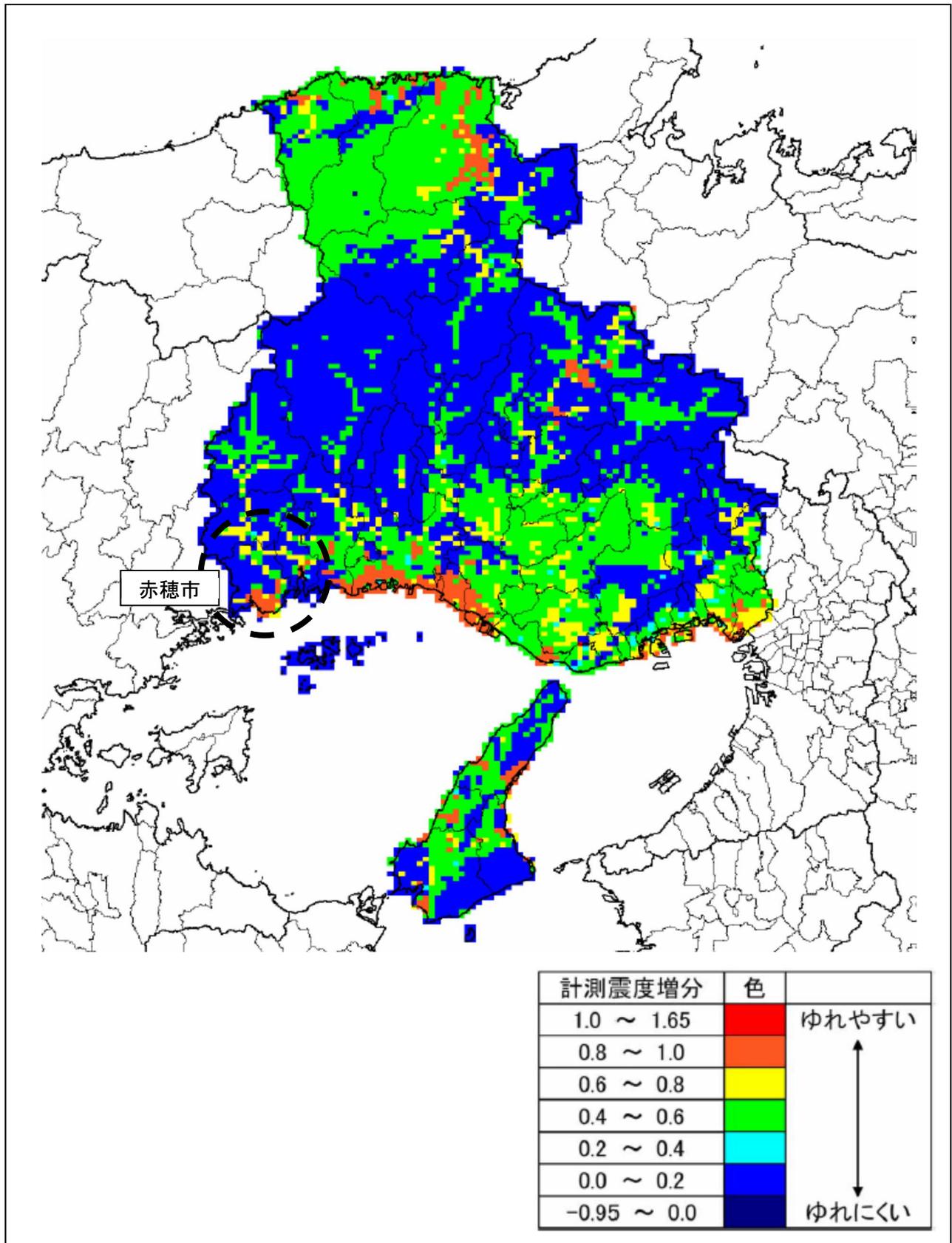
■地形条件と地震災害の状況

地 形		記号	地震災害の状況		
低地 (平地)	干 拓 地	×	・地震動が大きく液状化しやすい ・津波の被害を受けやすい		
	三角州・海岸平野	×	・地震動が大きく液状化しやすい ・津波の被害を受けることがある		
	低水敷・高水敷	×	・地震動が大きく液状化しやすい		
	自 然 堤 防	×	・地震動が大きく液状化しやすい		
	旧 河 道	×	・地震動が大きく液状化しやすい		
	後 背 湿 地	×	・地震動が大きく液状化しやすい		
	氾濫平野	平地部	×	・液状化の可能性がある	
		山間部	△	・液状化の可能性がある	
谷 底 平 野		△	・液状化の可能性がある		
山麓地	扇 状 地	△	・液状化の可能性がある		
	山 麓 斜 面 (麓屑面崖錐等)	△	・液状化のおそれは少ないが急勾配であると崩壊が生ずることがある		
人工 改変地	盛土部・埋土部	低地部	高い盛土	×	・地震動が大きく液状化しやすい ・地盤にクラックができやすい
		低い盛土	×	・地震動が大きく液状化しやすい ・地盤にクラックができやすい	
	山地・丘陵部	高い盛土	×	・地震動がやや大きく地盤にクラックができやすい ・地震動によって崩壊することがある	
		低い盛土	△	・地震動がやや大きく地盤にクラックができやすい	
	切土部		△	・地震時に切土斜面が崩壊することもある	

注) 記号凡例 × : 危険性が高い △ : 条件により危険の可能性あり

1-9 兵庫県揺れやすさマップ

本編関連箇所	P1-27
参考資料	「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」(平成17年10月内閣府)



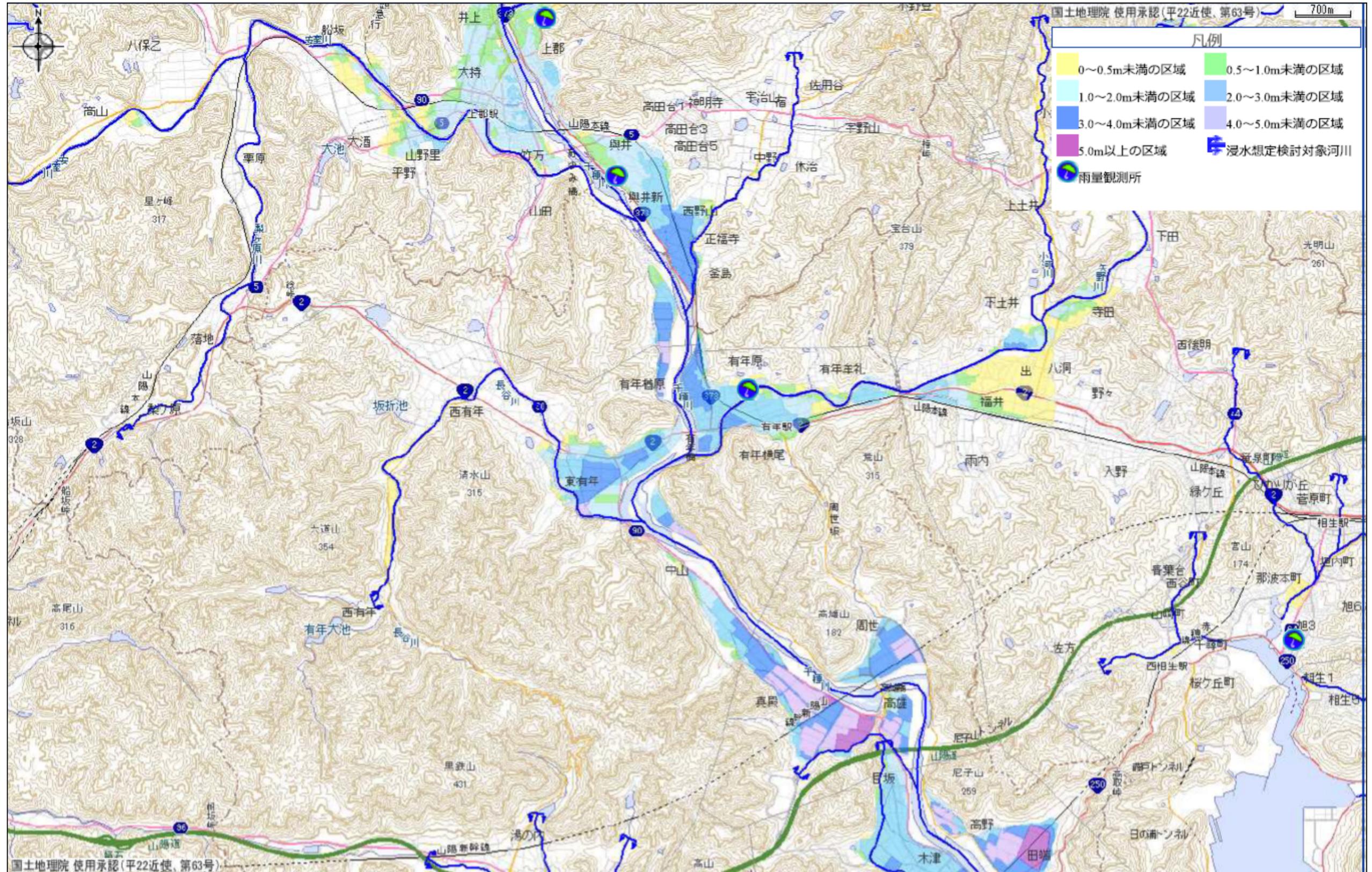
1-10 河川浸水想定区域図

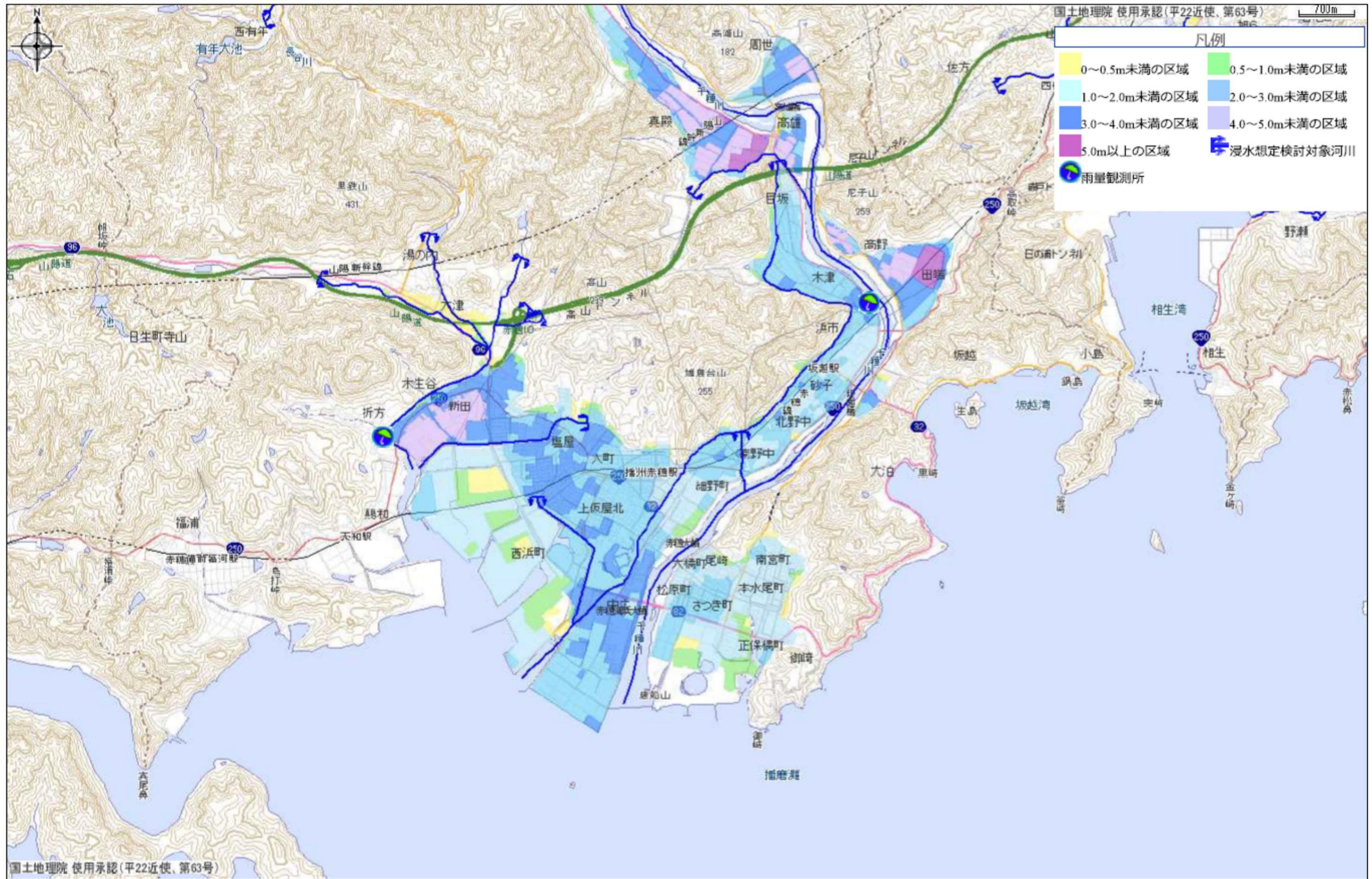
本編関連箇所

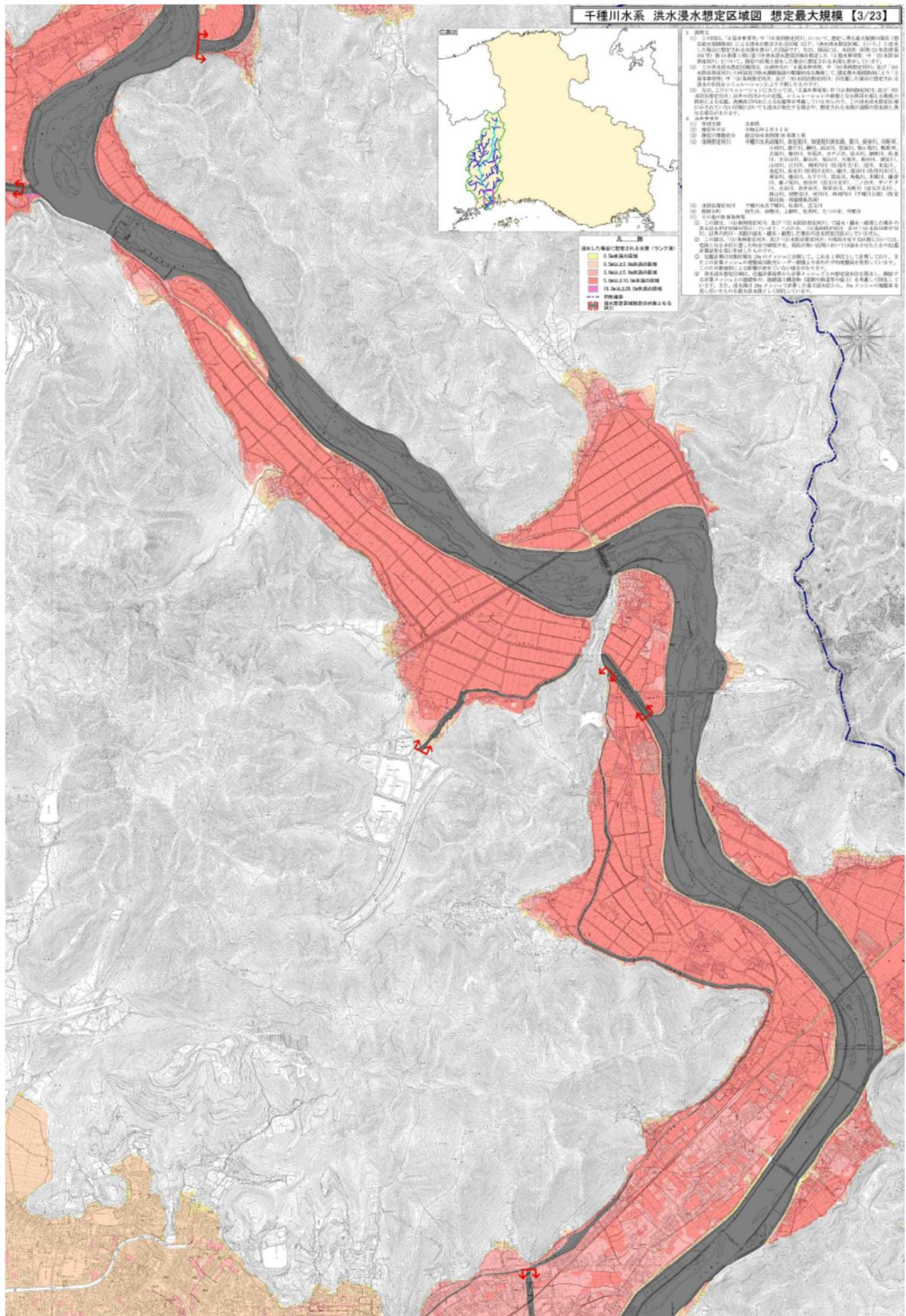
P1-29

参考資料

兵庫県CGハザードマップ・地域の風水害対策情報（河川浸水想定区域図）その1

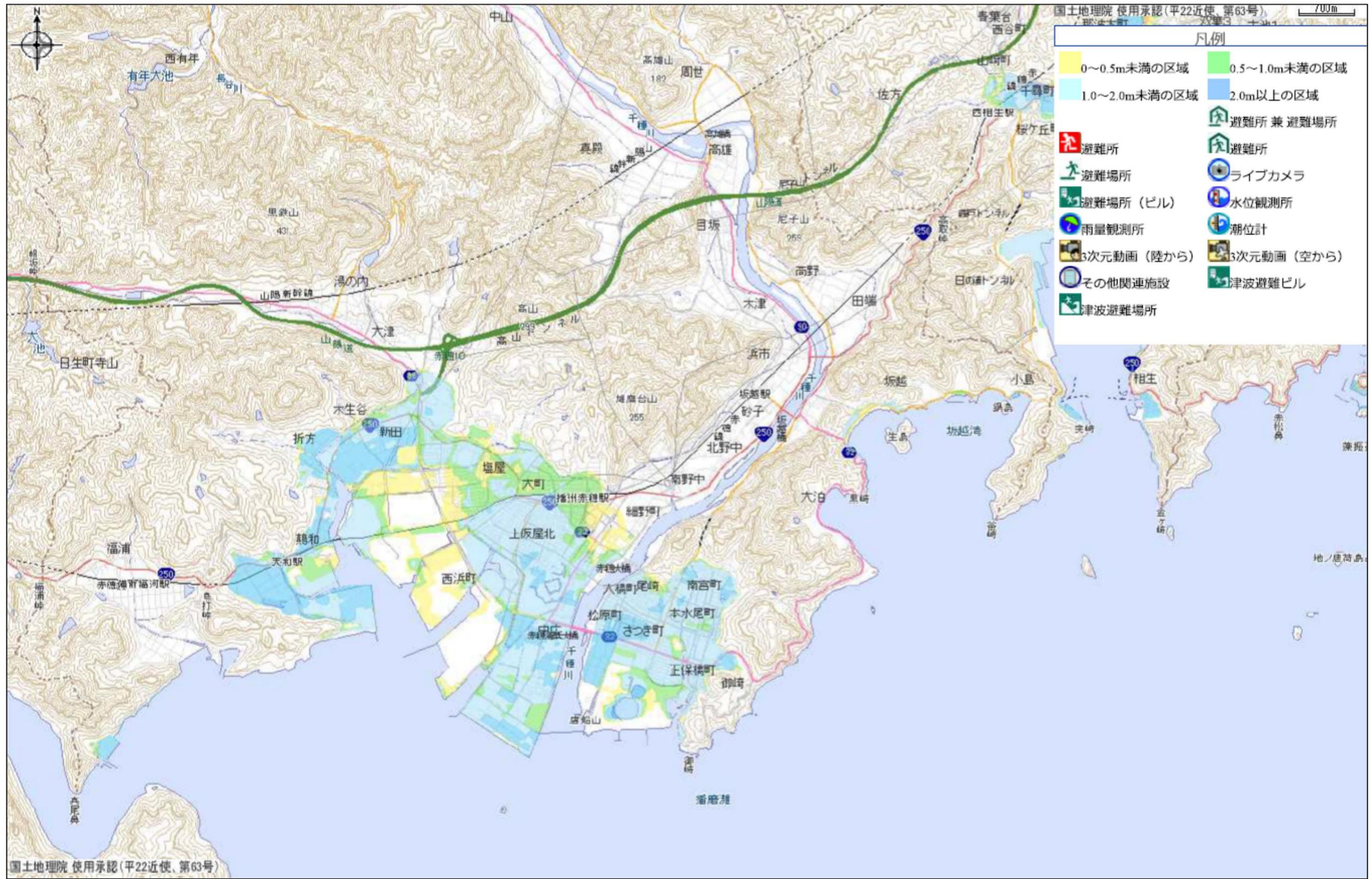






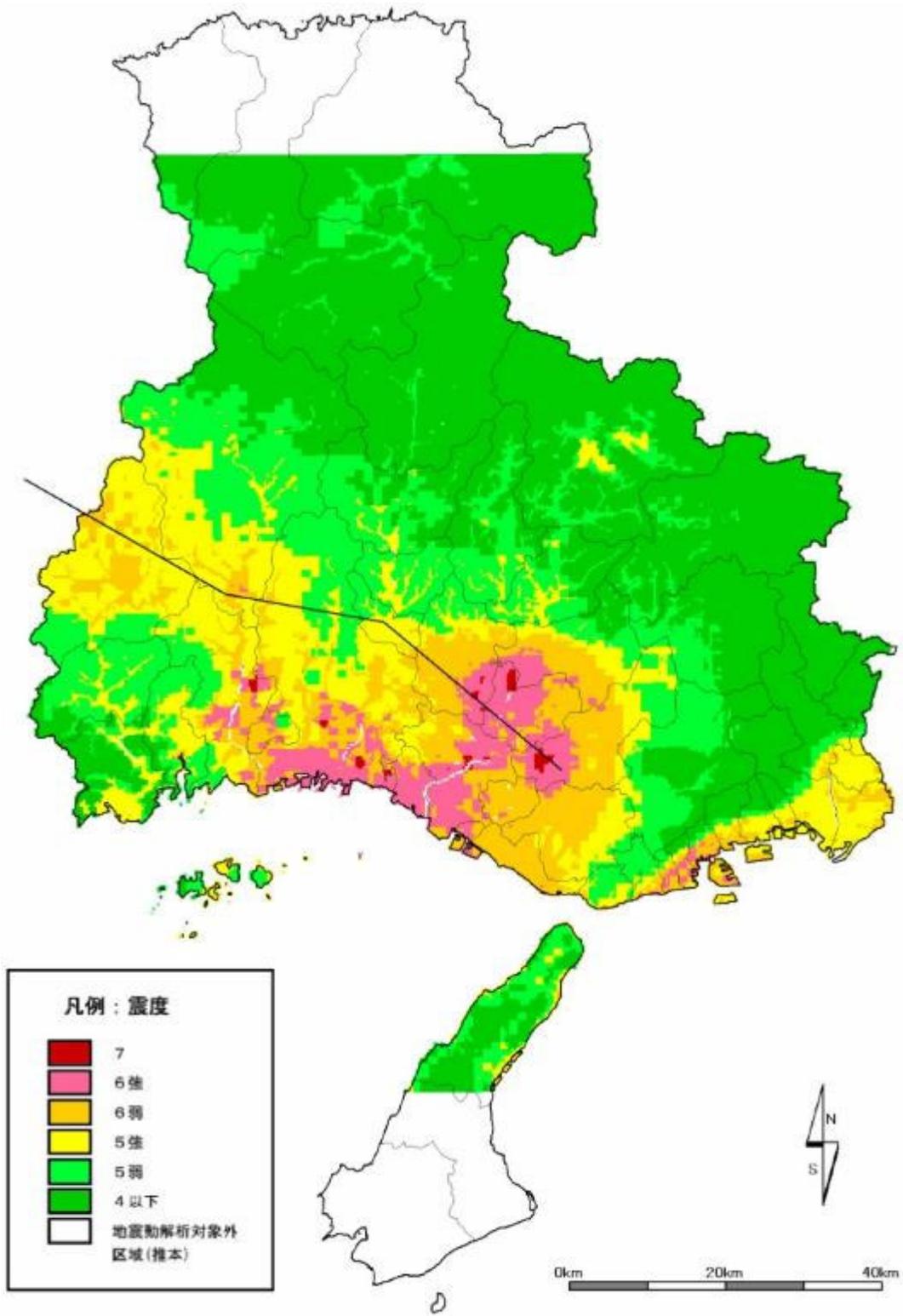
1-11 高潮浸水想定区域図

本編関連箇所 P1-30 参考資料 兵庫県CGハザードマップ・地域の風水害対策情報（高潮浸水予測区域図）



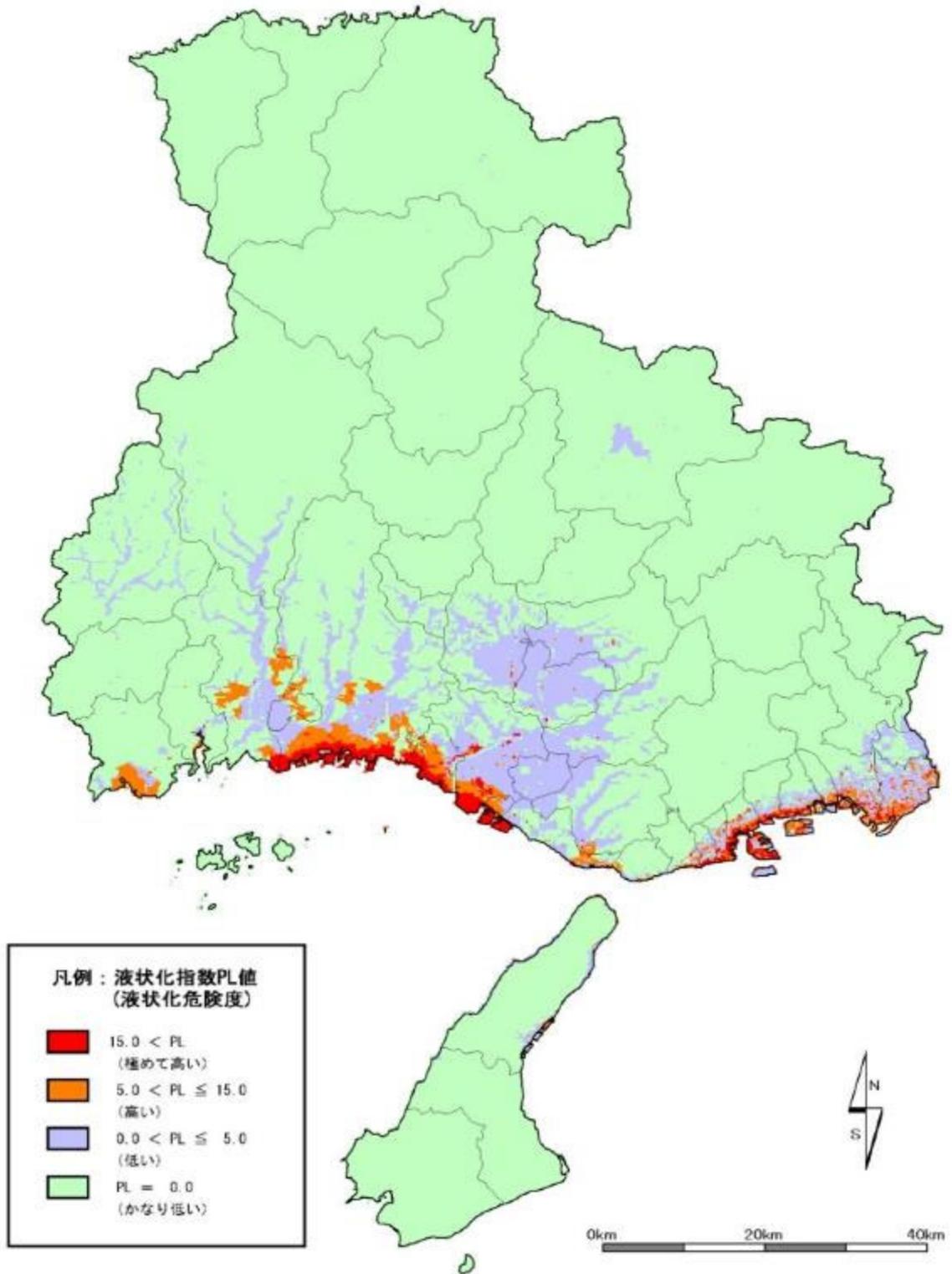
1-12 山崎断層による地震の震度分布図

本編関連箇所	P1-30
参考資料	兵庫県地震被害想定（平成22年）



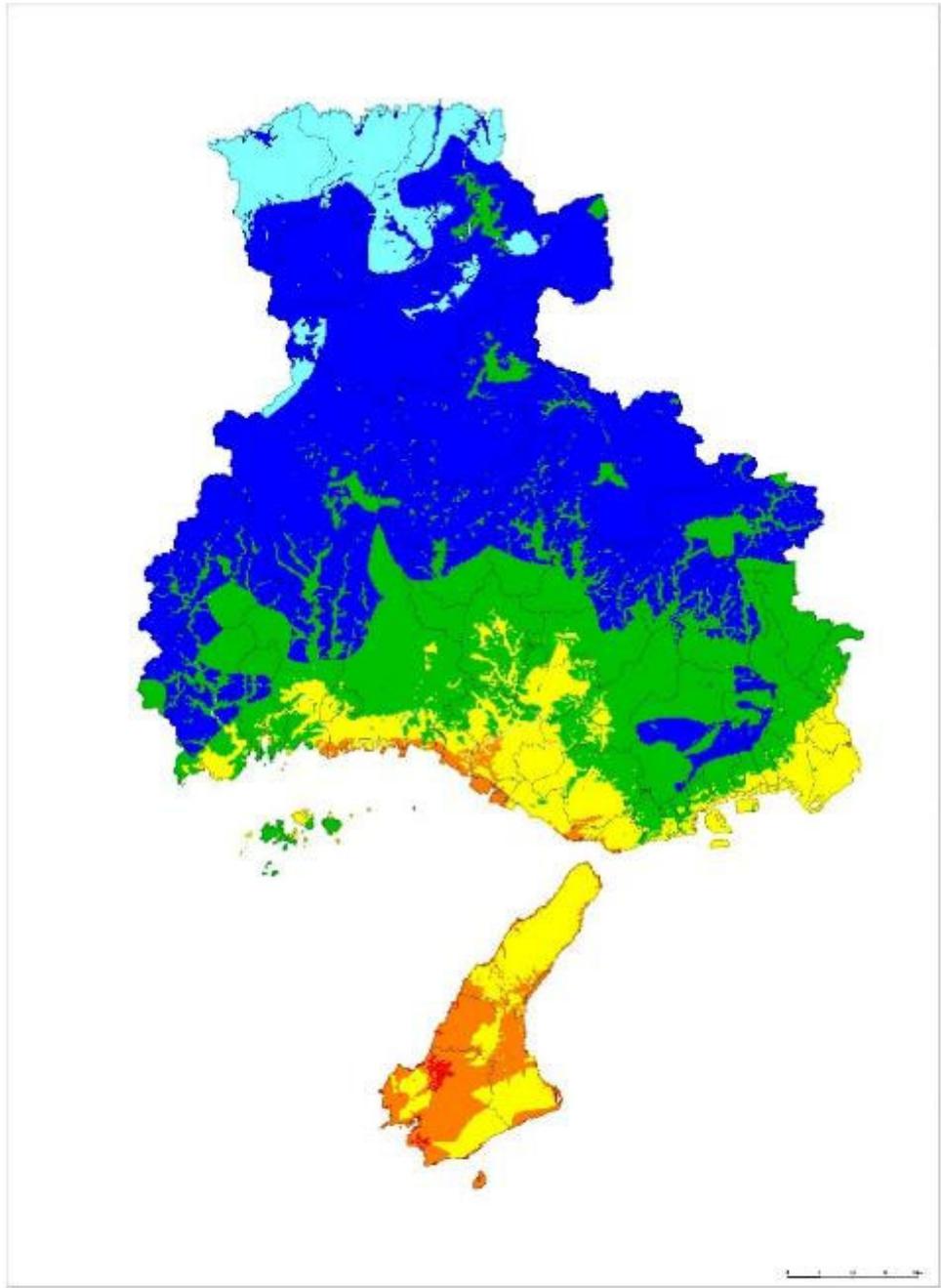
1-13 山崎断層による地震の液状化分布図

本編関連箇所	P1-30
参考資料	兵庫県地震被害想定（平成22年）



1-14 南海トラフ地震による想定震度分布図

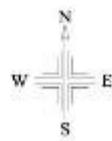
本編関連箇所	P1-32、P8-3
参考資料	兵庫県 南海トラフ巨大地震被害想定（平成26年6月）



1:1000000

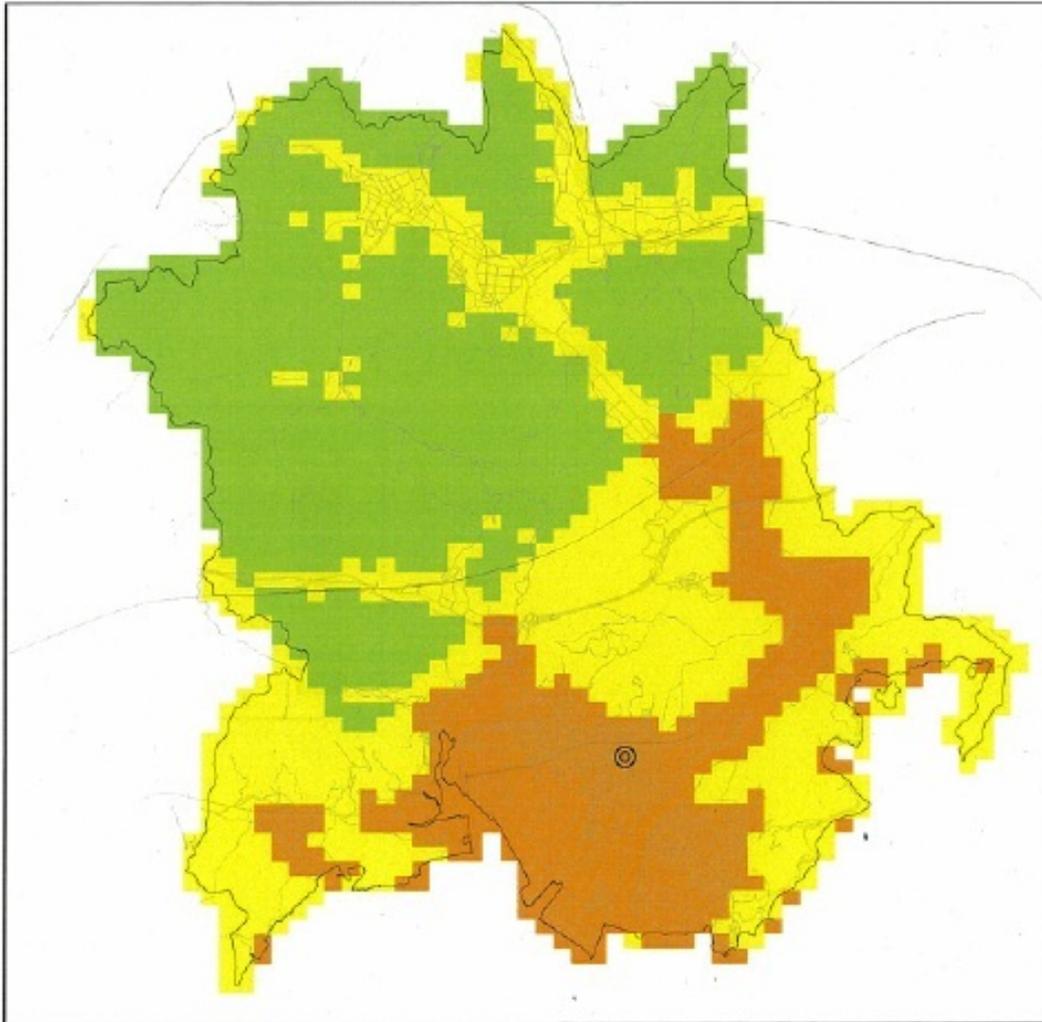
地表震度

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱
- 4
- 3以下



■赤穂市の震度分布図

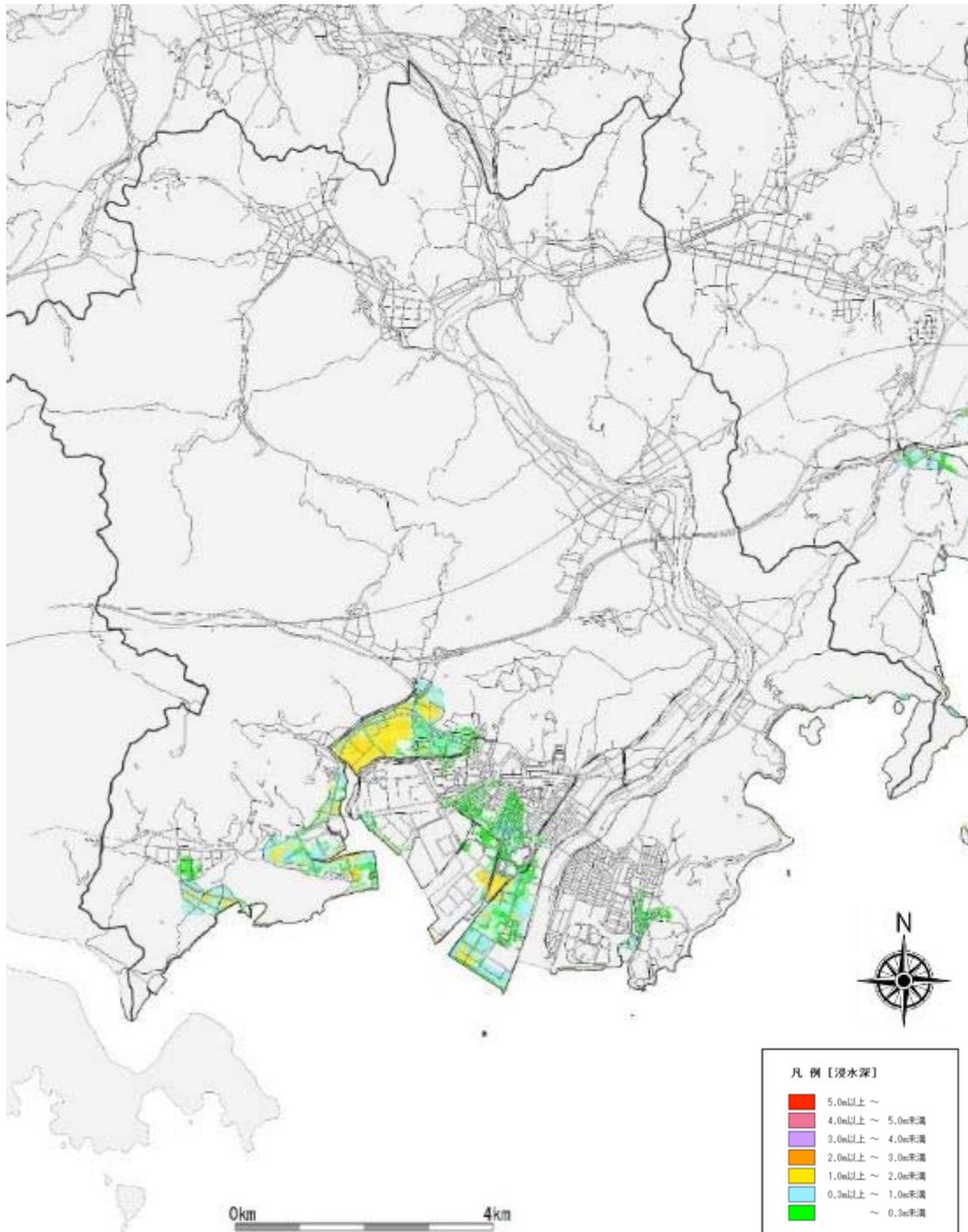
〈基本情報〉
夜間人口:50,523人
昼間人口:48,486人
建物棟数:29,864棟



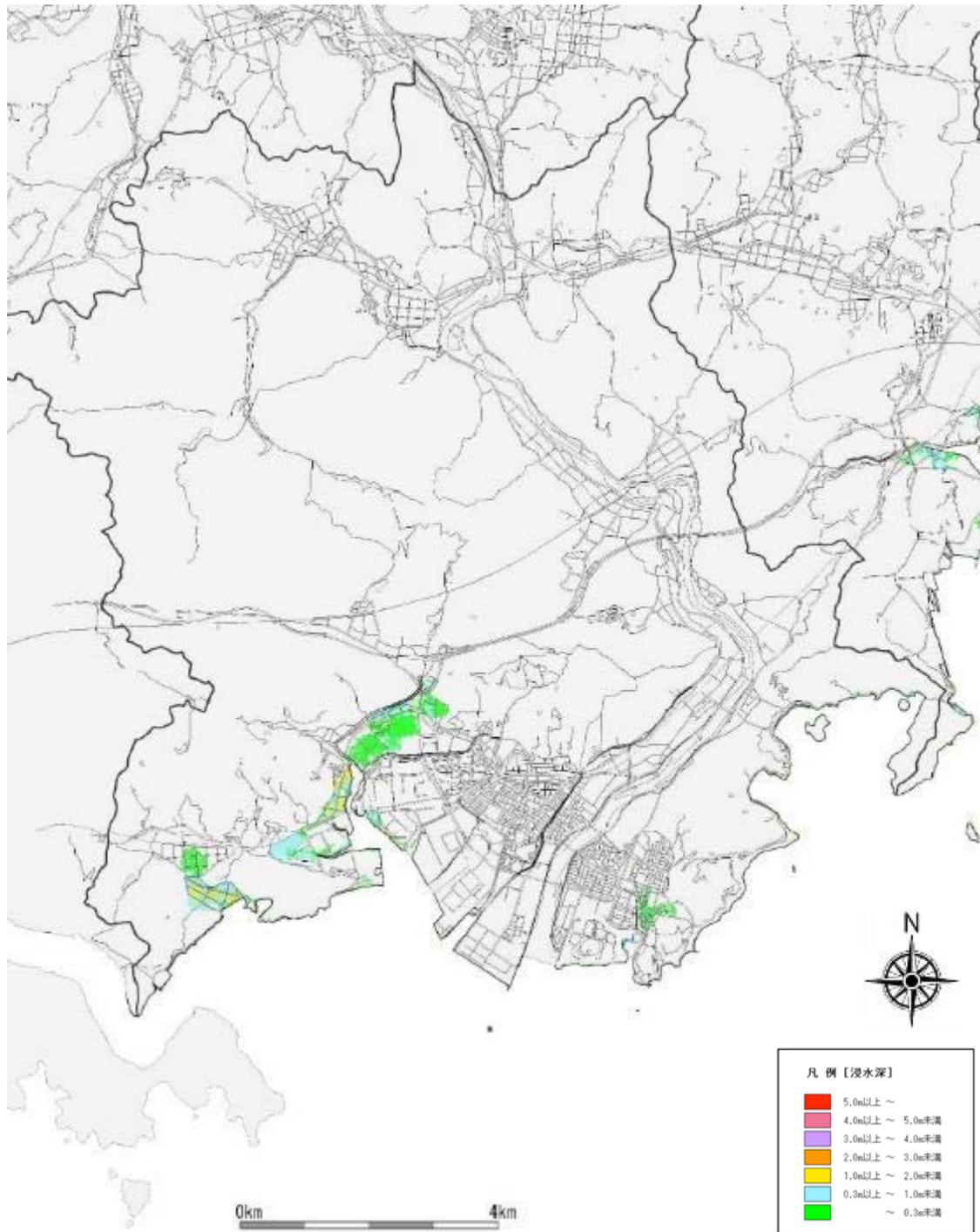
1-15 南海トラフ地震による津波の最大浸水分布

本編関連箇所	P1-33、P4-72、P8-4、15
参考資料	兵庫県 南海トラフ巨大地震被害想定（平成26年6月）

- ・最大浸水深分布図（防潮門扉等一部閉鎖、津波が堤防を越流した場合破堤あり）



・最大浸水深分布図（防潮門扉等全部閉鎖、津波が堤防を越流した場合破堤なし）



1-16 兵庫県の減災目標

本編関連箇所	P8-2
参考資料	兵庫県地域防災計画（地震災害対策編）第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

県民の命を守りきる

■死者をかぎりなくゼロに

約29,100人

津波約28,000人、揺れ約1,000人、火災約50人



約 400人

津波約60人、揺れ約300人、火災約40人

県民財産の損害を減らす

■建物被害を7割減

約37,000棟



約12,000棟

■浸水面積を2/3に

約6,100 ha



約4,100 ha
(粘り強い防潮堤の実現)

※浸水面積については、津波インフラ整備5箇年計画に基づく重点整備地区における対策の実施等によりさらなる減を目指す。

県民生活をいち早く回復する

■避難所生活者数を4割減

約16.9万人



約10.6万人

■避難所生活期間を半減

約110日



約60日

■直接被害を4割減

約5.5兆円



約3.2兆円

2-1 河川浸水想定区域内の要配慮者関連施設

本編関連箇所	P2-14、19
参考資料	市資料

※水防法第15条第1項第4号ロで定める要配慮者利用施設

【要配慮者利用施設の範囲】

社会福祉施設	高齢者施設、児童福祉施設、障害児・者施設等
学校施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
医療施設	病院・診療所（有床に限る）

千種川水系、大津川水系洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設

	施設の分類	施設の種類	施設名	住所
1	社会福祉施設/ 高齢者施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 玄武会ヒルズ	片浜町 227
2	社会福祉施設/ 高齢者施設	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設権の家	浜市 556-1
3	社会福祉施設/ 高齢者施設	介護老人保健施設	赤穂市立 介護老人保健施設老健あこう	中広 1092
4	社会福祉施設/ 高齢者施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設 伯鳳会プラザ	片浜町 232
5	社会福祉施設/ 高齢者施設	共同生活介護施設	坂越の家	坂越 1737-1
6	社会福祉施設/ 高齢者施設	共同生活介護施設	すまいる	鷺和 95-35
7	社会福祉施設/ 高齢者施設	小規模多機能型 居宅介護施設	塩屋の家	片浜町 232-2
8	社会福祉施設/ 高齢者施設	有料老人ホーム	あおばの家	中広 1265-1
9	社会福祉施設/ 高齢者施設	有料老人ホーム	わかばの家	中広 1264
10	社会福祉施設/ 高齢者施設	有料老人ホーム	みつばの家	中広 1156-2
11	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	はくほう会デイサービス センター	加里屋 290-28
12	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	赤穂西地区デイサービス センターやすらぎ	古浜町 57
13	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	赤穂東地区デイサービス センターしおさい	元沖町 132
14	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	ツクイ赤穂	さつき町 34-7
15	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	デイサービスセンターわかば	坂越 1722-20
16	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	あすなろリハビリスタジオ 本店	細野町 780
17	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	あすなろリハビリスタジオ 赤穂店	農神町 8-25
18	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	赤穂ふるさとデイサービス センター	尾崎 4002-2

	施設の分類	施設の種類	施設名	住所
19	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	デイサービスひまわり	加里屋 91-13
20	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	ふれあいの家わたしんち	塩屋 656-17
21	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	マスターズ倶楽部	加里屋 45-1
22	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	デイサービスセンター惣門の家	惣門町 24
23	社会福祉施設/ 障害児・者施設	障害者支援施設	赤穂精華園	大津 1327
24	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	春風荘	浜市 322-2
25	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	涼風荘	浜市 325-2
26	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	西山荘	浜市 183-7
27	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	グループホームさこし	浜市 178-5
28	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	さくら荘	北野中 382-35
29	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	赤穂精華園グループホーム きぼう	新田 222
30	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	みかん	塩屋 366-2
31	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	いちご	塩屋 579
32	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	ひびき	塩屋 580-1
33	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	ひかり	塩屋 674
34	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	ともだち	加里屋 1759
35	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	とまと	加里屋 1899
36	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	はあと	加里屋 95-8
37	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	ほのか	大津 1327
38	社会福祉施設/ 障害児・者施設	通所介護事業所	生活介護事業所はくほう	惣門町 52-6
39	社会福祉施設/ 障害児・者施設	短期入所/ 放課後等デイサービス	緑樹福祉会ぷくぷくほーむ/ てくてく	塩屋 2191
40	社会福祉施設/ 障害児・者施設	地域活動支援センター	さんぽみち	浜市 329-2
41	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設	就労継続支援施設はくほう	片浜町 228
42	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設	就労継続支援施設げんぶ	片浜町 227
43	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設	フロンティア	加里屋 1096-28
44	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設	ワーキング西播磨作業所 (主たる施設)	中広 1500

	施設の分類	施設の種類	施設名	住所
45	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設	ワーキング西播磨作業所 (従たる施設)	加里屋 2072
46	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設/ 通所介護事業所	緑樹福祉わかば園	大津 1041
47	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設	就労支援センターSORA	浜市 334-2
48	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設/ 通所介護事業所	ピアサポート兵庫	中浜町 6-11
49	社会福祉施設/ 障害児・者施設	児童発達支援事業所	児童発達支援事業所ふうり	城西町 53
50	社会福祉施設/ 障害児・者施設	児童発達支援事業所/ 放課後等デイサービス	GENKI-KIDS 風音 (かのん)	中浜町 2-5
51	社会福祉施設/ 障害児・者施設	児童発達支援事業所/ 一時預り	赤穂すこやかセンター	南野中 321
52	社会福祉施設/ 障害児・者施設	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス はくほう	加里屋 98-14
53	社会福祉施設/ 障害児・者施設	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス きっと・もっと・みらい	加里屋 1096-28
54	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	赤穂保育所	中広 267
55	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	塩屋保育所	古浜町 61
56	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	尾崎保育所	清水町 4-1
57	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	御崎保育所	朝日町 3-2
58	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	坂越保育所	坂越 1664-2
59	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	有年保育所	東有年 33-2
60	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	あおぞら保育園	中広 1732-41
61	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	赤穂あけぼの幼稚園	上仮屋北 15-7
62	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	赤穂中央病院 たんぽぽ保育園	大町 3-5
63	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	いるか園	加里屋 2229-1
64	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	いずみ保育所	浜市 183-14
65	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	赤穂市民病院看護師託児所 ひまわり園	中広 1090
66	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	赤穂センター保育所	加里屋中洲 6 丁目 33
67	社会福祉施設/ 児童福祉施設	児童養護施設	さくらこども学園	新田 1444
68	社会福祉施設/ 児童福祉施設	児童館	加里屋児童館	加里屋中洲 5 丁目 21
69	社会福祉施設/ 児童福祉施設	児童館	塩屋児童館	古浜町 64
70	社会福祉施設/ 児童福祉施設	児童館	赤穂東児童館	海浜町 141

	施設の分類	施設の種類	施設名	住所
71	社会福祉施設/ 児童福祉施設	児童館	坂越児童館	浜市 372
72	学校施設	幼稚園	赤穂幼稚園	加里屋中洲 2-59
73	学校施設	幼稚園	城西幼稚園	若草町 52
74	学校施設	幼稚園	塩屋幼稚園	古浜町 156
75	学校施設	幼稚園	尾崎幼稚園	尾崎 3117-3
76	学校施設	幼稚園	御崎幼稚園	朝日町 3
77	学校施設	幼稚園	坂越幼稚園	坂越 1645-2
78	学校施設	幼稚園	高雄幼稚園	高雄 2156-4
79	学校施設	幼稚園	有年幼稚園	東有年 680-1
80	学校施設	幼稚園	原幼稚園	有年原 583
81	学校施設	小学校	赤穂小学校	加里屋 37
82	学校施設	小学校	城西小学校	城西町 41
83	学校施設	小学校	塩屋小学校	古浜町 69
84	学校施設	小学校	尾崎小学校	尾崎 3117-3
85	学校施設	小学校	御崎小学校	朝日町 3
86	学校施設	小学校	坂越小学校	坂越 1696-1
87	学校施設	小学校	高雄小学校	高雄 2240-1
88	学校施設	小学校	有年小学校	西有年 2853
89	学校施設	小学校	原小学校	有年原 625-3
90	学校施設	中学校	赤穂西中学校	塩屋 1870
91	学校施設	中学校	赤穂東中学校	朝日町 1-1
92	学校施設	中学校	坂越中学校	浜市 587
93	学校施設	中学校	有年中学校	東有年 72
94	学校施設	高等学校	赤穂高等学校	海浜町 139
95	医療施設	病院・診療所（有床）	赤穂市民病院	中広 1090
96	医療施設	病院・診療所（有床）	赤穂中央病院	惣門町 53-1
97	医療施設	病院・診療所（有床）	赤穂はくほう会病院	加里屋 99
98	医療施設	病院・診療所（有床）	赤穂仁泉病院	浜市 408

2-2 ため池一覧

本編関連箇所	P2-18
参考資料	ため池台帳

地区名	名称	受益面積 (ha)
加里屋	真菰池	3.4
塩屋	ハブ池	3.3
	出雲池	2.7
	奥田池	2.3
	塩屋新池	3.3
大津	亀谷池	3.6
	権現池	16.5
	湯の内池	23.7
	帆坂池	21.6
木生谷	西ノ山池	0.7
	奥池	2.8
折方	荷子谷池	1.6
	機ヶ谷池	7.0
	新池	2.1
	古池	2.3
	荷子台池	7.2
	南池	3.6
鷗和	中河原池	6.8
福浦	新池	14.0
	中ノ谷池	1.1
	西ノ谷池	0.8
	鳥打峠池	16.4
	口ノ池	5.6
	奥ノ池	6.3
周世	黒谷池	2.9
	山田池	1.5
東有年	片山池	6.6
西有年	木ノ目池	27.0
	木ノ目新池	1.2
	馬路池	70.4
	坂折池	68.0
	長谷池	17.8
	有年大池	51.0
	稗田池	11.0
有年原	西池	13.6
	東池	2.0
	津村池	1.8
	北山池	1.6
有年横尾	陰山池	2.2
有年牟礼	奥池	9.4
	中池	4.1
	新池	2.3
	ハト力池	3.4
	西池	3.9

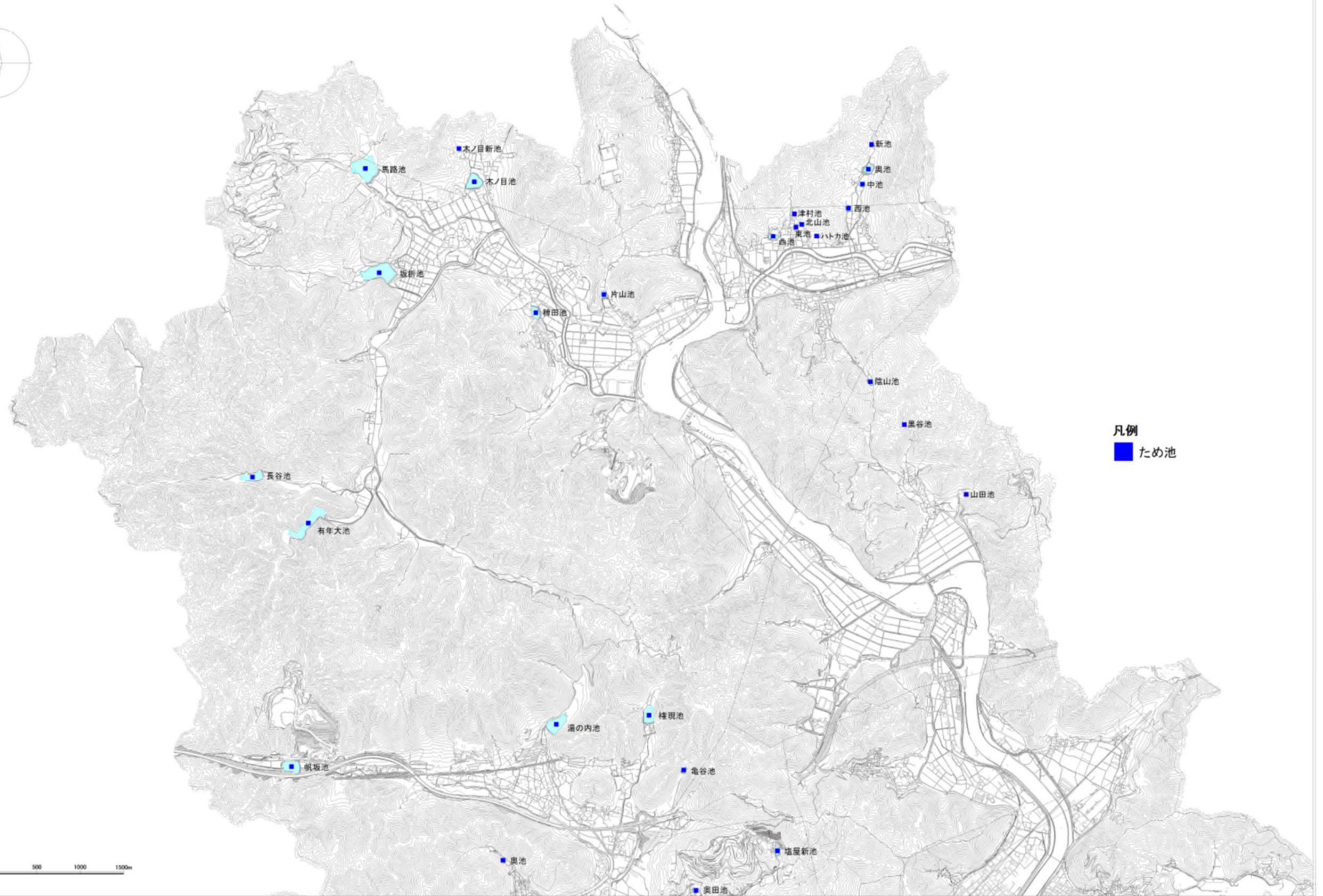
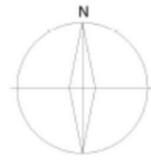
2-3 ため池位置図

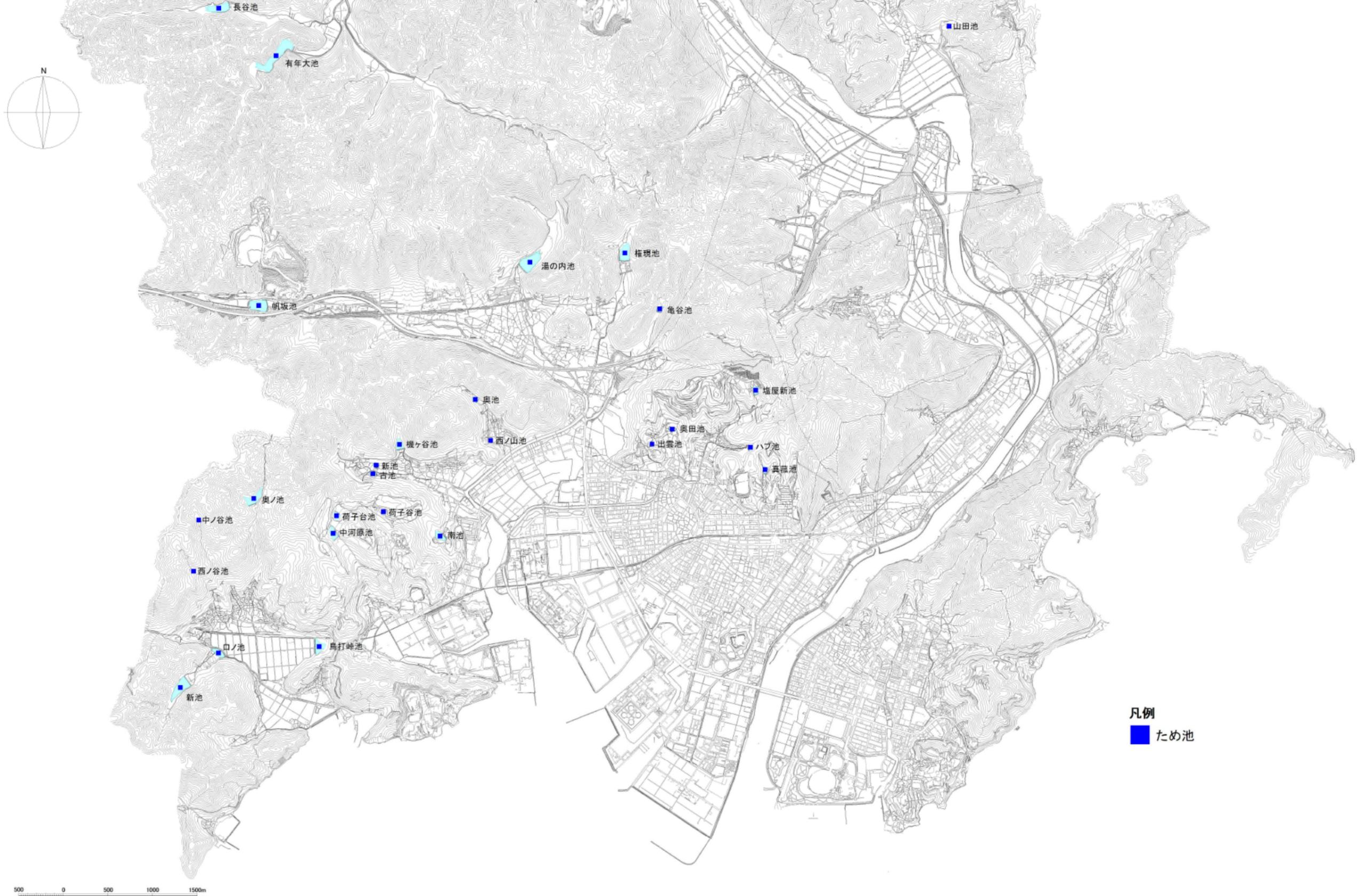
本編関連箇所

P2-18

参考資料

ため池台帳





凡例
■ ため池

2-4 土砂災害警戒区域一覧表

本編関連箇所	P2-21
参考資料	土砂災害警戒区域データベース

○ 急傾斜地

地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日	
赤穂市	木生谷	木生谷Ⅰ	113000001	急傾斜地の崩壊		平成19年3月23日
〃	木生谷	木生谷Ⅱ	113000002	〃		〃
〃	木生谷	木生谷Ⅲ	113000003	〃	◎	〃
〃	砂子	砂子Ⅰ	113000004	〃		〃
〃	砂子	砂子Ⅲ	113000005	〃	◎	〃
〃	南野中	南野中(1)Ⅰ	113000006	〃		〃
〃	南野中	南野中(2)Ⅰ	113000007	〃		〃
〃	南野中	南野中Ⅲ	113000008	〃	◎	〃
〃	加里屋	加里屋(1)Ⅰ	113000009	〃		〃
〃	加里屋	加里屋(2)Ⅰ	113000010	〃		〃
〃	加里屋	加里屋(3)Ⅰ	113000011	〃		〃
〃	加里屋	加里屋(1)Ⅱ	113000012	〃		〃
〃	加里屋	加里屋(2)Ⅱ	113000013	〃		〃
〃	加里屋	加里屋(3)Ⅱ	113000014	〃		〃
〃	新田	居村Ⅰ	113000015	〃		〃
〃	新田	五軒屋Ⅰ	113000016	〃		〃
〃	新田	居村Ⅱ	113000017	〃		〃
〃	新田	五軒屋Ⅲ	113000018	〃	◎	〃
〃	御崎	御崎(1)(1)Ⅰ	113000019	〃		〃
〃	御崎	御崎(1)(2)Ⅰ	113000020	〃		〃
〃	御崎	御崎(2)(1)Ⅰ	113000021	〃		〃
〃	御崎	御崎(2)(2)Ⅰ	113000022	〃		〃
〃	御崎	御崎(3)(1)Ⅰ	113000023	〃		〃
〃	御崎	御崎(3)(2)Ⅰ	113000024	〃		〃
〃	御崎	高台(1)Ⅰ	113000025	〃		〃
〃	御崎	三崎山Ⅰ	113000026	〃		〃
〃	御崎	御崎(1)Ⅱ	113000027	〃		〃
〃	御崎	御崎(2)Ⅱ	113000028	〃		〃
〃	御崎	東海Ⅲ	113000029	〃		〃
〃	御崎	御崎Ⅲ	113000030	〃		〃
〃	浜市	上浜市(1)Ⅰ	113000031	〃		〃
〃	浜市	上浜市(2)Ⅰ	113000032	〃		〃
〃	浜市	上浜市(3)Ⅰ	113000033	〃		〃
〃	浜市	上浜市Ⅱ	113000034	〃		〃
〃	北野中	北野中(1)Ⅰ	113000035	〃		〃
〃	北野中	北野中(2)Ⅰ	113000036	〃		〃
〃	北野中	北野中(3)Ⅰ	113000037	〃		〃
〃	北野中	北野中(4)Ⅰ	113000038	〃		〃
〃	北野中	北野中(5)Ⅰ	113000039	〃		〃
〃	北野中	北野中(6)Ⅰ	113000040	〃		〃

地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日	
赤穂市	北野中	北野中(1)Ⅱ	113000041	急傾斜地の崩壊		平成19年3月23日
〃	北野中	北野中(2)Ⅱ	113000042	〃		〃
〃	北野中	北野中(1)Ⅲ	113000043	〃		〃
〃	北野中	北野中(2)Ⅲ	113000044	〃	◎	〃
〃	塩屋	塩屋(1)Ⅰ	113000045	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(2)Ⅰ	113000046	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(3)Ⅰ	113000047	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(4)Ⅰ	113000048	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(5)Ⅰ	113000049	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(6)Ⅰ	113000050	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(7)Ⅰ	113000051	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(8)Ⅰ	113000052	〃		〃
〃	塩屋	塩屋Ⅰ	113000053	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(1)Ⅱ	113000054	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(2)Ⅱ	113000055	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(3)Ⅱ	113000056	〃		〃
〃	塩屋	塩屋(4)Ⅱ	113000057	〃		〃
〃	塩屋	塩屋Ⅲ	113000058	〃		〃
〃	折方	南Ⅱ	113000059	〃		〃
〃	尾崎	尾崎(1)Ⅰ	113000060	〃		〃
〃	尾崎	尾崎(2)Ⅰ	113000061	〃		〃
〃	尾崎	尾崎(3)Ⅰ	113000062	〃		〃
〃	御崎	高台(2)Ⅰ	113000063	〃		〃
〃	尾崎	向山(1)Ⅰ	113000064	〃		〃
〃	尾崎	向山(2)Ⅰ	113000065	〃		〃
〃	尾崎	向山(3)Ⅰ	113000066	〃		〃
〃	尾崎	尾崎(1)Ⅱ	113000067	〃		〃
〃	尾崎	尾崎(2)Ⅱ	113000068	〃		〃
〃	尾崎	尾崎(3)Ⅱ	113000069	〃		〃
〃	尾崎	尾崎(1)Ⅲ	113000070	〃	◎	〃
〃	尾崎	尾崎(2)Ⅲ	113000071	〃		〃
〃	坂越	小島Ⅰ	113000072	〃		〃
〃	坂越	潮見Ⅰ	113000073	〃		〃
〃	坂越	東之町(1)Ⅰ	113000074	〃		〃
〃	坂越	東之町(2)Ⅰ	113000075	〃		〃
〃	坂越	坂越(1)Ⅰ	113000076	〃		〃
〃	坂越	坂越(2)Ⅰ	113000077	〃		〃
〃	坂越	北之町Ⅰ	113000078	〃		〃
〃	坂越	洞竜(1)Ⅰ	113000079	〃		〃
〃	坂越	高谷Ⅰ	113000080	〃		〃
〃	坂越	大泊(2)Ⅰ	113000081	〃		〃
〃	坂越	山根Ⅰ	113000082	〃		〃
〃	坂越	山根Ⅲ	113000083	〃	◎	〃
〃	坂越	大黒(1)Ⅱ	113000084	〃		〃
〃	坂越	大黒(2)Ⅱ	113000085	〃		〃
〃	坂越	下高谷Ⅱ	113000086	〃		〃
〃	坂越	大泊(1)Ⅱ	113000087	〃		〃

地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日
赤穂市	坂越	大泊(2)Ⅱ	113000088	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日
〃	坂越	大泊(3)Ⅱ	113000089	〃	〃
〃	有年檜原	三軒家(1)Ⅰ	113000090	〃	平成20年2月5日
〃	有年檜原	三軒家(2)Ⅰ	113000091	〃	〃
〃	東有年	山手(1)Ⅰ	113000092	〃	〃
〃	東有年	山手(2)Ⅰ	113000093	〃	〃
〃	有年原	田中Ⅰ	113000094	〃	〃
〃	有年横尾	有年横尾(2)Ⅰ	113000095	〃	〃
〃	有年横尾	谷口Ⅰ	113000096	〃	〃
〃	有年横尾	有年横尾(1)Ⅰ	113000097	〃	〃
〃	中山	富原(1)Ⅰ	113000098	〃	〃
〃	中山	富原(2)Ⅰ	113000099	〃	〃
〃	中山	中山(1)Ⅰ	113000100	〃	〃
〃	中山	中山(2)Ⅰ	113000101	〃	〃
〃	真殿	門前(2)Ⅰ	113000102	〃	〃
〃	真殿	門前(1)Ⅰ	113000103	〃	〃
〃	周世	御蔵Ⅰ	113000104	〃	〃
〃	目坂	清水(1)Ⅰ	113000105	〃	〃
〃	高野	高野Ⅰ	113000106	〃	〃
〃	目坂	目坂(1)Ⅰ	113000107	〃	〃
〃	目坂	目坂(2)Ⅰ	113000108	〃	〃
〃	大津	大津(1)Ⅰ	113000109	〃	〃
〃	大津	大津(2)Ⅰ	113000110	〃	〃
〃	大津	船渡Ⅰ	113000111	〃	〃
〃	鷗和	鷗和(1)Ⅰ	113000112	〃	〃
〃	鷗和	鷗和(2)Ⅰ	113000113	〃	〃
〃	福浦	本町(1)Ⅰ	113000114	〃	〃
〃	福浦	朶山Ⅰ	113000115	〃	〃
〃	福浦	大泊(1)Ⅰ	113000116	〃	〃
〃	福浦	古池(1)Ⅰ	113000117	〃	〃
〃	福浦	福浦(1)Ⅰ	113000118	〃	〃
〃	福浦	新田Ⅰ	113000119	〃	〃
〃	福浦	入電Ⅰ	113000120	〃	〃
〃	有年牟礼	黒尾Ⅰ	113000121	〃	〃
〃	有年牟礼	山田Ⅰ	113000122	〃	〃
〃	有年横尾	有年横尾(3)Ⅰ	113000123	〃	〃
〃	有年横尾	有年横尾(4)Ⅰ	113000124	〃	〃
〃	西有年	横山(1)Ⅰ	113000125	〃	〃
〃	西有年	横山(2)Ⅰ	113000126	〃	〃
〃	中山	中山(3)Ⅰ	113000127	〃	〃
〃	真殿	林(1)Ⅰ	113000128	〃	〃
〃	周世	入相Ⅰ	113000129	〃	〃
〃	高雄	高雄Ⅰ	113000130	〃	〃
〃	目坂	清水(2)Ⅰ	113000131	〃	〃
〃	高野	下高野Ⅰ	113000132	〃	〃
〃	木津	大鹿谷(1)Ⅰ	113000133	〃	〃
〃	木津	大鹿谷(2)Ⅰ	113000134	〃	〃

地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日
赤穂市	木津	大鹿谷(3) I	113000135	急傾斜地の崩壊	平成20年2月5日
〃	木津	大鹿谷(4) I	113000136	〃	〃
〃	木津	大鹿谷(5) I	113000137	〃	〃
〃	木津	大鹿谷(6) I	113000138	〃	〃
〃	大津	大津(4) I	113000139	〃	〃
〃	大津	神保 I	113000140	〃	〃
〃	大津	大津(3) I	113000141	〃	〃
〃	鷗和	鷗和(3) I	113000142	〃	〃
〃	福浦	本町(2) I	113000143	〃	〃
〃	福浦	八軒屋(1) I	113000144	〃	〃
〃	福浦	古池(2) I	113000145	〃	〃
〃	有年檜原	中所 II	113000146	〃	〃
〃	真殿	蔵田 II	113000147	〃	〃
〃	鷗和	槇 II	113000148	〃	〃
〃	有年檜原	野田 II	113000149	〃	〃
〃	有年檜原	上所 II	113000150	〃	〃
〃	有年檜原	三軒家 II	113000151	〃	〃
〃	有年檜原	新田(1) II	113000152	〃	〃
〃	有年檜原	新田(2) II	113000153	〃	〃
〃	有年檜原	新田(3) II	113000154	〃	〃
〃	有年牟礼	成林 II	113000155	〃	〃
〃	有年牟礼	黒尾 II	113000156	〃	〃
〃	有年横尾	有年横尾 II	113000157	〃	〃
〃	西有年	東山田 II	113000158	〃	〃
〃	西有年	上組 II	113000159	〃	〃
〃	西有年	横山(1) II	113000160	〃	〃
〃	西有年	横山(2) II	113000161	〃	〃
〃	西有年	横山(3) II	113000162	〃	〃
〃	西有年	横山(4) II	113000163	〃	〃
〃	西有年	東中野 II	113000164	〃	〃
〃	東有年	片山 II	113000165	〃	〃
〃	中山	中山(1) II	113000166	〃	〃
〃	中山	中山(2) II	113000167	〃	〃
〃	真殿	林(2) II	113000168	〃	〃
〃	周世	御蔵(1) II	113000169	〃	〃
〃	周世	御蔵(2) II	113000170	〃	〃
〃	高雄	高雄 II	113000171	〃	〃
〃	高野	上高野 II	113000172	〃	〃
〃	高野	下高野 II	113000173	〃	〃
〃	高野	田端(1) II	113000174	〃	〃
〃	高野	田端(2) II	113000175	〃	〃
〃	木津	大鹿谷(1) II	113000176	〃	〃
〃	木津	大鹿谷(2) II	113000177	〃	〃
〃	木津	大鹿谷(3) II	113000178	〃	〃
〃	大津	船渡(1) II	113000179	〃	〃
〃	大津	船渡(2) II	113000180	〃	〃
〃	鷗和	北ノ台(1) II	113000181	〃	〃

地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日	
赤穂市	鷗和	北ノ台(2)Ⅱ	113000182	急傾斜地の崩壊		平成20年2月5日
〃	鷗和	真木(1)Ⅱ	113000183	〃		〃
〃	鷗和	真木(2)Ⅱ	113000184	〃		〃
〃	福浦	福浦Ⅱ	113000185	〃		〃
〃	福浦	大泊(4)Ⅱ	113000186	〃		〃
〃	福浦	古池Ⅱ	113000187	〃		〃
〃	有年檜原	野田Ⅲ	113000188	〃		〃
〃	有年檜原	三軒家(1)Ⅲ	113000189	〃		〃
〃	有年檜原	檜原新田Ⅲ	113000190	〃		〃
〃	有年檜原	三軒家(2)Ⅲ	113000191	〃		〃
〃	有年牟礼	山田Ⅲ	113000192	〃		〃
〃	有年原	北島Ⅲ	113000193	〃		〃
〃	有年横尾	畑Ⅲ	113000194	〃		〃
〃	有年横尾	有年横尾Ⅲ	113000195	〃		〃
〃	有年原	西川Ⅲ	113000196	〃		〃
〃	東有年	山手(1)Ⅲ	113000197	〃		〃
〃	東有年	山手(2)Ⅲ	113000198	〃		〃
〃	西有年	北組Ⅲ	113000199	〃		〃
〃	西有年	上組(1)Ⅲ	113000200	〃		〃
〃	西有年	上組(2)Ⅲ	113000201	〃		〃
〃	西有年	上組(3)Ⅲ	113000202	〃		〃
〃	西有年	横山(1)Ⅲ	113000203	〃		〃
〃	西有年	横山(2)Ⅲ	113000204	〃		〃
〃	西有年	横山(3)Ⅲ	113000205	〃		〃
〃	西有年	横山(4)Ⅲ	113000206	〃		〃
〃	西有年	横山(5)Ⅲ	113000207	〃		〃
〃	西有年	横山(6)Ⅲ	113000208	〃		〃
〃	西有年	横山(7)Ⅲ	113000209	〃		〃
〃	西有年	西中野Ⅲ	113000210	〃		〃
〃	西有年	東中野Ⅲ	113000211	〃		〃
〃	東有年	上菅生Ⅲ	113000212	〃		〃
〃	中山	中山Ⅲ	113000213	〃		〃
〃	中山	富原Ⅲ	113000214	〃		〃
〃	真殿	真殿Ⅲ	113000215	〃		〃
〃	周世	周世(1)Ⅲ	113000216	〃		〃
〃	周世	周世(2)Ⅲ	113000217	〃		〃
〃	高雄	高雄(1)Ⅲ	113000218	〃		〃
〃	高雄	高雄(2)Ⅲ	113000219	〃	◎	〃
〃	目坂	清水Ⅲ	113000220	〃		〃
〃	目坂	目坂(1)Ⅲ	113000221	〃		〃
〃	目坂	目坂(2)Ⅲ	113000222	〃	◎	〃
〃	木津	山田Ⅲ	113000223	〃		〃
〃	高野	上高野Ⅲ	113000224	〃	◎	〃
〃	木津	大鹿谷Ⅲ	113000225	〃		〃
〃	木津	手能Ⅲ	113000226	〃		〃
〃	高野	田端Ⅲ	113000227	〃	◎	〃
〃	大津	荒前Ⅲ	113000228	〃	◎	〃

地 区 名	区 域 名	対象区域 番 号	自然現象 の 種 類	土砂災害 特別警戒 区域を含 む箇所	公 示 日	
赤穂市	大津	神保Ⅲ	113000229	急傾斜地の崩壊		平成 20 年 2 月 5 日
〃	大津	加賀寺Ⅲ	113000230	〃	◎	〃
〃	鷗和	鷗和(1)Ⅲ	113000231	〃	◎	〃
〃	鷗和	鷗和(2)Ⅲ	113000232	〃	◎	〃
〃	福浦	福浦Ⅲ	113000233	〃	◎	〃
〃	福浦	八軒屋Ⅲ	113000234	〃	◎	〃
〃	福浦	二軒屋Ⅲ	113000235	〃	◎	〃
〃	福浦	大泊Ⅲ	113000236	〃		〃
〃	有年牟礼	山田Ⅲ-1	113000237	〃	◎	平成 28 年 2 月 5 日
〃	有年牟礼	山田Ⅲ-2	113000238	〃	◎	〃
〃	中山	富原Ⅲ-1	113000239	〃	◎	〃
〃	真殿	真殿Ⅲ-1	113000240	〃	◎	〃
〃	真殿	真殿Ⅲ-2	113000241	〃	◎	〃

○ 土石流

地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日
赤穂市	木生谷	木生谷川Ⅰ	213000001	土石流	平成19年3月23日
〃	加里屋	黒谷川Ⅰ	213000002	〃	〃
〃	加里屋	加里屋川Ⅰ	213000003	〃	〃
〃	北野中	春日谷川Ⅰ	213000004	〃	〃
〃	塩屋	波布川Ⅰ	213000005	〃	〃
〃	塩屋	小波布川Ⅰ	213000006	〃	〃
〃	塩屋	塩屋川(1)Ⅰ	213000007	〃	〃
〃	塩屋	塩屋川(2)Ⅰ	213000008	〃	〃
〃	折方	折方川(1)Ⅱ	213000009	〃	〃
〃	折方	折方川(2)Ⅱ	213000010	〃	〃
〃	折方	機谷川Ⅱ	213000011	〃	〃
〃	尾崎	尾崎川Ⅰ	213000012	〃	〃
〃	尾崎	南宮山谷川Ⅱ	213000013	〃	〃
〃	尾崎	岩鍋谷川Ⅱ	213000014	〃	〃
〃	坂越	坂越川(1)Ⅰ	213000015	〃	〃
〃	坂越	坂越川(2)Ⅱ	213000016	〃	〃
〃	坂越	坪江川Ⅰ	213000017	〃	〃
〃	坂越	町谷川(1)Ⅱ	213000018	〃	〃
〃	坂越	町谷川(2)Ⅱ	213000019	〃	〃
〃	坂越	大泊川Ⅱ	213000020	〃	〃
〃	福浦	中の谷川Ⅰ	213000021	〃	平成20年2月5日
〃	福浦	治郎大夫川Ⅰ	213000022	〃	〃
〃	福浦	鳴瀬川Ⅰ	213000023	〃	〃
〃	大津	神保(1)Ⅰ	213000024	〃	〃
〃	大津	神保(2)Ⅰ	213000025	〃	〃
〃	有年檜原	野田川Ⅰ	213000026	〃	〃
〃	有年檜原	上所川Ⅰ	213000027	〃	〃
〃	有年檜原	有年檜原(2)Ⅰ	213000028	〃	〃
〃	有年原	有年原Ⅰ	213000029	〃	〃
〃	有年横尾	横尾川Ⅰ	213000030	〃	〃
〃	有年横尾	水木原川Ⅰ	213000031	〃	〃
〃	有年横尾	谷口川(1)Ⅰ	213000032	〃	〃
〃	東有年	片山川Ⅰ	213000033	〃	〃

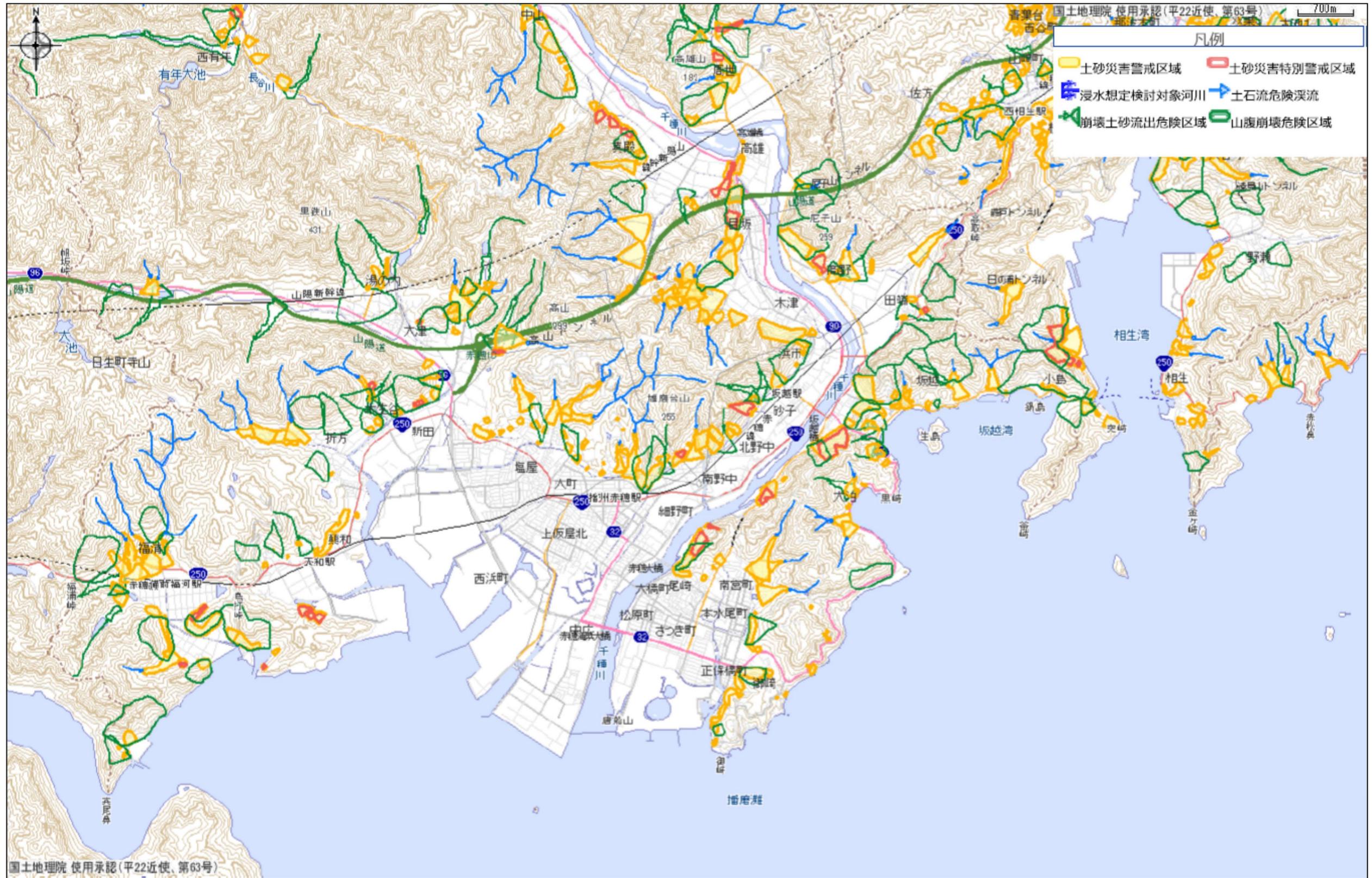
地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日	
赤穂市	西有年	下横川Ⅰ	213000034	土石流		〃
〃	真殿	林ヶ谷川Ⅰ	213000035	〃		〃
〃	木津	木津Ⅰ	213000036	〃		〃
〃	真殿	門前谷川Ⅰ	213000037	〃		〃
〃	周世	入相川Ⅰ	213000038	〃		〃
〃	高野	下高野川Ⅰ	213000039	〃		〃
〃	高野	高野(2)Ⅰ	213000040	〃		〃
〃	目坂	目坂谷川Ⅰ	213000041	〃		〃
〃	木津	山際川Ⅰ	213000042	〃		〃
〃	木津	大鹿谷Ⅰ	213000043	〃		〃
〃	木津	山田Ⅰ	213000044	〃		〃
〃	木津	大鹿谷川Ⅰ	213000045	〃		〃
〃	福浦	福浦Ⅱ	213000046	〃		〃
〃	西有年	西有年(1)Ⅱ	213000047	〃		〃
〃	西有年	西有年(2)Ⅱ	213000048	〃		〃
〃	大津	柿山川Ⅱ	213000049	〃		〃
〃	有年檜原	有年檜原(1)Ⅱ	213000050	〃		〃
〃	西有年	小豆谷川Ⅱ	213000051	〃		〃
〃	西有年	西有年(3)Ⅱ	213000052	〃		〃
〃	西有年	西有年(4)Ⅱ	213000053	〃		〃
〃	西有年	西有年(5)Ⅱ	213000054	〃		〃
〃	中山	井の谷川Ⅱ	213000055	〃		〃
〃	木津	清水谷川Ⅱ	213000056	〃		〃
〃	周世	宮裏川Ⅱ	213000057	〃		〃
〃	高野	高野(1)Ⅱ	213000058	〃		〃
〃	木津	木津(1)Ⅲ	213000059	〃		〃
〃	木津	木津(4)Ⅲ	213000060	〃	◎	〃
〃	木津	大鹿谷川(2)Ⅰ	213000061	〃		平成26年12月24日

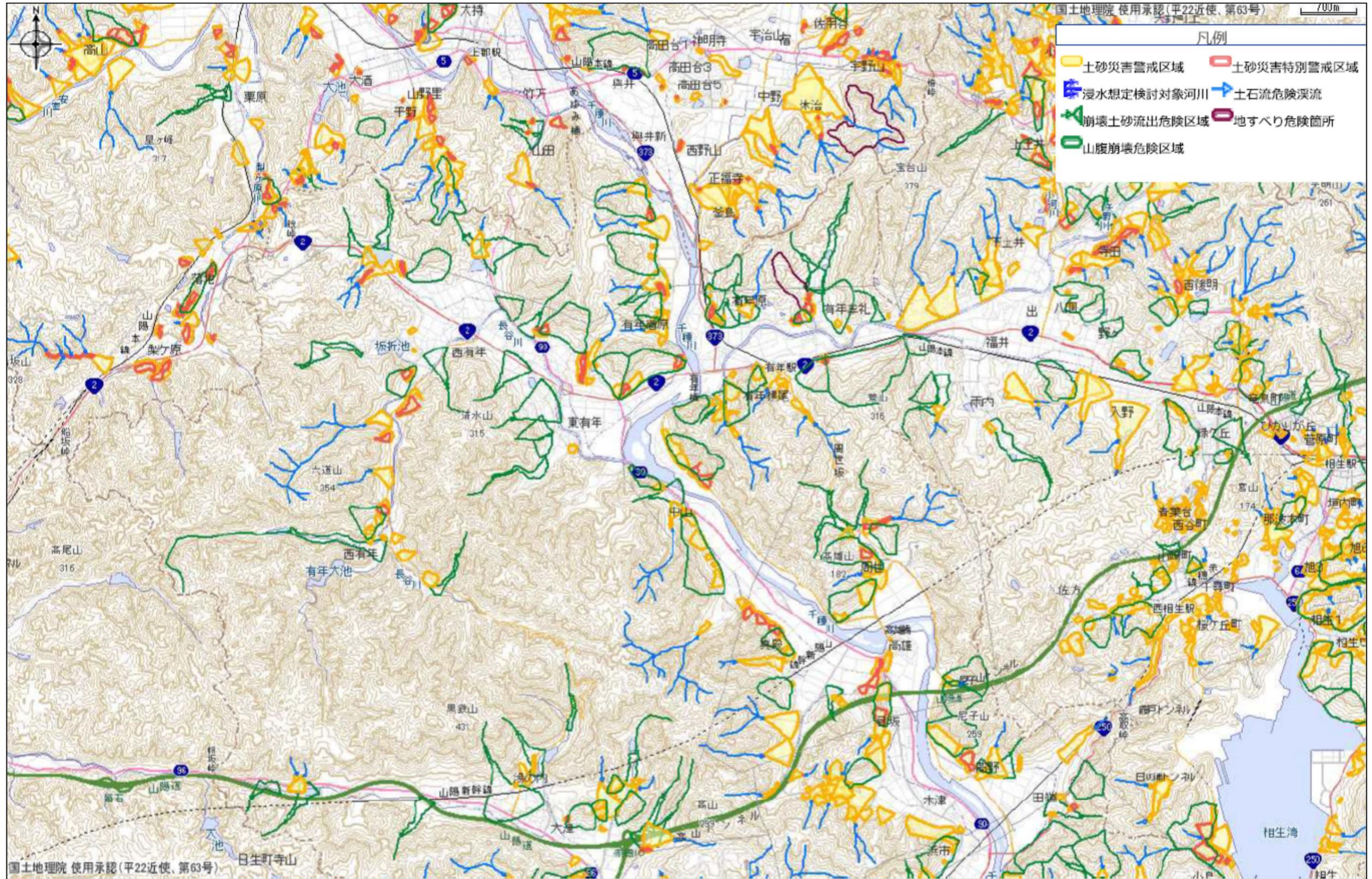
○ 地すべり

地区名	区域名	対象区域番号	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域を含む箇所	公示日	
赤穂市	大津	湯之内	313000001	地すべり		平成26年3月7日
〃	福浦	寺西	313000002	〃		〃

2-5 土砂災害警戒区域位置図

本編関連箇所 P1-30、P2-21 参考資料 兵庫県CGハザードマップ・地域の風水害対策情報（全ての土砂災害）その1





2-6 山地災害危険地区

本編関連箇所	P2-22
参考資料	山地災害危険箇所に関する資料（光都農林事務所）等（平成31年3月）

○ 山腹崩壊

箇所番号	地区名	地 域 名 (大字、字)			危険地区 面積 (ha)
212-001	樋ノ上	赤穂市	福浦	樋ノ上	17
212-002	背戸山	〃	福浦	背戸山	3
212-003	伽	〃	福浦	伽	13
212-004	八軒屋鼻	〃	福浦	八軒屋鼻	4
212-005	浅谷	〃	福浦	浅谷	20
212-006	古池前山	〃	福浦	古池前山	5
212-007	寺西	〃	福浦	背戸山	20
212-008	下休	〃	福浦	下休	10
212-009	鷺ノ巣	〃	折方	鷺ノ巣	12
212-010	七軒屋	〃	折方	東山	1
212-011	五軒屋	〃	大津	西ノ山	14
212-012	宮山	〃	大津	宮山	7
212-013	名崎	〃	塩屋	名崎	2
212-014	浜市	〃	浜市	西ノ山	13
212-015	大工山	〃	木津	大工山	8
212-016	稗田山	〃	目坂	稗田山	4
212-017	稲荷山	〃	木津	稲荷山	8
212-018	天神	〃	真殿	門前奥	5
212-019	西山	〃	中山	西山	27
212-020	下菅生	〃	中山	下菅生	2
212-021	柳谷口	〃	西有年	柳谷口	8
212-022	大山	〃	西有年	大山	7
212-023	北山Ⅰ	〃	西有年	北山	8
212-024	東山Ⅱ	〃	西有年	東山	4
212-025	東山Ⅰ	〃	西有年	東山	18
212-026	片山	〃	東有年	片山	8
212-027	大タカ	〃	東有年	大タカ	17
212-028	奥林	〃	有年檜原	奥林	2
212-029	精谷川	〃	有年檜原	精谷川	20
212-030	野田	〃	有年檜原	野田	19
212-031	木虎	〃	有年原	木虎	3
212-032	上北原	〃	有年原	上北原	3
212-033	傘礼ハトカノ上	〃	有年傘礼	傘礼ハトカノ上	2
212-034	傘礼ニタヌ	〃	有年傘礼	傘礼ニタヌ	12
212-035	ゾリ	〃	有年傘礼	ゾリ	46
212-036	内海原	〃	有年横尾	内海原	8
212-037	向河原	〃	有年横尾	向河原	6
212-038	川東	〃	中山	川東	18
212-039	御蔵	〃	周世	水木谷	13

箇所番号	地区名	地 域 名 (大字、字)			危険地区 面積 (ha)
212-040	水木谷	赤穂市	周世	水木谷	15
212-041	黒谷	〃	周世	黒谷	5
212-042	中ノ谷	〃	高野	中ノ谷	14
212-043	尼子山	〃	高野	中ノ谷	9
212-044	家ノ後	〃	高野	家ノ後	19
212-045	高台	〃	高野	高台	11
212-046	向イ山	〃	高野	向イ山	19
212-047	上高台	〃	坂越	宮本	15
212-048	坪江	〃	坂越	坪江	19
212-049	小島	〃	坂越	大黒	22
212-050	八爪	〃	坂越	八爪	2
212-051	下高台	〃	坂越	山根	4
212-052	山根	〃	坂越	山根	4
212-053	尾崎	〃	尾崎	西山	2
212-054	丸山 I	〃	尾崎	丸山	7
212-055	寺山	〃	御崎	寺山	5
212-056	西山	〃	御崎	西山	1
212-057	宮山 II	〃	大津	宮山	2
212-058	権現 II	〃	大津	権現	2
212-059	雄鷹台	〃	加里屋	雄鷹山	5
212-060	彦大夫山 I	〃	大津	彦大夫山	7
212-061	犬戻	〃	坂越	犬戻	1
212-062	桐ノ木	〃	尾崎	桐ノ木	3
212-063	下長田	〃	加里屋	下長田	8
212-064	山花	〃	高野	山花	2
212-065	砂子	〃	砂子	後山	1
212-066	福浦 1	〃	福浦	池尻	1
212-067	有年檜原	〃	有年檜原	一軒家	2
212-068	福浦 2	〃	福浦	大花	1
212-069	東有年 1	〃	東有年	上菅生	2
212-070	有年横尾 1	〃	有年横尾	谷口ノ東	3
212-071	大津	〃	大津	西ノ山	4
212-072	鷓和 1	〃	鷓和	東山	2
212-073	折方 1	〃	折方	鷹ノ巣	3
212-074	塩屋	〃	塩屋	荒神	2
212-075	木生谷	〃	木生谷	東山	3
212-076	折方 2	〃	折方	荷子台	2
212-077	福浦 3	〃	福浦	オゴラジリ	4
212-078	東有年 2	〃	東有年	上菅生	6
212-079	有年横尾 2	〃	有年横尾	谷口ノ東	10
212-080	折方 3	〃	折方	鷹ノ巣	7

○ 崩壊土砂流出

箇所番号	地区名	地域名 (大字、字)			危険地区 面積 (ha)
212-001	セボント	赤穂市	福浦	セボント	1.14
212-002	椿谷	〃	福浦	椿谷	0.28
212-003	西ノ谷	〃	福浦	西ノ谷	1.08
212-004	中ノ谷(2)	〃	福浦	中ノ谷	1.08
212-005	奥ノ池内	〃	福浦	奥ノ池内	3.17
212-006	折方川	〃	折方	赤ノ峠	0.44
212-007	機ヶ谷	〃	折方	機ヶ谷	0.80
212-008	畑奥池	〃	折方	機ヶ谷	0.72
212-009	木生谷	〃	木生谷	奥	0.66
212-010	大津川	〃	大津	帆坂	0.62
212-011	帆坂池	〃	大津	帆坂	0.23
212-012	帆坂峠	〃	大津	帆坂	0.13
212-013	湯ノ内峠北	〃	西有年	湯ノ内峠北	1.12
212-014	権現	〃	大津	権現	0.94
212-015	細尾	〃	塩屋	細尾	1.16
212-016	亀谷川	〃	塩屋	細尾	1.26
212-017	高山	〃	塩屋	高山	0.73
212-018	齒朶山	〃	塩屋	齒朶山	1.85
212-019	雄鷹山	赤穂市	加里屋	雄鷹山	0.81
212-020	下長田	〃	北野中	下長田	0.20
212-021	春日	〃	北野中	後山	0.32
212-022	小山(後山)	〃	砂子	後山	0.17
212-023	後山	〃	砂子	後山	0.07
212-024	目坂	〃	目坂	奥ノ谷	0.10
212-025	清水の上	〃	目坂	清水の上	0.07
212-026	門前奥	〃	真殿	門前奥	1.48
212-027	林ヶ谷	〃	中山	林ヶ谷	3.84
212-028	井ノ谷(1)	〃	中山	井ノ谷	1.44
212-029	井ノ谷(2)	〃	中山	井ノ谷	0.09
212-030	上菅生	〃	東有年	上菅生	2.86
212-031	清水山	〃	東有年	上菅生	0.17
212-032	西中野	〃	西有年	向山	0.36
212-033	向山	〃	西有年	向山	0.52
212-034	湯ノ内(1)	〃	西有年	湯ノ内	0.68
212-035	湯ノ内(2)	〃	西有年	湯ノ内	4.63
212-036	六道山	〃	西有年	大山	0.58
212-037	大山峠南	〃	西有年	大山峠南	1.81
212-038	長根	〃	西有年	長根	0.40
212-039	北山	〃	西有年	北山	0.28
212-040	馬路池	〃	西有年	北山	1.49
212-041	東山田	〃	西有年	中ノ谷	0.48
212-042	東山	〃	西有年	東山	0.46
212-043	七回り	〃	西有年	七回り	1.12
212-044	番ヶ勢	〃	有年檜原	番ヶ勢	1.43
212-045	後藤陣	〃	有年檜原	後藤陣	0.42

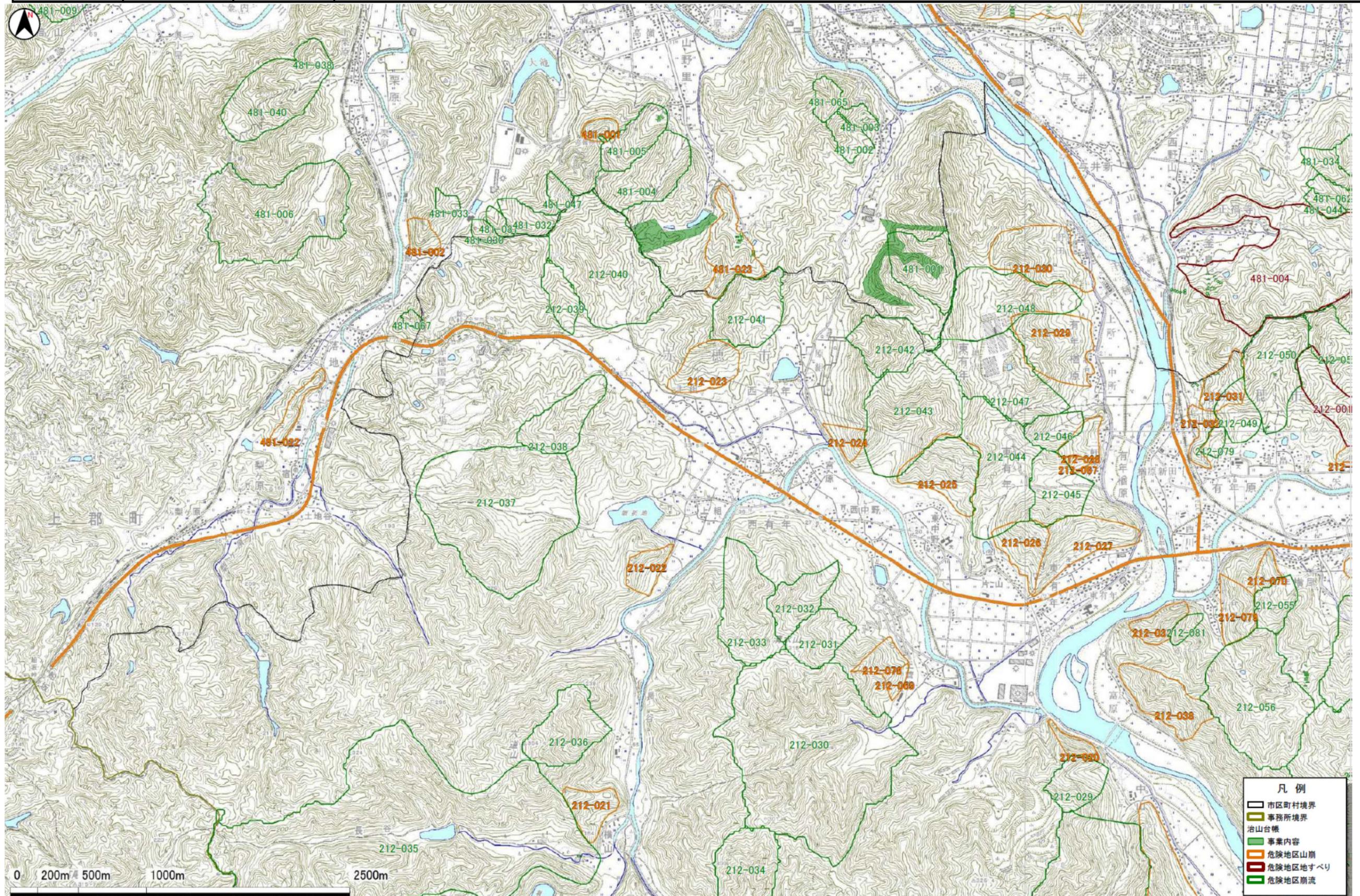
箇所番号	地区名	地域名 (大字、字)		危険地区 面積 (ha)
212-046	奥林	〃	有年檜原 奥林	0.52
212-047	横谷川	〃	有年檜原 横谷川	0.50
212-048	北山(2)	〃	東有年 北山	1.07
212-049	奥山	〃	有年原 奥山	0.24
212-050	惣計谷	〃	有年原 惣計谷	1.22
212-051	高畑	〃	有年牟礼 牟礼高畑	0.44
212-052	牟礼マガリ	〃	有年牟礼 牟礼マガリ	1.13
212-053	藤ヶ谷	〃	有年牟礼 藤ヶ谷	0.07
212-054	陰山	〃	有年横尾 陰山	1.03
212-055	横尾ノ上	〃	有年横尾 横尾ノ上	0.32
212-056	大多尾	〃	有年横尾 大多尾	1.22
212-057	入相	〃	周世 水木谷	0.53
212-058	西水木原川	〃	周世 水木谷	0.56
212-059	水木原川	〃	周世 黒谷	1.25
212-060	黒谷川	〃	周世 黒谷	1.85
212-061	宮裏川	〃	周世 黒谷	1.30
212-062	下高野	〃	高野 奥山	0.48
212-063	家の上	〃	高野 家の上	0.04
212-064	八重山	〃	高野 八重山	0.83
212-065	高台	赤穂市	高野 高台	0.14
212-066	宮本	〃	坂越 宮本	0.13
212-067	坂越	〃	坂越 坪江	0.41
212-068	大黒(2)	〃	坂越 大黒	0.28
212-069	海雲寺	〃	坂越 海雲寺	0.06
212-070	乳の下	〃	坂越 乳の下	0.10
212-071	洞竜	〃	坂越 洞竜	0.08
212-072	大柴垣(西)	〃	坂越 西山台	0.25
212-073	西山台	〃	坂越 西山台	0.38
212-074	大泊	〃	坂越 大泊	0.37
212-075	丸山(2)	〃	尾崎 丸山	0.33
212-076	南宮	〃	尾崎 丸山	1.13
212-077	三谷尾	〃	鷓和 三谷尾	0.08
212-078	権現(2)	〃	大津 権現	0.48
212-079	小丸	〃	有年原 小丸	0.05
212-080	彦大夫山	〃	塩屋 彦大夫山	0.32
212-081	有年横尾	〃	有年横尾 谷口ノ西	0.04
212-082	砂子	〃	砂子 後山	0.06
212-083	木生谷2	〃	木生谷 東山	0.06
212-085	大津1	〃	大津 湯ノ内	0.15
212-086	大津2	〃	大津 湯ノ内	0.30
212-087	福浦1	〃	福浦 高鼻	0.60
212-088	福浦2	〃	福浦 池ノ内	2.04

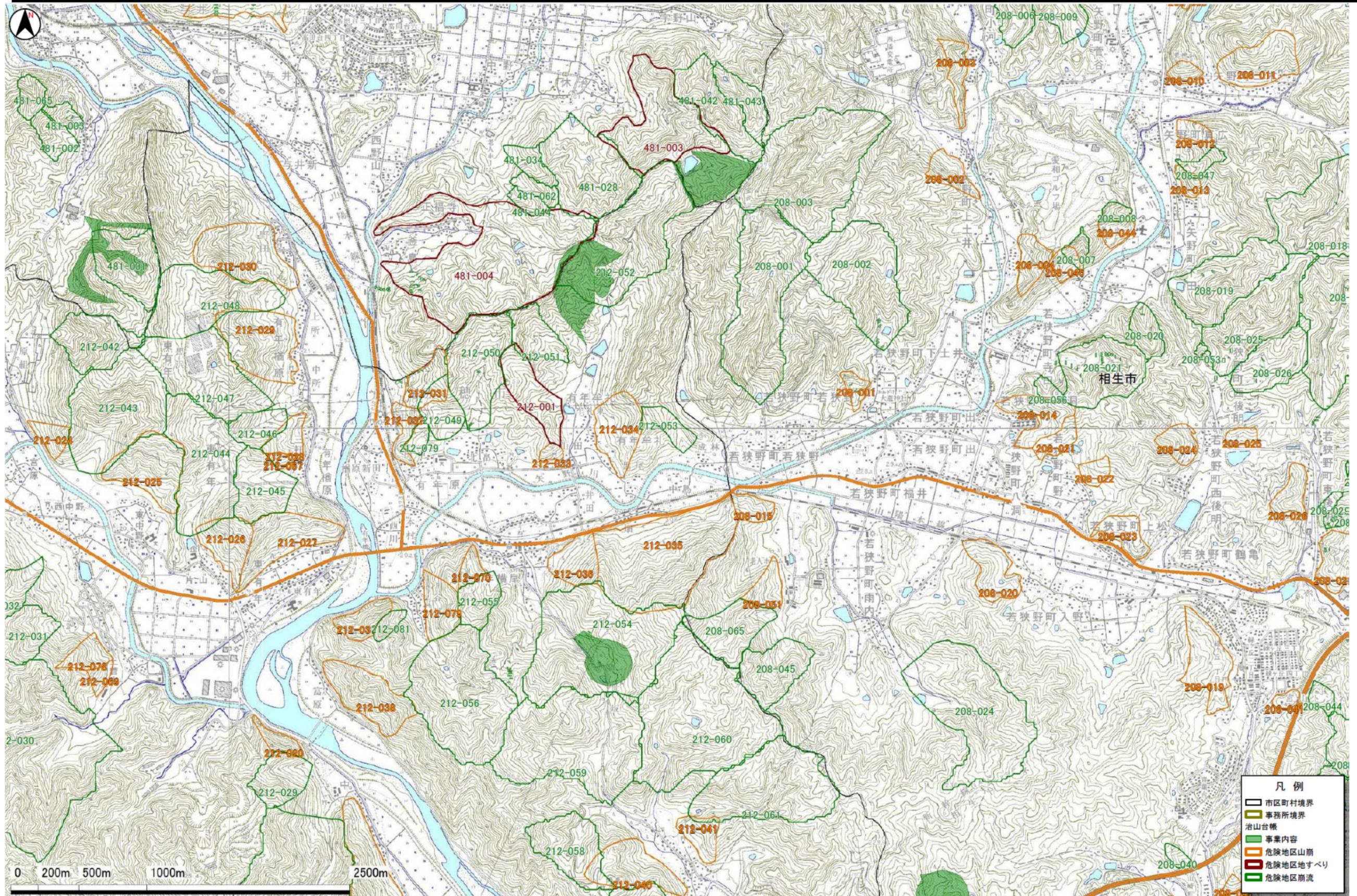
○ 地すべり

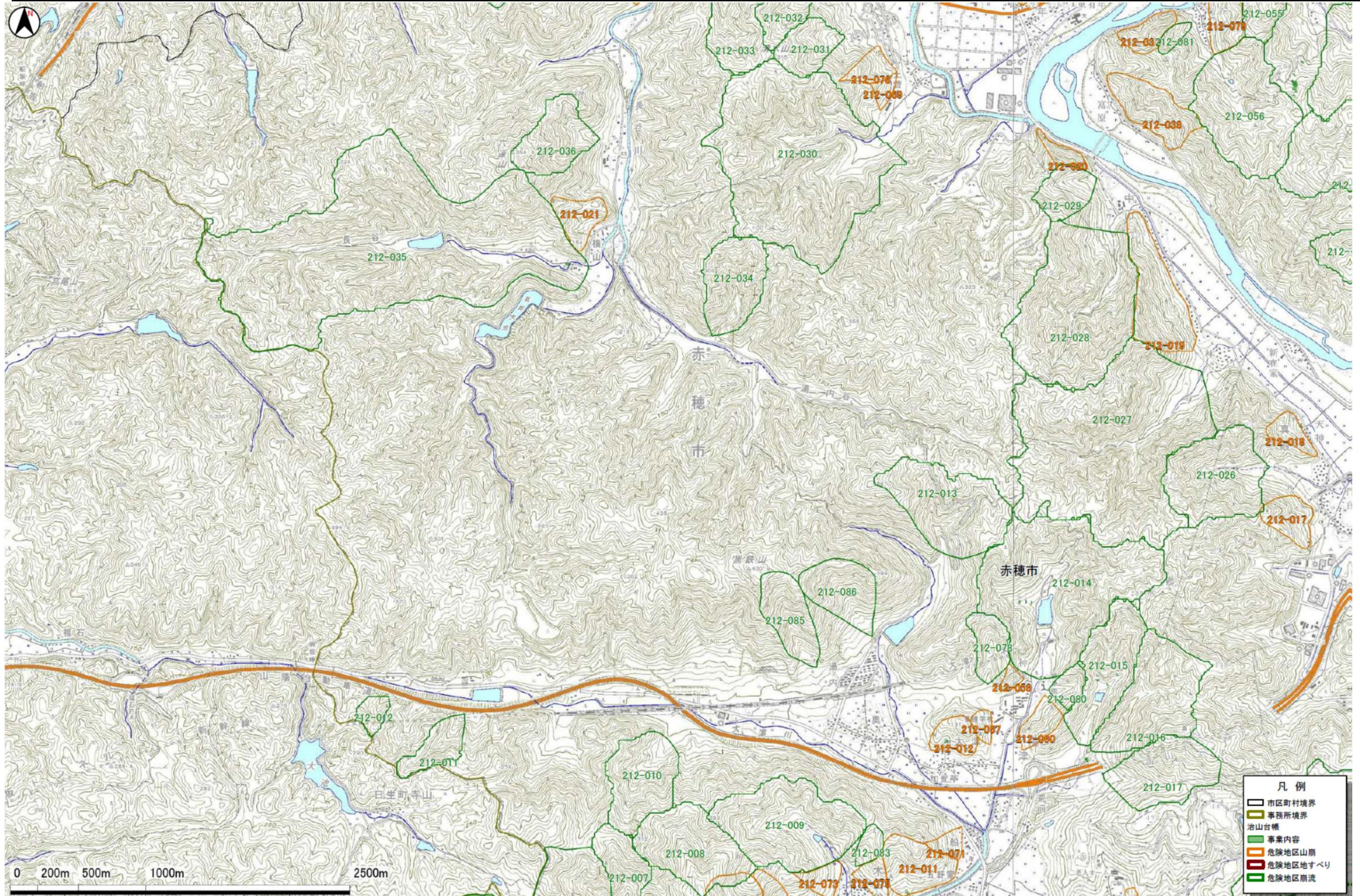
箇所番号	地区名	地 域 名 (大字、字)	危険地区 面積 (ha)
212-001	隠レ谷	赤穂市 有年牟札 隠レ谷	17

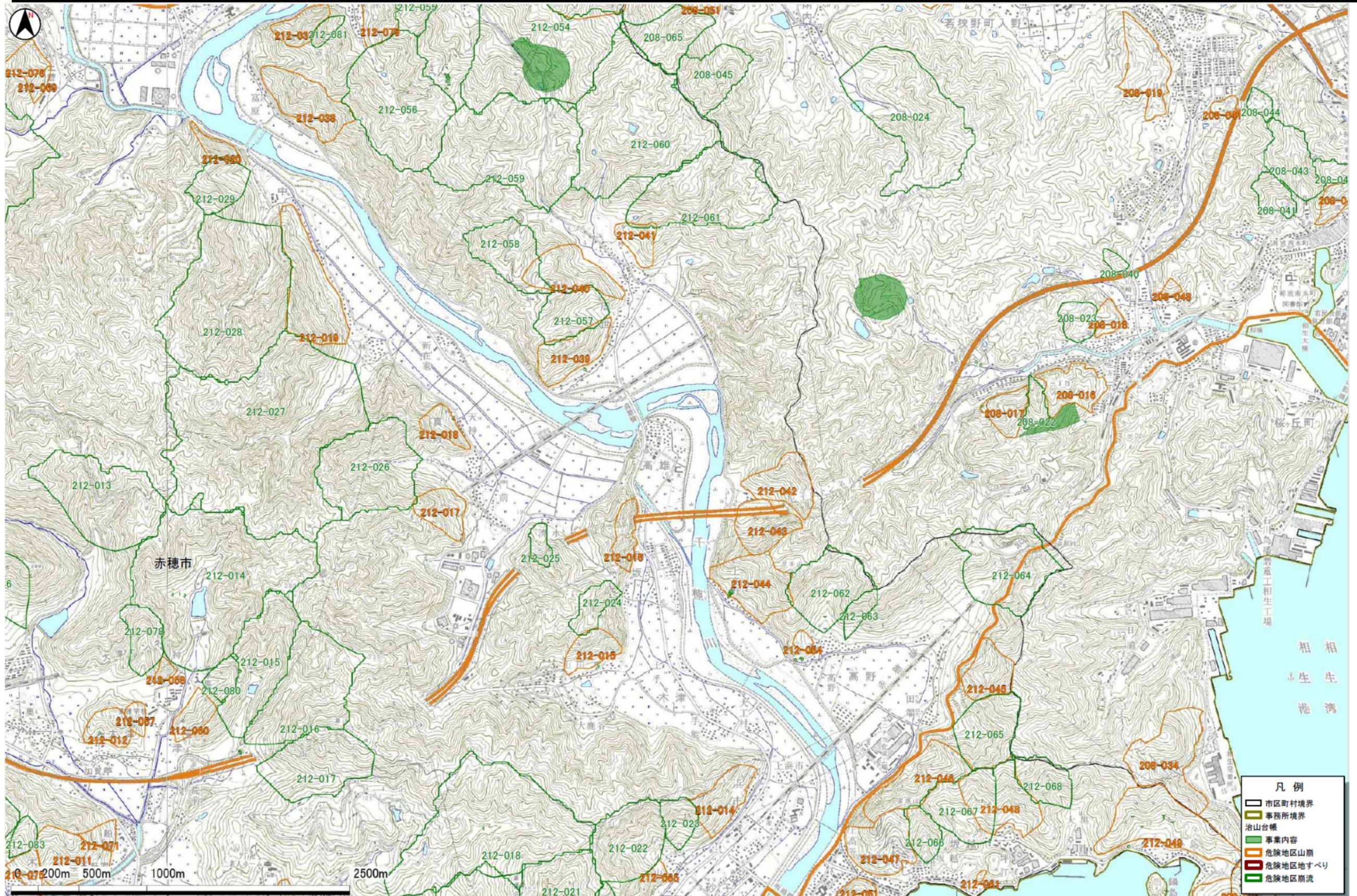
2-7 山地災害危険地区位置図

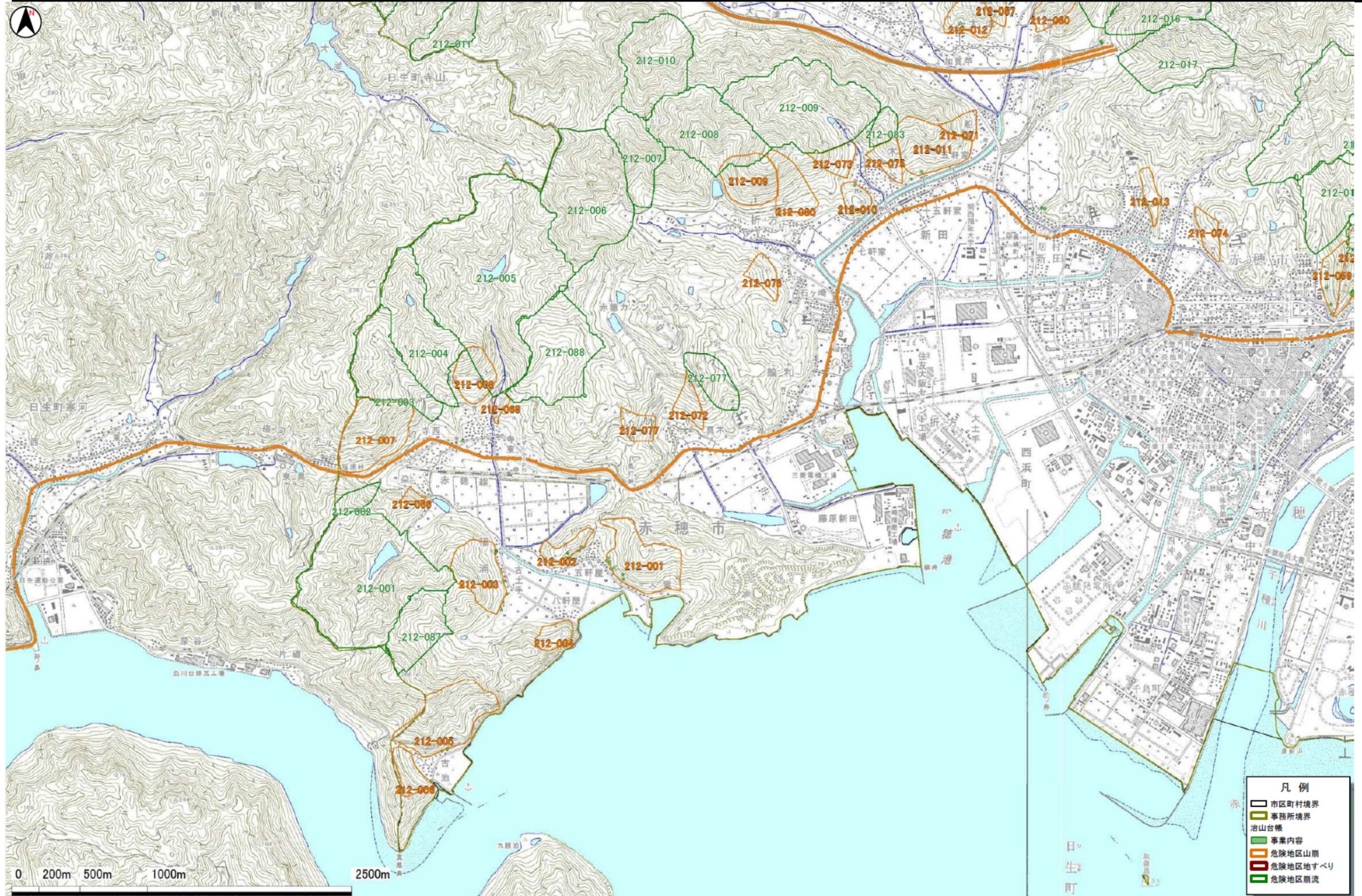
本編関連箇所 P2-22 参考資料 兵庫県光都農林振興事務所森林第2課 (その1)

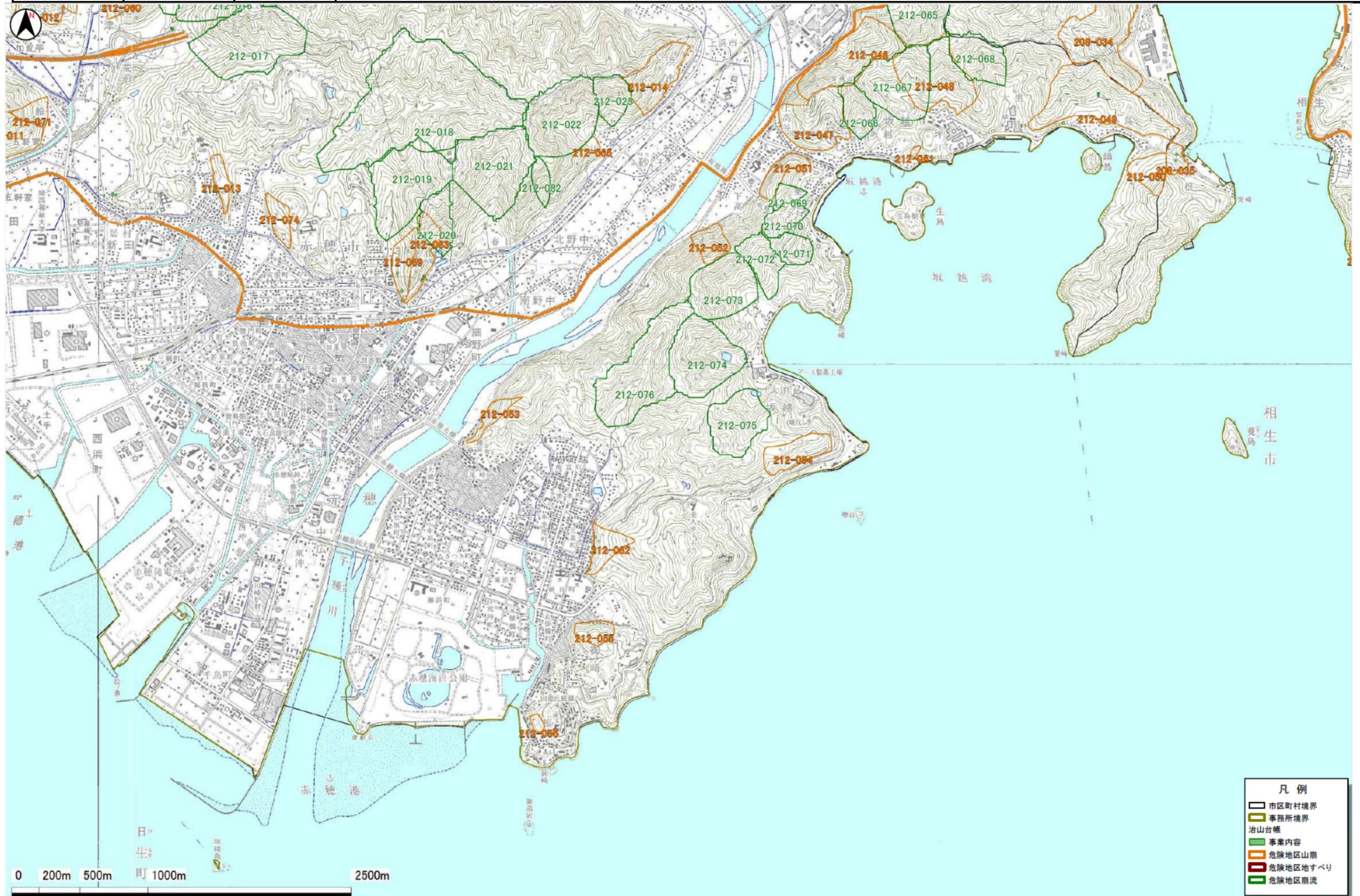












2-8 土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設

本編関連箇所	P2-21
参考資料	市資料

※土砂災害防止法第8条第1項第4号で定める要配慮者利用施設

【要配慮者利用施設の範囲】

社会福祉施設	高齢者施設、児童福祉施設、障害児・者施設等
学校施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
医療施設	病院・診療所（有床に限る）

	施設の分類	施設の種類	施設名	住所	土砂災害警戒区域対象番号
1	社会福祉施設/ 高齢者施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 桜谷荘	塩屋 3450-38	113000051 213000008
2	社会福祉施設/ 高齢者施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 瀬戸内ホーム	尾崎 2470-469	113000062
3	社会福祉施設/ 高齢者施設	通所介護施設	デイサービスえがお	尾崎 872-1	113000060
4	社会福祉施設/ 障害児・者施設	障害者支援施設	赤穂精華園	大津 1327	113000109 113000139 213000024
5	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	赤穂精華園グループ ホームほのか	大津 1327	113000109 113000139 213000024
6	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	〃 あかほ	大津 1289-2	213000025
7	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	〃 きぼう	新田 222	113000015
8	社会福祉施設/ 障害児・者施設	共同生活援助施設	さくら荘	北野中 382-35	113000036
9	社会福祉施設/ 障害児・者施設	就労継続支援施設	赤穂市立さくら園	大津 1327-56	113000109 213000025
10	社会福祉施設/ 障害児・者施設	地域活動支援センター 就労継続支援	みのり赤穂/ みのり大地	山手町 10-1	113000010 213000002
11	社会福祉施設/ 障害児・者施設	放課後等 デイサービス	放課後等デイ サービス木のおうち	木津 1327-168	213000042
12	社会福祉施設/ 児童福祉施設	保育所	坂越保育所	坂越 1664-2	113000080
13	学校施設	小学校	赤穂西小学校	鷓和 422-2	113000142
14	学校施設	小学校	赤穂東中学校	朝日 1-1	113000063
15	学校施設	小学校	坂越小学校	坂越 1696-1	113000086

	施設の分類	施設の種類	施設名	住所	土砂災害警戒区域対象番号
16	学校施設	小学校	有年小学校	西有年 2853	113000211
17	学校施設	中学校	赤穂中学校	加里屋 2800-1	113000053
18	学校施設	中学校	赤穂西中学校	塩屋 1870	113000045 113000052
19	学校施設	特別支援学校	兵庫県立 赤穂特別支援学校	大津 1305	113000229 213000025
20	医療施設	病院・診療所（有床）	赤穂記念病院	塩屋 3450-5	113000051 213000008

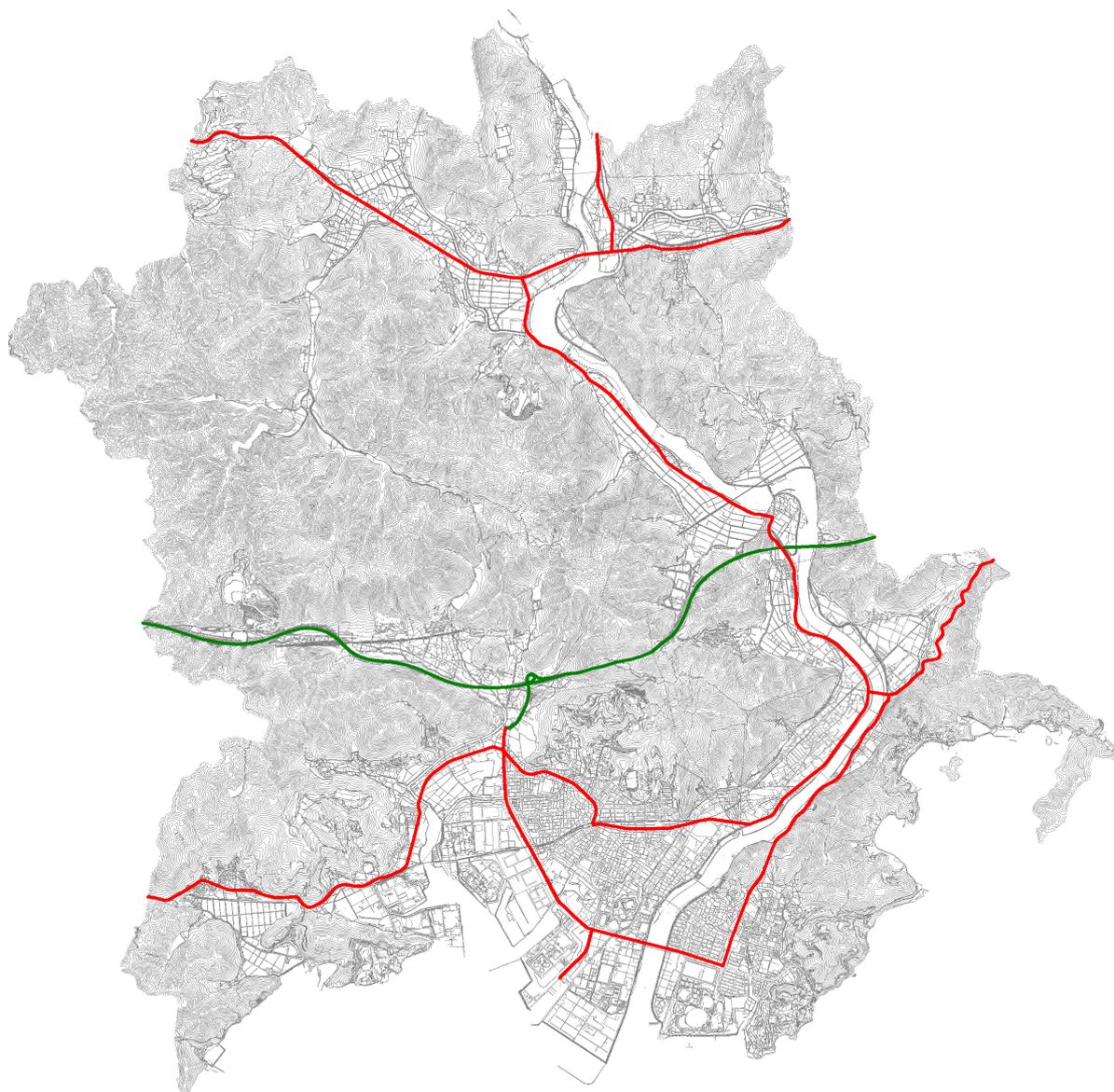
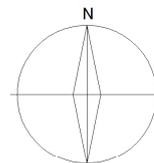
2-9 災害危険区域の指定状況

本編関連箇所	P2-23
参考資料	兵庫県地域防災計画（資料編）平成27年修正等

地区名	指定箇所数	急傾斜地 指定面積 (ha)	箇所
真 殿	1	0.19	蔵田
坂 越	8	4.92	坂越、高谷、小島、潮見、東之町、鳥井町、北之町(2)、 北之町
新 田	1	0.76	居邸
鷓 和	3	1.74	鷓和(1)、(2)、榎
福 浦	3	3.38	福浦、福浦入電、入電(2)
尾 崎	2	2.92	尾崎、尾崎清水高台
御 崎	3	2.38	御崎(1)、(2)、(3)

2-10 兵庫県指定緊急輸送道路ネットワーク図

本編関連箇所	P2-27
参考資料	兵庫県



- 緊急輸送道路（高速道路）
- 緊急輸送道路（一般道路）

2-11 消防施設・設備の現況

本編関連箇所	P2-46、P3-52、P4-54
参考資料	令和元年消防年報（赤穂市消防本部）

1 消防署消防車両所有台数

区分	計	大型高所放水車	大型化学消防車	泡原液搬送車	15m級はしご車	救助工作車	水槽付ポンプ車	消防ポンプ自動車	小型ポンプ積載車	救急車	司令車	広報査察車	資機材運搬車	事務連絡車	防災活動車
計	41	1	1	1	1	1	2	19	1	6	2	3	1	1	1
赤穂消防署	18	1	1	1	1	1	1	3	1	3	1	2	1	1	-
上郡消防署	7	-	-	-	-	-	1	1	-	3	1	1	-	-	-
消防団	16	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	1

2 無線施設

区分	基地局 デジタル	移動局	
		車載用 デジタル	携帯用 デジタル
消防本部署	1	17	19
上郡消防署	1	7	9
光都分署	1	-	-
消防団	2	16	6
計	5	40	34

3 その他の施設

区分	総数
119番専用電話（IP電話含む）	4
携帯電話用119番通報受信回線	4
消防緊急通信指令装置	1
119番通報分散受信装置	1
消防メール119受信用携帯電話	1
携帯電話（救急車、当務主任）	8
FAX119受信装置	1
FAX（一般用・指令専用）	3
一般加入電話	12
関係機関専用線（関西電力㈱、NEXCO、赤穂市民病院、赤穂中央病院、赤穂市役所）	5
庁内電話（赤穂58、上郡14）	72
緊急情報ネットワークシステム Em-Net	1

区分	総数
NTT衛星通信受信電話	2
サイレン吹鳴遠隔操作装置	1
安心見守りコール（安全センター）	1
衛星通信システム（FAX）	1
災害情報自動案内回線（サーバレス）	4
フェニックス防災システム	1
兵庫県広域災害救急医療情報システム	1
消防無線モニター送信用装置	1
J-ALERT端末	1
高機能遠隔制御器	3
出動車両運用管理装置	1
車両運用端末装置	11
防災行政無線遠隔制御装置	1

4 保有消防車両及び性能

種 別		区 分		年 式	排気量(CC)	ポンプ級別	備 考
赤穂 消 防 署	大型高所放水車			H23	8,866		35m級梯子車
	大型化学消防自動車			H25	8,860	A-1	2,000 ^{リットル}
	泡原液搬送車			H26	7,680	B-2	5,000 ^{リットル}
	梯子付消防自動車			H 6	8,200		15m級
	救助工作車			H13	7,960		
	水槽付消防ポンプ自動車			H17	6,403	A-2	2,000 ^{リットル}
	消防ポンプ自動車			H19	4,009	A-2	CD-1型
	消防ポンプ自動車			H26	4,000	A-2	CD-1型(CAFS)
	消防ポンプ自動車			H15	4,890	A-2	CD-1型(CAFS)
	小型動力ポンプ積載車			H18	660	B-2	
	救急車			H28	2,690		高規格
	救急車			H16	3,378		高規格
	救急車			H22	3,498		高規格
	司令車			H17	3,400		
	広報査察車			H20	2,700		ワンボックス
	査察車			H24	1,790		ハイブリッド
	資機材搬送車			H24	4,000		3t積 クレーン2.2t吊り
	事務連絡車			H23	660		
上郡 消 防 署	水槽付消防ポンプ自動車			H29	6,400	A-2	1,500 ^{リットル} (CAFSS)
	消防ポンプ自動車			H24	4,000	A-2	CD-1型
	救急車			H27	2,690		高規格
	救急車			H18	3,370		高規格
	救急車			H23	3,498		高規格
	司令車			H12	3,000		
	査察車			H20	1,500		

2-12 消防署員・団員の数

本編関連箇所	P2-46
参考資料	令和元年消防年報（赤穂市消防本部）

○ 消防職員の配置状況 （平成 31 年 4 月 1 日現在）

階級 区分		計	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他職員
合計		94	2	4	8	56	6	10	8	2
消防本部・赤穂消防署	小計	64	2	3	6	38	3	7	5	1
	消防長	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	次長兼署長	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	総務課	21	1	1	2	10	2	4	1	1
	予防課	11	-	-	2	7	-	1	1	-
	警防課	20	-	1	1	13	-	2	3	-
	救急課	10	-	-	1	8	1	-	-	-
上郡消防署		30	-	1	2	18	3	3	3	1

○ 消防団の編成表 （平成 31 年 4 月 1 日現在）

分団	階級	定員	現在員	団本部		分団				
				団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
計		620	578	1	5	15	15	16	62	464
団本部		26	17	1	5	-	-	1	2	8
第1分団		42	41	-	-	1	1	1	4	34
第2分団		40	38	-	-	1	1	1	4	31
第3分団		35	35	-	-	1	1	1	4	28
第4分団		40	38	-	-	1	1	1	4	31
第5分団		40	36	-	-	1	1	1	4	29
第6分団		40	45	-	-	1	1	1	4	38
第7分団		35	37	-	-	1	1	1	4	30
第8分団		40	35	-	-	1	1	1	4	28
第9分団		27	26	-	-	1	1	1	3	20
第10分団		35	32	-	-	1	1	1	4	25
第11分団		60	52	-	-	1	1	1	5	44
第12分団		40	38	-	-	1	1	1	4	31
第13分団		40	34	-	-	1	1	1	4	27
第14分団		40	40	-	-	1	1	1	4	33
第15分団		40	34	-	-	1	1	1	4	27

2-13 消防水利の概要

本編関連箇所	P2-46
参考資料	令和元年消防年報（赤穂市消防本部）

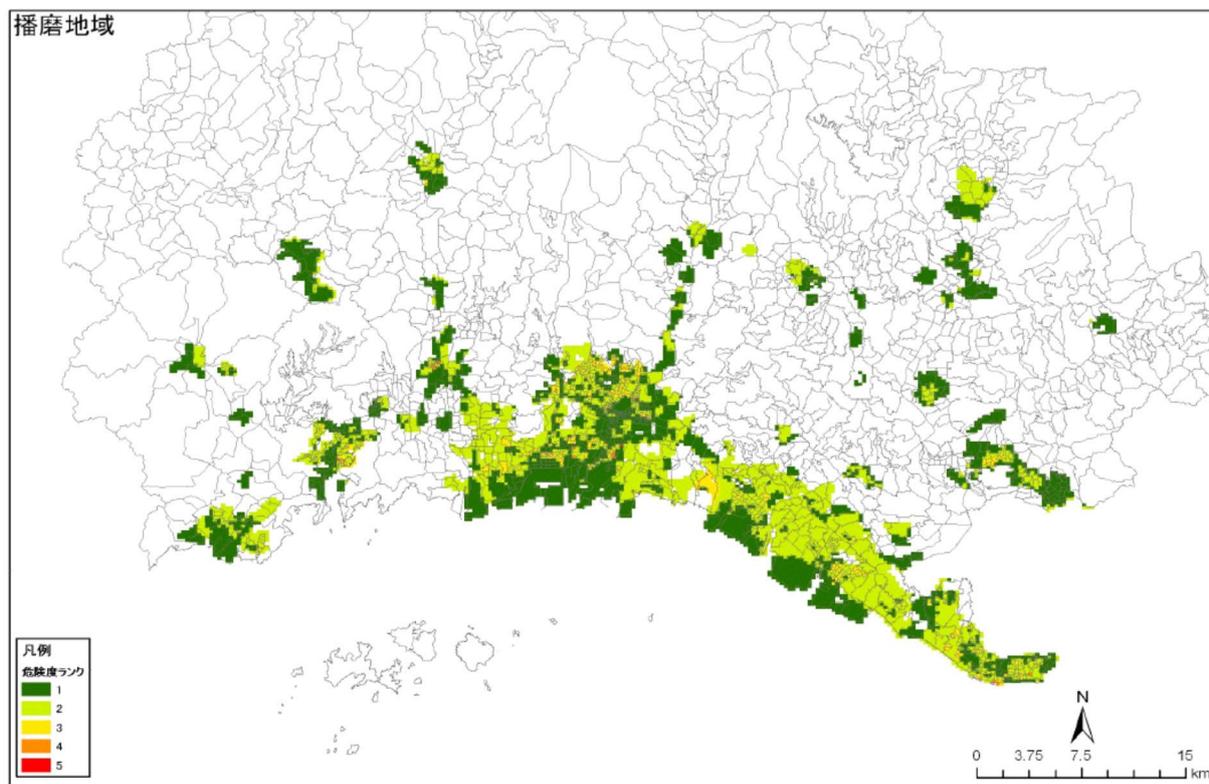
（平成 31 年 4 月 1 日現在）

地区別	項目	計	消火栓	防火水槽				プール
				小計	20 m ³ ～ 40 m ³	40 m ³ 以上	耐震性 100t 級	
赤穂市	計	2,304	2,128	159	65	82	12	17
	加里屋	324	299	21	1	14	6	4
	中広	167	157	10	-	10	-	-
	塩屋	291	274	15	1	13	1	2
	新田以西※	286	269	16	11	5	-	1
	福浦	65	57	8	7	1	-	-
	尾崎	271	253	16	-	13	3	2
	御崎	165	153	10	2	7	1	2
	坂越	274	256	16	6	9	1	2
	高雄	204	180	23	15	8	-	1
	有年	257	230	24	22	2	-	3
上郡町	計	900	865	28	19	9	-	7
	上郡	329	314	10	4	6	-	5
	高田	191	179	10	8	2	-	2
	鞍居	115	112	3	3	-	-	-
	赤松	122	122	-	-	-	-	-
	船坂	143	138	5	4	1	-	-

※新田以西：新田、大津、折方、天和、木生谷

2-14 メッシュ別火災危険度ランク（播磨）

本編関連箇所	P2-52
参考資料	兵庫県地域防災計画 平成29年修正 地震災害対策計画 第2編予防計画



2-15 防災備蓄物資一覧

本編関連箇所	P2-44、70
参考資料	播磨広域防災連携協定に基づく備蓄物資（令和元年12月1日現在）

備蓄状況（県指定品目・赤穂市分）

備蓄物品名	備蓄数量	単位	摘要
主食	1,450	(食)	非常食パン
主食（アレルギー対応）	16,150	(食)	アルファ化米
飲料水	9,768	(本)	500ml
かゆ（アレルギー対応）	450	(食)	
粉ミルク（アレルギー対応）	720	(本)	スティックタイプ
毛布	7,015	(枚)	個包装タイプ
タオル	5,426	(枚)	
ほ乳瓶	670	(本)	200ml
トイレットペーパー	3,080	(ロール)	
飲料水用水袋	5,000	(枚)	6L用
バケツ	98	(個)	
生理用品	15,840	(枚)	
大人用紙おむつ	2,404	(枚)	
子供用紙おむつ	5,128	(枚)	
懐中電灯	558	(本)	
仮設トイレ（組み立て式）	23	(式)	
簡易トイレ（ポータブル式）	312	(式)	
ブルーシート	733	(枚)	
軍手	480	(双)	
発電機	10	(機)	LPガス式、ガソリン式

2-16 災害対策基金条例

本編関連箇所	P2-74
参考資料	赤穂市例規集

災害対策基金条例

昭和 51 年 12 月 1 日
条例第 36 号

(設置の目的)

第 1 条 市は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害の発生に際し、当該災害に係る経費に充てるため、災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の目的に添う寄付金、その他の財源により歳出予算をもって定める額
- (2) 基金の運用から生じる収入に相当する額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

(繰替え運用)

第 4 条 基金に属する現金は、予算でその確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めてこれを繰替え運用することができる。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条の規定により災害対策経費に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

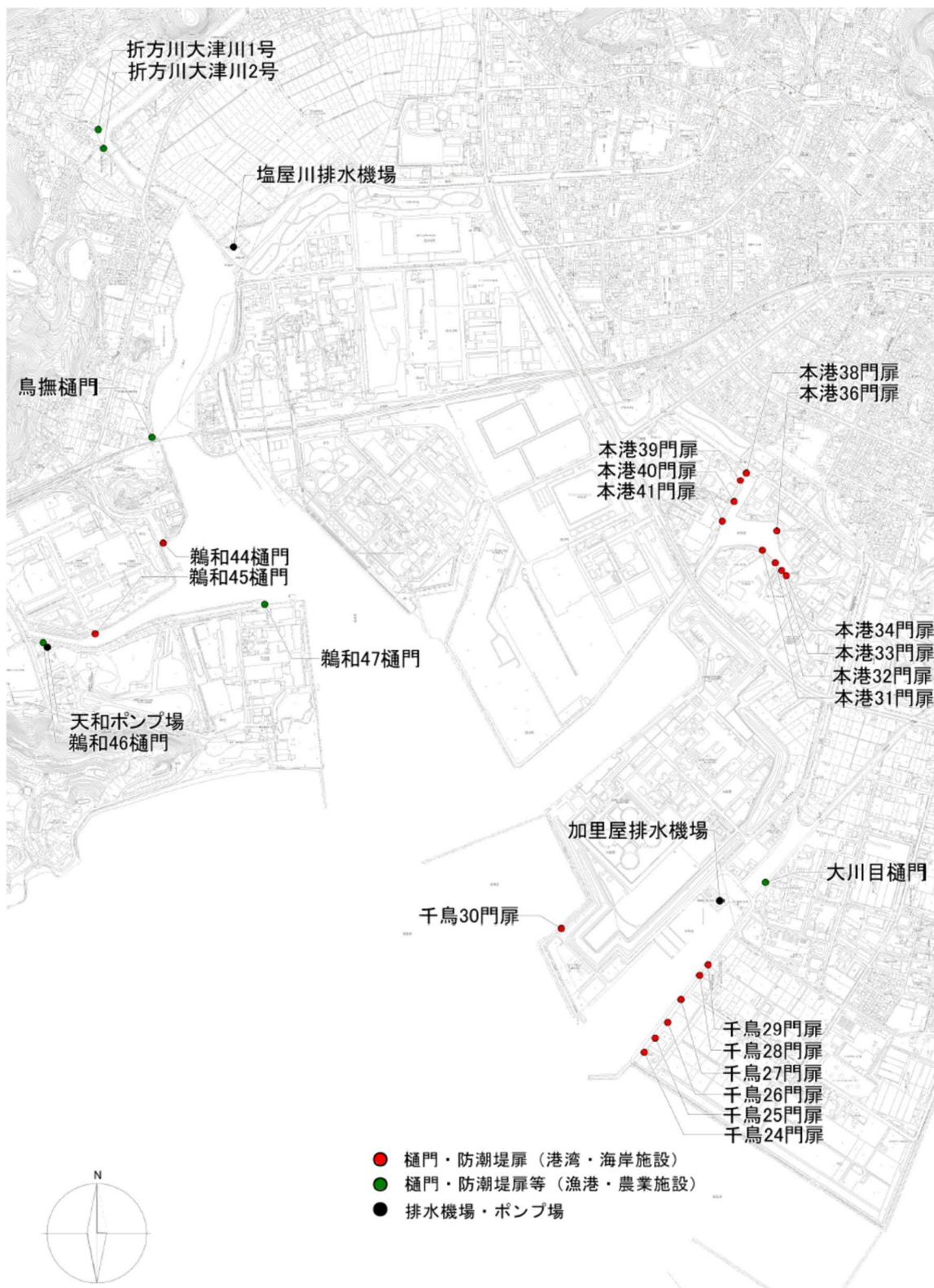
2-17 沿岸部の海岸水門・ポンプ場等の位置図

本編関連箇所	P2-105
参考資料	市資料

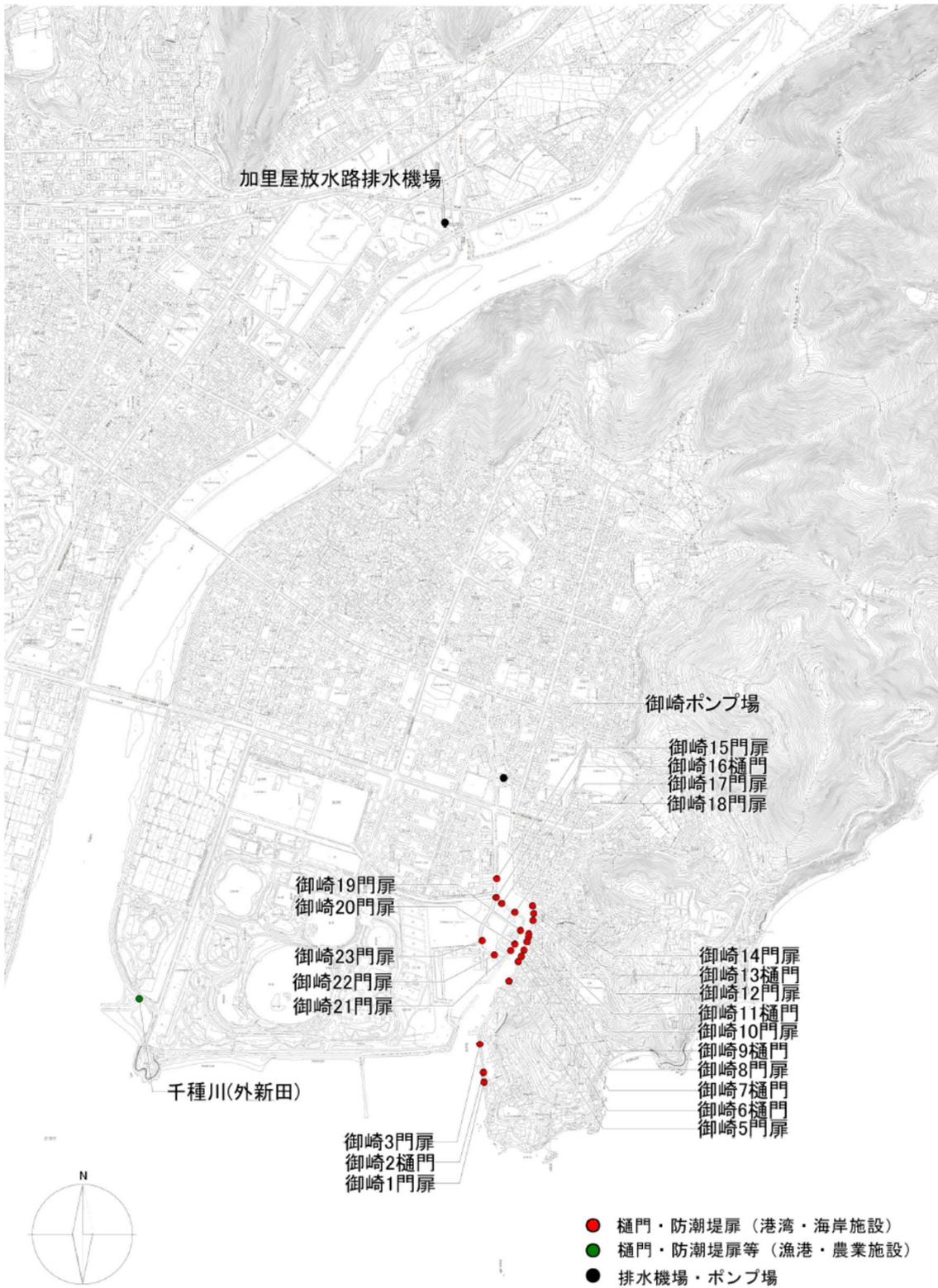
○ 赤穂市沿岸部の海岸水門・ポンプ場等の位置図(1/4)



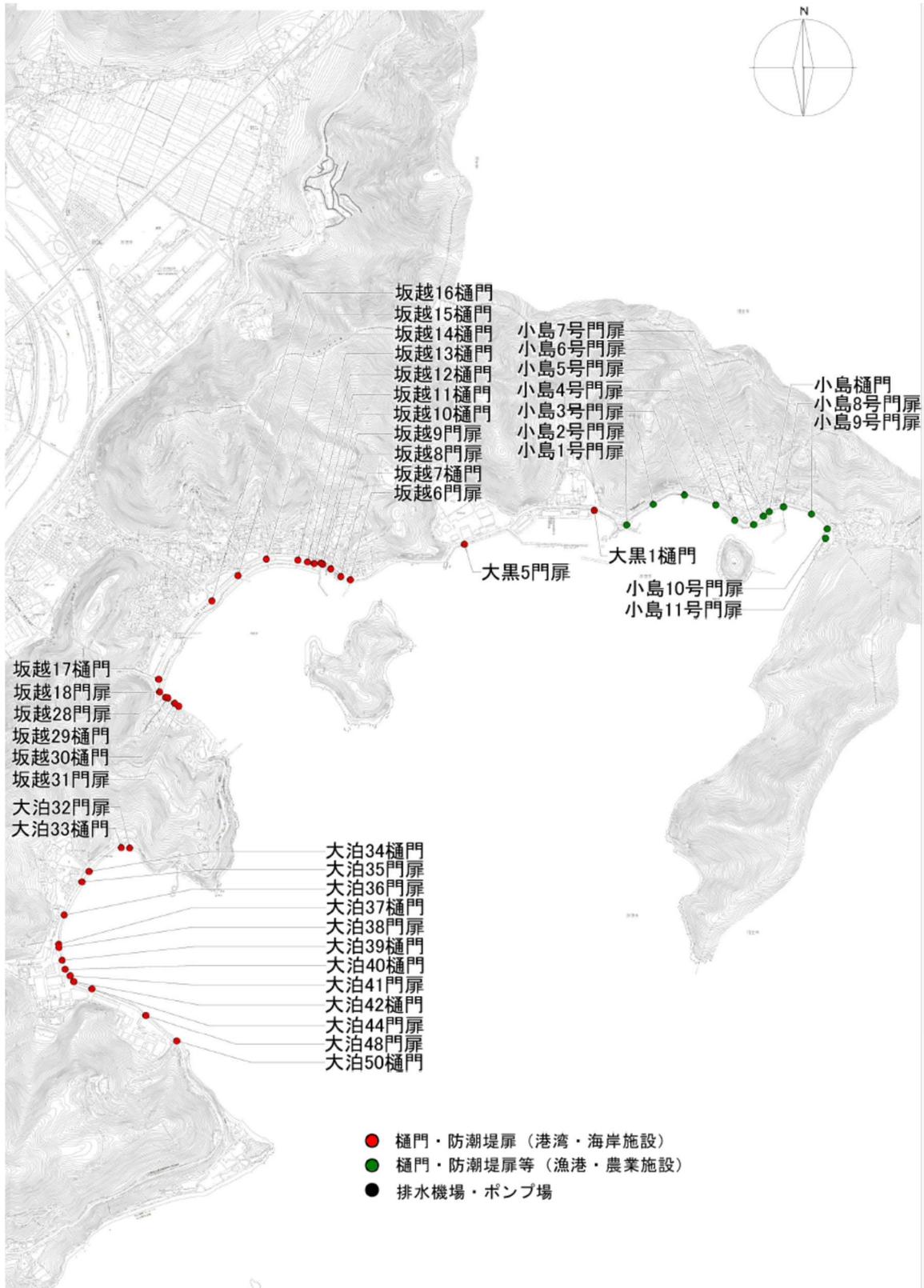
○ 赤穂市沿岸部の海岸水門・ポンプ場等の位置図(2/4)



○ 赤穂市沿岸部の海岸水門・ポンプ場等の位置図(3/4)



○ 赤穂市沿岸部の海岸水門・ポンプ場等の位置図(4/4)



2-18 赤穂市内の水門・ポンプ場と防災区（◎は津波警戒箇所、施設）

本編関連箇所	P2-105
参考資料	市資料

防災区	警戒箇所	
	河川・堤防・港湾等	排水ポンプ場・水門等
第1 防災区 (加里屋・上仮屋・山手町・元町・寿町・ 加里屋中洲の一部・城西町・若草町・長池町 惣門町・六百目町・三樋町・西浜町)	◎加里屋川 ◎新 川 黒 谷 川 ◎赤穂港	◎加里屋川排水機場 (千鳥港) 西沖ポンプ場 ＜海岸樋門等：10カ所＞
第2 防災区 (中広・加里屋中洲の一部・細野町)	◎千 種 川 加里屋川 ◎赤穂港	◎加里屋川放水路排水機場 (細野町) ◎大川目樋門 ＜海岸樋門等：6カ所＞
第3 防災区 (塩屋・宮前町・大町・板屋町・片浜町・平成町、 磯浜町、古浜町の一部)	波 布 川 小波布川	◎塩屋ポンプ場 三本松樋門
第4 防災区 (新田・大津・西浜北町、古浜町の一部、黒崎町)	◎大 津 川 ◎塩 屋 川	新田樋門 ◎塩屋川排水機場
第5 防災区 (木生谷・折方・鷗和)	◎大 津 川 機ヶ谷川 ◎赤穂港	◎鷗和ポンプ場 折方地区排水機場 ＜海岸樋門等：7カ所＞
第6 防災区 尾崎・大橋町・松原町・中浜町・さつき町 南宮町・清水町・向山・東浜町・海浜町	◎千 種 川	＜海岸樋門等：1カ所＞
第7 防災区 (御崎・元塩町・本水尾町・朝日町・ 正保橋町・元禄橋町・元沖町)	◎赤穂港(御崎地区)	◎御崎ポンプ場 ＜海岸樋門等：22カ所＞
第8 防災区 (坂 越)	千 種 川 大 泊 川 ◎坂越港 ◎坂越漁港(小島)	坂越ポンプ場 ＜海岸樋門等：45カ所＞
第9 防災区 (高 野)	千 種 川	高野排水機場
第10 防災区 (浜市・砂子・北野中・南野中)	◎千 種 川 加里屋川 春日谷川	ドント樋門 大師山下樋門
第11 防災区 (木津・目坂・高雄・周世・真殿・中山)	千 種 川 加里屋川 井ノ谷川 林ヶ谷川 門前谷川 大鹿谷川 山 際 川 水木原川 黒 谷 川 宮 裏 川 入 相 川 高 雄 川	中山取水樋門 木津取水樋門
第12 防災区 (東有年・有年檜原)	千 種 川 安 室 川 長 谷 川	東有年排水機場
第13 防災区 (西有年)	長 谷 川 小豆谷川 湯ノ内川	
第14 防災区 (有年傘礼・有年原・有年横尾)	千 種 川 矢 野 川 横 尾 川 谷 口 川	

防災区	警戒箇所	
	河川・堤防・港湾等	排水ポンプ場・水門等
第15 防災区 (福 浦)	◎鳴瀬川 次郎太夫川 中谷川 朶山川 ◎福浦海岸 ◎八軒屋古池間	◎福浦排水機場 <海岸樋門等：5カ所>

2-19 危険物施設数

本編関連箇所	P2-107
参考資料	令和元年消防年報（赤穂市消防本部）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

製造所等の別		地区別									
		加里屋※1	塩屋※2	新田※3	福浦	尾崎	御崎	坂越	高雄	有年	赤穂市計
製造所		2	-	5	-	-	-	1	5	-	13
貯蔵所	屋内貯蔵所	15	9	13	-	-	-	8	11	3	59
	屋外タンク貯蔵所	35	8	52	2	-	-	11	9	2	119
	屋内タンク貯蔵所	3	1	-	-	-	-	-	-	1	5
	地下タンク貯蔵所	13	2	3	-	3	4	5	6	2	38
	簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動タンク貯蔵所	13	5	3	-	-	1	-	-	-	22
取扱所	屋外貯蔵所	3	-	6	-	-	-	-	-	-	9
	給油取扱所	9	1	6	-	1	-	2	-	10	29
	販売取扱所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所		20	3	25	-	-	-	3	8	-	59
計		114	29	113	2	4	5	30	39	18	354

※1：中広、細野町を含む、※2：西浜町、西浜北町、三樋町を含む、※3：大津、折方、天和を含む

2-20 ひょうご防災減災推進条例

本編関連箇所	P2-118
参考資料	兵庫県例規集

制定：平成 17 年 3 月 28 日 条例第 42 号

改正：平成 29 年 3 月 6 日 条例第 1 号

平成 7 年 1 月 17 日未明、兵庫県南部を襲った地震は、一瞬にして多くの尊い人命と財産を奪い去った。

阪神・淡路大震災は、自然への畏敬の念、共同体意識が希薄となった都市生活の脆せい弱さを明らかにし、これまで効率と成長を重視し、安全と安心の視点をおろそかにしてきた社会に大きな警告を発した。

私たちは、この経験から、命の尊さを再確認するとともに、地域での助け合い、国内外からのボランティアの支援等を通じて、人と人が支え合うことの大切さを改めて実感した。

県民、民間団体、市町、県、国等が一体となって創造的復興を目指した結果、高齢者等を地域で見守る活動、県民一人ひとりの主体的な社会活動等今後の成熟社会を支える取組が広がり、平素から災害による被害の軽減を図る減災の取組も進んでおり、安全で安心できる社会を築いていく災害文化ともいふべきものが広がりつつある。

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、あわせてこれを知らない県民には正しく伝え、この経験と教訓を活かして、これからの災害に備えることが私たちの責務であることを強く自覚する。これは、東日本大震災、熊本地震等においても改めて認識された。今後、防災減災の取組を一層推進することにより、安全で安心な社会づくりを進めるため、この条例を制定する。

(ひょうご安全の日)

第 1 条 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1 月 17 日をひょうご安全の日と定める。

(県の取組)

第 2 条 県は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- (1) 県民等（県民、民間団体及び事業者をいう。以下同じ。）が行う耐震等防災減災のための活動を促進する事業
- (2) 防災減災に関する研究等を支援する事業
- (3) 創造的復興の成果の発信、阪神・淡路大震災の経験の継承等ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい事業
- (4) 防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- (5) 市町が行う防災減災の取組を促進する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

2 県は、関係行政機関及び県民等と連携して前項の事業を推進するために必要な措置を行うものとする。

(市町の取組)

第3条 市町は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- (1) 災害対策基本法（以下「法」という。）第49条の7第1項に規定する指定避難所の指定及び整備等を行う事業
- (2) 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）その他の特に配慮を要する者を支援する事業
- (3) 地域で災害に対処するための能力である地域防災力の向上に資する事業
- (4) 防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

2 市町は、県及び防災関係機関と連携して県民等の自発的な防災減災のための活動を促進するものとする。

3 市町は、災害の発生に備え、自主防災組織等（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織、自治会等の民間団体をいう。以下同じ。）に対し避難行動要支援者の法第49条の11第1項に規定する名簿情報を提供するため、同条第2項ただし書に規定する特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置その他の必要な措置を行うものとする。

(事業者の取組)

第4条 事業者は、災害時においてもその事業を継続し、又は早期に再開するための必要な措置を定めた計画の策定及び当該計画を実施するための体制の整備に取り組むものとする。

2 事業者は、地域における災害への備えに関する活動、災害時の従業員のボランティア活動を促進する取組その他の防災減災のための活動に取り組むものとする。

3 事業者は、災害復旧等に必要な物資又は役務の円滑かつ迅速な提供を行うための協定を県及び市町と締結する等県及び市町が実施する防災減災のための事業に協力するものとする。

(自主防災組織等の取組)

第5条 自主防災組織等は、法第42条第3項に規定する地区防災計画の提案及び当該計画に基づく防災減災のための活動に取り組むものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定及び当該計画に基づく防災訓練等に取り組むものとする。

(県民等の取組)

第6条 県民及び民間団体は、地域における災害への備えに関する活動、人と人々が支え合う地域社会づくりに資する活動、災害時のボランティア活動、ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい活動その他の防災減災のための活動に取り組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3-1 赤穂市災害対策本部条例

本編関連箇所	P3-8、P4-6
参考資料	赤穂市例規集

赤穂市災害対策本部条例

昭和 39 年 6 月 17 日
条例第 54 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、赤穂市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 8 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-2 各部の編成並びに事務分掌

本編関連箇所	P3-11、P4-9、P5-16
参考資料	赤穂市水防計画等（令和2年度・組織改編に対応）

※ 囲み文字は、各部、各班の担当責任者

部名	班名	事務分掌
指揮本部 危機管理監 市長公室長 会計管理者 議会事務局長	総務班 危機管理担当課長	1. 本部長（水防管理者）の命令の伝達に関すること 2. 初動時における災害対応に関する総括及び指揮命令 3. 災害対策全般の調整 4. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）の設置及び解散等に係る事務 5. 兵庫県、自衛隊その他関係機関への連絡並びに出動要請 6. 兵庫県、他市町への応援要請 7. 兵庫県の災害対策活動等の情報収集 8. 応急処置のための各機関への連絡 9. 被害状況及び各部の災害応急対策状況のとりまとめ 10. 被害状況等の報告 11. 市民からの問い合わせ対応 12. 市民等への災害時事前情報の伝達 13. 避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達及び兵庫県知事への報告 14. 避難所開設、炊き出し指示 15. 災害用電話連絡の確保 16. 災害時の通信手段の確保 17. 災害状況の記録 18. 防災行政無線の管理運用
	情報班 行政課長	1. 気象情報、雨量、河川水位、潮位、地震、津波等の情報収集 2. フェニックス防災情報端末の操作 3. 相生湾潮位計データ収集端末の操作 4. 衛星電話・衛星FAX端末操作 5. 災害時の気象情報、被害、水防活動状況等の整理、記録 6. ホームページ及び赤穂市防災ネットによる災害情報の提供 7. コンピュータ施設及びネットワークに関する応急対策
	監視班 監査委員事務局長	1. 市設置量水標等による河川水位、潮位・津波監視 2. 危機管理監の特命事項
	広報班 秘書広報課長 企画政策課長	1. 災害広報に関すること 2. 報道機関の対応 3. 被害状況の写真記録 4. 災害の記録写真の収集整理 5. 避難所応援要員への連絡
	<市内巡回広報> 企画政策課長 秘書広報課長	1. 災害時事前情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）
	本部協力班 企画政策課長 秘書広報課長	（災害警戒本部、水防本部要員）
本部協力班 出納担当係長	（災害警戒本部、水防本部要員） （避難所支援要員）	

部名	班名	事務分掌
	本部協力班 議会事務局総務課長	(災害警戒本部、水防本部要員) (本部支援)
	現地対策班 救急課長	1. 災害対策本部(水防本部)との連絡・調整 2. 消防団との連絡・調整 3. 災害状況の情報収集 4. 応急措置のための連絡・調整

部名	班名	事務分掌
総務部 総務部長	総務班 契約管財課長 行政課長	1. 災害警戒本部、災害対策本部(水防本部)との連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部(水防本部)への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 災害時の庁舎機能の維持管理 5. 部の所管に係る施設の被害調査及び応急対策 6. 部長の特命事項
	管理班 人事課長 財政課長	1. 災害に関する予算措置、財政措置 2. 必要物品の会計課への購入指示 3. 職員の配備(待機、出動)状況の把握 4. 職員の時間外勤務命令調整 5. 災害対策活動従事職員の健康管理に関すること 6. 災害職員に関すること 7. 炊き出し等職員動員指示 8. 災害用公用自動車の配車、管理 9. 民間自動車等の調達要請、管理 10. 部長の特命事項
	調査班 税務課長	1. 土地家屋の被害状況調査 (健康福祉部に対する資料の提供を含む) 2. 災害に係る市税等の減免 3. 部長の特命事項
	協力班 監査委員事務局長	(災害警戒本部、災害対策本部(水防本部)要員) (本部支援)

部名	班名	事務分掌
市民部 市民部長	総務班 市民対話課長	1. 災害警戒本部、災害対策本部(水防本部)との連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部(水防本部)への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 公営住宅の被害状況調査及び応急対策 5. 応急仮設住宅の入居者及び住宅応急修理者の選考 6. 部長の特命事項

部名	班名	事務分掌
	住民支援班 市民対話課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民への災害時の事前情報（避難準備・高齢者等避難開始）の提供（自治会：自主防災組織を通じて） 2. 自治会への避難勧告・避難指示（緊急）・交通障害情報の伝達（自治会：自主防災組織を通じて） 3. 市民からの照会、要請、相談等の対応 4. 福浦コミュニティセンターの避難所開設
	応急食糧班 市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急救助用食糧の調達 2. 災害応援協定に基づく食料品の調達 3. 炊き出し（各地区公民館等の活用）
	施設管理班 環境課長 美化センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境課所管に係る施設の防災管理及び被害状況の調査報告並びに応急対策 2. 美化センター所管に係る施設の防災管理及び被害状況の調査報告並びに応急対策 3. 施設の保安に関すること 4. 環境衛生の保持に関すること
	防疫班 美化センター所長 市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における防疫 2. 防疫薬剤の調達 3. 災害時における清掃（ごみ処理） 4. 災害時における清掃（し尿処理） 5. 遺体の搬送及び処理
	有害物質調査班 環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質等流出災害の調査報告

部名	班名	事務分掌
健康福祉部 健康福祉部長	総務班 社会福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）との連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 要配慮者関連施設等への連絡 5. 部長の特命事項
	施設管理班 子育て支援課長 社会福祉課長 医療介護課長 介護保険担当課長 障害福祉サービス事業所担当課長 地域包括支援センター担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援課、社会福祉課、医療介護課及び所管に係る施設の防災管理及び被害状況の調査報告並びに応急対策 2. 社会福祉協議会への命令伝達及び災害状況のとりまとめ 3. 応急住宅修理（復旧指導は建築係担当） 4. 応急仮設住宅の入居者及び住宅応急修理者の選考

部名	班名	事務分掌
	救援協力班 <u>社会福祉課長</u> 子育て支援課長 保健センター所長 医療介護課長 介護保険担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者の支援 2. 災害救助法に係る支援事務 3. 被災者生活再建支援法に係る支援事務 4. 避難所の運営管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難者の状況把握 (2) 避難所の連絡責任者（世話人）の把握 (3) 避難所の必要物品の調達配布 5. 被災者台帳等の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者台帳作成 (2) り災証明発行 （独立行政法人住宅金融支援機構へ提出のものは建築係が担当） 6. 見舞金等の支給 <ol style="list-style-type: none"> (1) 赤穂市（兵庫県）見舞金の支給 (2) 災害救助法に基づく救援物資の調達及び支給 (3) 災害義援金品の受領配布 7. 援護措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する応急救助 (2) 身元不明の遺体の措置 (3) 災害援護資金の貸付（復旧指導は建築係が担当） 8. 生活保護法に関すること 9. 被災者共済制度に係る事務 10. 災害ボランティアに関すること

部名	班名	事務分掌
建設部 <u>建設部長</u> 都市計画推進 担当部長	総務班 <u>土木課長</u> 都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）との連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 部長の特命事項
	資材班 <u>土木課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防及び道路災害非常対策に要する器具資材の調達 2. 道路、橋梁、トンネルの被害状況調査 3. 道路の災害応急対策 4. 道路交通の危険箇所に対する巡回及び予防、交通規制、交通安全施策 5. 河川、港湾、海岸、急傾斜地の被害状況調査 6. 河川、港湾、海岸、急傾斜地の災害応急対策 7. 高潮対策 8. 緊急海運施設の確保
	輸送班 <u>土木課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要員の災害現場への輸送 2. 資材等の災害現場への輸送 3. 道路の災害交通回復 4. 避難路、緊急輸送路の確保のための道路、橋梁の応急修理、その他緊急措置 5. 障害物除去

部名	班名	事務分掌
	工務第1班 公園街路課長	1. 被災現場の技術指導、その他現場における防災活動 2. 施工中の都市計画事業の保安整備 3. 公園及び街路樹等の被害状況調査 4. 公園利用者、入場者の安全確保及び施設の保安
	工務第2班 区画整理課長	1. 被災現場の技術指導、その他現場における防災活動 2. 施工中の区画整理事業の被害状況調査
	施設管理班 都市計画課長	1. 市有建築物の被害調査 2. 住宅及び宅地の応急危険度判定 3. 市有建築物の応急措置 4. 応急仮設住宅の建設

部名	班名	事務分掌
産業振興部 産業振興部長 観光監	総務班 観光課長 商工課長	1. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）との連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 部長の特命事項
	工務班 農林水産課長	1. 農林水産関係施設の災害現場の技術指導、被害状況調査及び応急対策 2. 耕地関係の被害状況調査及び応急対策 3. 農業用施設の被害状況調査及び応急対策 4. 山地関係の被害状況調査及び応急対策 5. 漁港の被害状況調査及び応急対策 6. 農業用ため池、農業用排水樋門及びポンプ場並びに海岸樋門の操作等の応急対策 7. 農作物の病害虫の防除 8. 農業関係の被害状況調査及び応急対策 9. 水産及び漁業関係の被害状況調査並びに応急対策 10. 畜産関係の被害状況調査及び応急対策 11. 家畜の防疫 12. 農林漁家に対する被害金融 13. 農林漁家に対する被災証明
	調査第1班 観光課長	1. 観光施設の被害状況調査及び応急対策 (1)被害巡回調査 (2)被害箇所応急対策作業
	調査第2班 商工課長	1. 商工業関係機関の被害状況調査及び応急対策 2. 中小企業の被害状況調査及び災害特別融資

部名	班名	事務分掌
上下水道部 上下水道部長	総務班 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）との連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 部長の特命事項
	工務班 水道課長 浄水施設担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の災害応急対策 2. 給配水及び飲料水の供給 3. 水道施設の災害復旧 4. 水質検査
	ポンプ場班 下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における浸水防止のための排水措置（市街地の排水対策） 2. 被害現場の情報収集 3. 下水道工事業者への協力要請 4. 下水道施設の復旧までの応急措置の市民への協力要請に関すること

部名	班名	事務分掌
消防本部 消防長	総務班 消防次長 総務課長 消防団担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）と連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 消防団との連絡、調整及び消防本部全般の調整に関すること 5. 防災ヘリコプターに関すること 6. 火災出動については、別に定める出動区分による
	通信指令班 予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「119番」等の受信を総務班に連絡 2. 本部指令を無線電話等により各水防区に連絡 3. 気象、防災情報の収集及び記録並びに報告
	資材班 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防倉庫の資材受入及び払出記録並びに災害対策本部（水防本部）への連絡 2. 水防倉庫の施錠の開放の確認 3. 消防本部受信の水防区の資材要望を総務班へ連絡 ※資材補充の発注及び車両借り上げは災害対策本部（水防本部）が実施する
	警防班 警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災発生時の第1出動 2. 人命救助、検索、救出活動 3. 災害情報の緊急広報、緊急調査 4. 巡回、警備及び防災活動 5. 消防長の特命事項
	救急班 救急課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救急業務の実施
	調査班 上郡署長 管理担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防長の特命事項

部名	班名	事務分掌
教育委員会 教育次長 (管理担当) 教育次長 (指導担当)	総務班 総務課長	1. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）と連絡及び部内の調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）への連絡 3. 部内の災害状況のとりまとめ 4. 学校園所との連絡調整 5. 教育次長の特命事項
	施設管理班 生涯学習課長 総務課長 こども育成課長 学校教育課長 学校給食センター所長 スポーツ推進課長 図書館長兼 市史編さん担当課長 中央公民館長 文化財課長	1. 学校園所施設の被害状況調査及び応急対策 2. 学用品の給与とりまとめ 3. 教育関係施設の保安 4. 教材教具の調達 5. 被災児童、生徒の育英及び奨学に関すること 6. 教育委員会の所管に係る社会教育施設の被害状況調査及び応急対策 7. 所管施設に係る避難所の開設 (1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校 (2) 市民会館、公民館 (3) 総合体育館 (4) 図書館 (5) 文化会館 8. 文化とみどり財団への命令伝達及び災害状況のとりまとめ 9. 教育次長の特命事項
	応急対策班 学校教育課長 こども育成課長	1. 被災幼児、児童、生徒の応急対策 2. 教材教具の調達 3. 被災教職員の応急対策 4. 幼児、児童、生徒の安全指導・管理 5. 災害対策のための教員確保 6. 被災学校園所及び被災幼児、児童、生徒の保育・授業対策 7. 被災幼児、児童、生徒の救護・保健管理 8. 学校給食対策 9. 教育次長の特命事項

部名	班名	事務分掌
市民病院 市民病院事務 局長	総務班 総務課長 経営企画担当課長 財務課長	1. 災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）と連絡及び部内との調整 2. 部内各班の報告事項の集約及び災害警戒本部、災害対策本部（水防本部）への連絡 3. 必要物品の調達 4. 部内の災害状況のとりまとめ
	施設管理班 総務課管理係長 介護老人保健施設事務 課長	1. 病院施設及び介護老人保健施設の防災管理及び被害状況の調査報告並びに応急対策
	救護班 医療課長	1. 災害時における被災者の応急施設内での診察及び看護 2. 災害救助法による医療及び助産のとりまとめ 3. 病院、その他医療施設利用に関すること 4. 医療用物資の保管、配給 5. 血液の搬送要請 6. 遺体の処理に関すること 7. 事務局長の特命事項

3-3 気象庁警報・注意報基準

本編関連箇所	P3-16
参考資料	神戸地方気象台資料

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年5月29日現在

赤穂市	府県予報区		兵庫県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		播磨南西部		
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	167	
	洪 水		流域雨量指数基準	長谷川流域=5.5, 矢野川流域=13.3	
			複合基準※1	千種川流域= (6, 43.4) 長谷川流域= (12, 4.9)	
			指定河川洪水予報による基準	兵庫県千種川水系千種川〔上郡〕	
	暴 風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm	
山地			24時間降雪の深さ40cm		
波 浪	有義波高	3.0m			
		高 潮	潮位		
			2.0m		
注 意 報	大 雨		表面雨量指数基準	8	
			土壌雨量指数基準	105	
	洪 水		流域雨量指数基準	長谷川流域=4.4, 矢野川流域=10.6	
			複合基準※1	千種川流域= (5, 24.6) 長谷川流域= (6, 3.5)	
			指定河川洪水予報による基準	兵庫県千種川水系千種川〔上郡〕	
	強 風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風 雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ10cm	
			山地	24時間降雪の深さ20cm	
	波 浪	有義波高	1.5m		
			高 潮	潮位	
				1.2m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融 雪				
濃 霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		
乾燥		最小湿度40%で実効湿度60%			
なだれ		①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上※2			
低 温		最低気温-4℃以下※3			
霜		4月以降の晩霜 神戸海洋気象台で最低気温4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下			
着 氷					
着 雪		24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：2℃以下			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

※2 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

※3 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

特別警報の基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
地 震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)	

※赤穂市の雨に関する50年に一度の値は、48時間降雨量323ミリ、

3時間降雨量134ミリ、土壌雨量指数216ミリ

3-4 災害時優先電話一覧

本編関連箇所	P3-21、P4-24、P5-28
参考資料	令和元年度 赤穂市水防計画

施設名称	電話番号	災害時優先電話	農協有線放送電話		
赤穂市役所	43-3201	(本部) 43-3208	(行政課) 5062 (市民課) 5047 (市民対話課) 5043 (産業観光課) 5057 (建設課) 5053		
	赤穂市上下水道部	43-1272	43-1272 43-1273 5085		
	北野中浄水場	42-2327	42-2327		
	赤穂市民病院	43-3222	43-1857 43-3223 43-3225		
	赤穂市美化センター	42-3841	42-3841		
	赤穂下水管理センター	45-2263	45-2264		
赤穂市消防本部	(防災センター)	43-0119 42-0090 42-4749 43-0119 42-4752			
市民総合体育館	45-2091	45-2091			
赤穂市文化会館	43-5111	43-5111			
総合福祉会館	42-1397	42-1397			
赤穂すこやかセンター	46-8701	46-8701			
赤穂高等学校	43-2151	43-2153			
図書館	43-0275	43-0275			
有年隣保館	49-3086	49-3086	3157		
公民館	中央公民館 (市民会館)	43-7450	43-7452		
	城西公民館	45-7062	45-7062		
	塩屋公民館	42-3379	42-3379		
	赤穂西公民館	45-3292	45-3292		
	尾崎公民館	42-2139	42-2139		
	御崎公民館	43-7453	43-7453		
	坂越公民館	48-8080	48-8080		
	高雄公民館	48-7500	48-7500	5611 5623	
	有年公民館	49-2004	49-2004	2591	
中学校	赤穂中学校	42-2149	42-2149 42-2717		
	赤穂西中学校	42-2259	42-2259 43-6093		
	赤穂東中学校	42-2320	42-2320 43-6102		
	坂越中学校	48-8007	48-1351		
	有年中学校	49-2035	49-3378	2645	
	赤穂小学校	42-2171	42-5313		
小学校	城西小学校	42-0698	42-0618		
	塩屋小学校	42-2129	43-5789		
	赤穂西小学校	45-0538	45-0508		
	尾崎小学校	42-2108	43-6107		
	御崎小学校	42-2278	42-2273		
	坂越小学校	48-8408	48-8038		
	高雄小学校	48-7870	48-7824	5621	
	有年小学校	49-2081	49-2031	2791	
	原小学校	49-2083	49-2033	3691	
	幼稚園	赤穂幼稚園	42-2615	42-2615	
		城西幼稚園	42-0531	42-0531	
塩屋幼稚園		42-0213	42-0213		
赤穂西幼稚園		45-1006	45-1006		
尾崎幼稚園		42-5292	42-5292		
御崎幼稚園		45-1055	45-1055		
坂越幼稚園		48-8124	48-8124		
高雄幼稚園		48-7185	48-7185	5622	
有年幼稚園		49-3537	49-3537	2792	
原幼稚園		49-3538	49-3538	3692	
保育所	赤穂保育所	42-3368	42-3368		
	塩屋保育所	42-0323	42-0323		
	尾崎保育所	42-2297	42-2297		
	御崎保育所	42-3338	42-3338		
	坂越保育所	48-8458	48-8458		
	有年保育所	49-2297	49-2297	2643	

3-5 被害の認定基準

本編関連箇所	P3-23、P4-26、P5-31
参考資料	「災害の被害認定基準について」平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月）等

○ 被害の認定基準(1/3)

区分		記入内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者。 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊 (全焼) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

○ 被害の認定基準(2/3)

区分		記入内容
田畑の被害	流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、埋没及び冠水		田の例に準じる。
文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
橋りょう		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
港湾		「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
損害船舶		「損害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
電話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス		「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀		「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

○ 被害の認定基準(3/3)

被害項目		報告基準
り 災 者	り 災 世 帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震による被害の場合のみ報告する。
公 立 文 教 施 設		「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路、港湾、漁港及び下水道とする。
そ の 他 公 共 施 設		「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜産等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、たとえば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3-6 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

本編関連箇所	P3-35、P4-37、P5-43
参考資料	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援の要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被災市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被災市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、

この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条に基づく応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結している他の災害時の応援に係る協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の交換

(2) 県と市町との連絡会等の開催

(3) その他必要な事項

(補足)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県知事ほか県下市町長

3-7 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

本編関連箇所	P3-35、P4-37、P5-43
参考資料	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定書

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西播磨地域5市6町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市長と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災計画の策定)

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附則

この協定は、平成8年(1996年)4月1日から効力を生じるものとする。

(途中附則省略)

附則

- 1 この協定は、平成18年(2006年)3月27日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年11月7日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。上記協定締結の証として本協定書を11通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年(2006年)3月27日

姫路市長ほか関係市町長

3-8 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

本編関連箇所	P3-35、P4-37、P5-43
参考資料	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2) 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
- (4) その他応急対策活動に必要な措置

（応援措置の履行）

第6条 応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区が負担するものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第8条 協定市区は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について

資料情報等を相互に交換するものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を生ずる。

(実施の細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

平成24年3月1日付で締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書23通を作成し、協定市区記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年4月1日

北海道砂川市長ほか関係市区長

3-9 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

本編関連箇所	P3-35、P4-37、P5-43
参考資料	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定書

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
- (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
- (3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項1につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。

付 則

- 1 被災会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県知事ほか関係市町長及び組合管理者

3-10 兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

本編関連箇所	P3-36、P4-37、P5-43
参考資料	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

兵庫県赤穂市、兵庫県赤穂郡上郡町、兵庫県佐用郡佐用町、兵庫県宍粟市、岡山県備前市、岡山県美作市、岡山県英田郡西粟倉村（以下「協定市町村」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、兵庫県及び岡山県の県境に隣接する協定市町村の区域内において災害が発生し、被災市町村では、十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町村の応急対策を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定市町村は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第4条 応援を受けようとする市町村（以下「被応援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、他の協定市町村に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 協定市町村は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町村(以下「応援市町村」という。)は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町村と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町村長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町村の負担とする。

2 被応援市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町村からの要請があった場合には、応援市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(地域防災計画その他必要な資料等の交換)

第9条 協定市町村は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料、情報等を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(実施の細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、協定市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、協定市町村が協議のうえ、決定するものとする。

付 則

この協定は、平成8年8月1日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため本書12通を作成し、協定市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月1日

岡山県備前市長ほか関係市町村長

3-11 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

本編関連箇所	P3-36、P4-38、P5-44
参考資料	兵庫県水道災害相互応援に関する協定書

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整

- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の抛出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合は、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下（応援職員）という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資材の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じ

た場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
 - (2) 応援体制
 - (3) 応急備蓄資材保有状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料
- 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請した団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業同企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事ほか各市町長、各水道企業同企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長

3-12 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

本編関連箇所	P3-36、P4-38、P5-44
参考資料	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県へ応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。
- 3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
 - (2) ごみの仮置場の確保状況
 - (3) 応急備蓄資材等の保有状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料
- 2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除く

ほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 17 年 9 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各 1 通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

兵庫県知事ほか各市町長及び関係一部事務組合管理者

3-13 兵庫県広域消防相互応援協定

本編関連箇所	P3-36、P4-38、P5-44
参考資料	兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合

には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がな

い限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

尼崎市長ほか関係市町長等

文書番号

平成 年 月 日

市(町)長 様

所在地

市(町)長

㊟

兵庫県広域消防相互応援協定第9条に基づく経費の請求について

みだしのことについて、領収書の写しを添えて、下記のとおり請求します。

記

1 応援の対象となった災害

(1) 発生日時

平成 年 月 日 : 分頃

(2) 発生場所

市(町)

2 請求の内訳

項目		経費	添付資料
燃料費	車両	ガソリン	円 領収書(写し)NO _____
		軽油	円 領収書(写し)NO _____
	機械器具	ガソリン	円 領収書(写し)NO _____
		その他	円 領収書(写し)NO _____
	小計		円
宿泊費		円	領収書(写し)NO _____
食料費		円	領収書(写し)NO _____
修理費		円	領収書(写し)NO _____
化学消火薬剤等資機材費		円	計算書別添
		円	
		円	
		円	
合計		円	

第三者に与えた損害の賠償に要する経費等及び賞じゅつ金・賞慰金が発生した場合は、別途請求する。

3-14 播磨広域防災連携協定

本編関連箇所	P3-36、P4-38、P5-44
参考資料	播磨広域防災連携協定

播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援都市」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結都市に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があつたときは、極力これに応じるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条

に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のために派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一次繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を21通作成し、締結市町長名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長ほか関係市町長等

3-15 公共的団体等との協定

本編関連箇所	P3-39、P4-41、P5-48
参考資料	

(1) 赤穂市医師会との救護活動に関する協定

災害により、傷病者が多数発生したとき、その負傷者等の医療救護活動が迅速に処置されるよう本市では、赤穂市医師会の協力により「災害時における救護活動に関する協定」を平成8年11月22日に締結している。

(2) 社団法人兵庫県薬剤師会西播支部赤穂部会との救護活動に関する協定

災害時に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動の応援が迅速に処置されるよう本市では、兵庫県薬剤師会西播支部赤穂部会の協力により「災害時における救護活動に関する協定」を平成8年9月18日に締結している。

(3) 赤穂市内郵便局との協定

災害時等における市民の避難先及び被災状況等に関する情報の提供、並びに災害時要配慮者についての情報・対応に関する相互協力のため、本市では赤穂郵便局及び市内7特定郵便局と「災害時等における相互協力に関する協定」を平成11年7月12日に締結している。

(4) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団赤穂精華園との福祉避難所に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するため、本市では社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団赤穂精華園と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を平成24年11月1日に締結している。

(5) 社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会との協定

災害発生時等におけるボランティアセンターに関して、本市では社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会と「赤穂市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」を平成29年12月1日に締結している。

3-16 民間企業、団体等との協定

本編関連箇所	P3-39、P4-41、P5-48
参考資料	

(1) 生活協同組合コープこうべとの協定

緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。）における赤穂市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とするため、本市では、生活協同組合コープこうべと「緊急時における生活物資の確保に関する協定」を平成8年10月24日に締結している。

(2) 兵庫西農業協同組合との協定

災害時における生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とするため、本市では、兵庫西農業協同組合と「災害時における生活物資の確保に関する協定」を平成8年10月8日（締結時名称：西播磨農業協同組合）に締結している。

(3) 赤穂市建設業協会との協定

災害時における円滑、迅速な応急対策を実施するため、本市では、赤穂市建設業協会と「地震・風水害・その他の災害における応急対策に関する協定」を平成8年9月18日に締結している。

(4) 兵庫県石油商業協同組合西播支部赤穂ブロックとの協定

災害時には、ガソリン、石油等の燃料の調達が困難になると考えられるため、これを確保するため、本市では、兵庫県石油商業協同組合西播支部赤穂ブロックと「災害時における生活物資（燃料等）の確保に関する協定」を平成8年9月18日に締結している。

(5) 赤穂アマチュア無線クラブとの協定

災害等緊急時において、情報通信機能が麻痺した場合等の情報収集及び伝達の応援に資するため、本市では、赤穂アマチュア無線クラブと「災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定」を平成8年9月18日に締結している。

(6) 赤穂市上下水道工事業協同組合との業務協定

災害等緊急時における上水の安定供給及び円滑、迅速な応急復旧対策を実施するため、本市では赤穂市上下水道工事業協同組合と「地震・風水害・その他の災害における業務協定」を平成8年12月27日に締結している。

(7) 赤穂生コンクリート協同組合との協定

災害等緊急時における消防用水その他の雑用水の搬送について、本市では赤穂生コンクリート協同組合と「災害等緊急時における消防用水等の搬送に関する協定」を平成9年12月25日に締結している。

(8) 赤穂市内タクシー会社4社との協定

災害等緊急時における情報の提供及び伝達の応援に資するため、本市では市内のタクシー会社4社と「災害等緊急時における情報の提供及び伝達の応援に関する協定」を平成10年1月16日に締結している。

(9) 財団法人兵庫県まちづくり技術センターとの協定

本市が管理する公共土木施設の災害時における被災状況の把握や災害対策活動を円滑効率的に実施するため、本市では財団法人兵庫県まちづくり技術センター（締結時名称：財団法人兵庫県建設技術センター）と「防災エキスパートの活用に関する協定書」を平成10年5月25日に締結している。

(10) 岡山県海運2社との協定

本市に地震等災害発生し、陸上交通が遮断された場合、人員資材及び物資等の輸送のため、本市では岡山県備前市の瀬戸内観光汽船株式会社及び大生汽船株式会社と「災害時における物資等の海上輸送に関する協定書」を平成11年3月15日に締結している。

(11) 大型量販店との協定

災害等緊急時における被災者及び救助要員等に対する食糧・物資の優先供給を受けるため、本市ではイオンリテール株式会社近畿カンパニー（締結時名称：ジャスコ株式会社西部カンパニー赤穂店）と「災害等緊急時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書」を、また、マックスバリュ西日本株式会社（締結時名称：ウェルマート株式会社）と「災害等緊急時における生活物資等の確保に関する協定書」をそれぞれ平成11年3月31日に締結している。なお、イオンリテール株式会社近畿カンパニーとは、協定を改定し「災害時並びに平常時における防災活動協力に関する協定書」を平成18年9月12日に締結している。

(12) 日本郵政株式会社かんぼの宿赤穂との協定

災害時における避難場所の提供、炊き出しの提供、浴場を開放しての入浴の提供を受けるため、本市では日本郵政株式会社かんぼの宿赤穂と「災害時における協力に関する協定」を平成13年4月24日に締結している。

(13) 赤穂ロイヤルホテルとの協定

水害時における民間の鉄筋コンクリート造の2階建以上の建物を「一時避難所」として使用できるようにするため、本市では赤穂ロイヤルホテルと「水害時における一時避難施設としての使用に関する協定」を平成17年9月1日に締結している。

(14) 赤穂ハイツとの協定

災害時における避難場所の提供、炊き出しの提供、浴場を開放しての入浴の提供を受けるため、本市では赤穂ハイツと「災害時における協力に関する協定」を平成18年7月11日に締結している。

(15) 御崎タクシーとの協定

災害時における要介護者等輸送のために必要となる介護タクシーの運行についての応援を受けるため、本市では御崎タクシー株式会社と「災害時における要介護者等輸送に関する協定」を平成18年7月12日に締結している。

(16) 兵庫県電気工事工業組合西播支部赤穂地区との協定

災害時における仮設電気工事、応急復旧工事、感電災害、漏電災害の防止対策を実施するため、本市では兵庫県電気工事工業組合西播支部赤穂地区と「災害時における応急対策業務に関する協定」を平成21年10月16日に締結している。

(17) 株式会社大福との協定

災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う人命救助、道路交通確保のための障害物の除去作業を実施するため、本市では株式会社大福と「災害時における応急対策業務に関する協定」を平成22年12月1日に締結している。

(18) 株式会社アーリスとの協定

災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う人命救助、道路交通確保のための障害物の除去作業を実施するため、本市では株式会社アーリスと「災害時における応急対策業務に関する協定」を平成22年12月1日に締結している。

(19) 有限会社アサヒテックとの協定

災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う人命救助、道路交通確保のための障害物の除去作業を実施するため、本市では有限会社アサヒテックと「災害時

における応急対策業務に関する協定」を平成24年7月2日に締結している。

(20) 一般社団法人兵庫県LPガス協会西播西支部赤穂地区会との協定

災害時におけるLPガス等の確保のため、本市では一般社団法人兵庫県LPガス協会西播西支部赤穂地区会と「災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定」を平成26年3月26日に締結している。

(21) 西日本高速道路株式会社関西支社姫路高速道路事務所との協定

災害時等における相互協力に関して、本市では西日本高速道路株式会社関西支社姫路高速道路事務所と「災害時における相互協力に関する協定書」を平成26年5月30日に締結している。

(22) 株式会社リングユニオンとの協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では株式会社リングユニオンと「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定書」を平成26年7月18日に締結している。

(23) 株式会社新栄との協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では株式会社新栄と「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定書」を平成26年7月18日に締結している。

(24) 社会福祉法人玄武会との福祉避難所に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するため、本市では社会福祉法人玄武会と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を平成26年10月1日に締結している。

(25) 社会福祉法人春秋会との福祉避難所に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するため、本市では社会福祉法人春秋会と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を平成26年10月1日に締結している。

(26) 社会福祉法人桜谷福祉会との福祉避難所に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するため、本市では社会福祉法人桜谷福祉会と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を平成26年10月1日に締結している。

(27) 社会福祉法人なごみとの福祉避難所に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するため、本市では社会福祉法人なごみと「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を平成26年10月1日に締結している。

(28) 株式会社栄華商会との協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では株式会社栄華商会と「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定書」を平成27年10月5日に締結している。

(29) 株式会社森崎組との協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では株式会社森崎組と「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定書」を平成28年4月13日に締結している。

(30) 株式会社岡本建設との協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では株式会社岡本建設と「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定書」を平成28年5月23日に締結している。

(31) 有限会社中道土木との協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では有限会社中道土木と「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定書」を平成28年9月6日に締結している。

(32) 株式会社あさひ工務店との協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では株式会社あさひ工務店と「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定書」を平成28年9月6日に締結している。

(33) 兵庫県行政書士会との協定

大規模な地震、風水害その他災害発生時において、被災者の必要な行政書士業務を円滑に遂行するため、本市など播磨地域13市9町で構成する播磨広域連携協議会と兵庫県行政書士会との間で「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定」を平成28年10月1日に締結している。

(34) ゴダイ株式会社との協定

災害発生時等における救助用物資の供給及び運搬に関して、本市ではゴダイ株式会社と「災害時における救助用物資の供給等に関する協定」を平成29年1月27日に締結している。

(35) 株式会社T&T J U A V A C ドローンエキスパートアカデミー兵庫校との協定

大規模な災害発生時において被害状況の早期の全容把握、被災地の詳細な状況把握のため、本市では株式会社T&T J U A V A C ドローンエキスパートアカデミー兵庫校と「災害時等における無人航空機の運用に関する協定」を平成30年4月9日に締結している。

(36) 合同会社オークとの協定

地震、風水害その他災害発生時において災害応急対策業務の応援に関して、本市では合同会社オークと「災害時における災害応急対策業務の応援に関する協定」を平成30年7月19日に締結している。

(37) 赤穂神姫タクシー株式会社との協定

災害時等における人員及び避難行動要支援者等の輸送業務に関して、本市では赤穂神姫タクシー株式会社と「災害時における輸送業務等に関する協定」を平成30年9月1日に締結している。

(38) ヤフー株式会社との協定

災害に係る情報発信等に関して、本市ではヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を令和元年5月1日に締結している。

(39) 住友大阪セメント株式会社赤穂工場との協定

地震、風水害その他災害発生時において発生した災害廃棄物に関して、本市では住友大阪セメント株式会社と「災害廃棄物の仮置場設置協力に関する協定」を令和元年9月5日に締結している。

3-17 災害時等の応援に関する申し合わせ

本編関連箇所	P3-36、P4-38、P5-44
参考資料	災害時等の応援に関する申し合わせ

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と赤穂市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施期間）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 赤穂市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年10月17日

甲 近畿地方整備局長

乙 赤穂市長

3-18 広報文例

本編関連箇所	P3-47、P4-49、P5-82
参考資料	赤穂市地域防災計画

例文1 気象情報等の伝達

<p>(降水量 100mm を越えた場合)</p> <p>◎ 台風により多量の雨が降り、土砂崩れなど災害の発生の危険性があります。自宅の裏山などの様子を確認し、異常があれば避難するよう心がけてください。市では、〇〇を避難場所として開放しています。</p> <p>(河川水位の上昇)</p> <p>◎ 台風により多量の雨が降り、〇〇川で水位が上昇してきました。すぐに川があふれることはありませんが、今後とも川の水位に注意してください。市では、〇〇を避難場所として開放しています。</p> <p>(潮位の上昇)</p> <p>◎ 台風により潮位の上昇が見られます。すぐに海水が家にまで入ってくることはありませんが、今後とも海水面の状況に注意してください。市では、〇〇を避難場所として開放しています。</p> <p>(内水面の上昇)</p> <p>◎ 台風により〇〇川の水位の上昇が見られます。また、多量の雨が降っている（または、降った）ため、内水面の上昇が見られます。今すぐに住宅に水が入ってくることはありませんが、今後とも付近の状況に注意してください。市では、〇〇を避難場所として開放しています。</p>

例文2 被害の状況

<p>◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。</p> <p>亡くなった方 〇〇人 、 行方のわからない方 〇〇人 重傷者 〇〇人 、 軽傷者 〇〇人 全壊家屋 〇〇棟 、 半壊家屋 〇〇棟</p> <p>◎ 現在、市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。</p> <p>ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないように落ち着いて行動してください。</p>

例文3 交通の状況

- ◎ 現在、JR〇〇線はすべて運転を見合わせています。JRでは線路などの点検を行っています。また運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- ◎ 現在、市内のすべての道路（〇〇通り）が〇〇のため車輛の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないでください。
- ◎ 現在、JR〇〇線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。
- ◎ 現在、市内を運行しているウエスト神姫バスは、〇〇通りを走っている〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

例文4 火災発生状況

- ◎ 〇〇町付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方面へ）燃え広がっています。
〇〇地域住民の方は、直ちに〇〇へ（〇〇方面へ）避難してください。

例文5 避難勧告等の避難情報、誘導

- ◎ **【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始**
緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。大雨に伴い、千種川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早目に避難してください。避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- ◎ **【警戒レベル4】 避難勧告**
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。大雨に伴い、千種川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに全員避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- ◎ **【警戒レベル4】 避難指示（緊急）**
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。大雨に伴い、千種川の水位が堤防を越えるおそれがあります。未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
- ◎ **【警戒レベル5】 災害発生情報**
緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。 ○

○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

例文6 救護対策の周知

- ◎ 負傷者の臨時救護所が○○に設けられています。けがをされた方は○○に行ってください。
- ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。○○付近でけがをされた方は（所在地）の○○病院に収容されています。

例文7 リ災者の避難収容場所の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
被災者の避難所は、○○と○○に設置されています。お困りの方は直接避難所においてになるか、市役所にご相談ください。

例文8 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。
食中毒症状のときは、保健所に連絡してください。

例文9 地震情報、地震活動情報の伝達

【直後】

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。
ガラスの破片など、ケガをしないよう、スリッパや靴を履いてください。ガスの元栓を閉め、火の始末をしましょう。
ガスボンベが倒れたり、ガスの配管が壊れている場合がありますので、ガスの元栓も閉めてください。
ガス漏れの恐れがあります。マッチやライター、ろうそくは使わないでください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に充分注意してください。

【10分後】

- ◎ 先ほどの地震の震源地は〇〇沖で、震源の深さは〇kmと推定されます。赤穂市の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意し落ち着いて行動してください。
- ◎ 〇〇地方の地震はおさまりつつあります。今後もさらなる地震活動が予想されますので、崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意してください。

【津波関連情報】

- ◎ 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令されました。津波の到達予想時間は〇時〇分です。海岸や河川沿いから直ちに離れてください。絶対に近づかないでください。
- ◎ 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報（大津波警報）が発令されました。津波の到達予想時間は〇時〇分です。直ちに高台に避難してください。
津波は、何度も襲来します。海岸には、絶対に近づかないでください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に十分注視してください。

3-19 避難勧告等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）【洪水予報河川】

本編関連箇所 P3-67

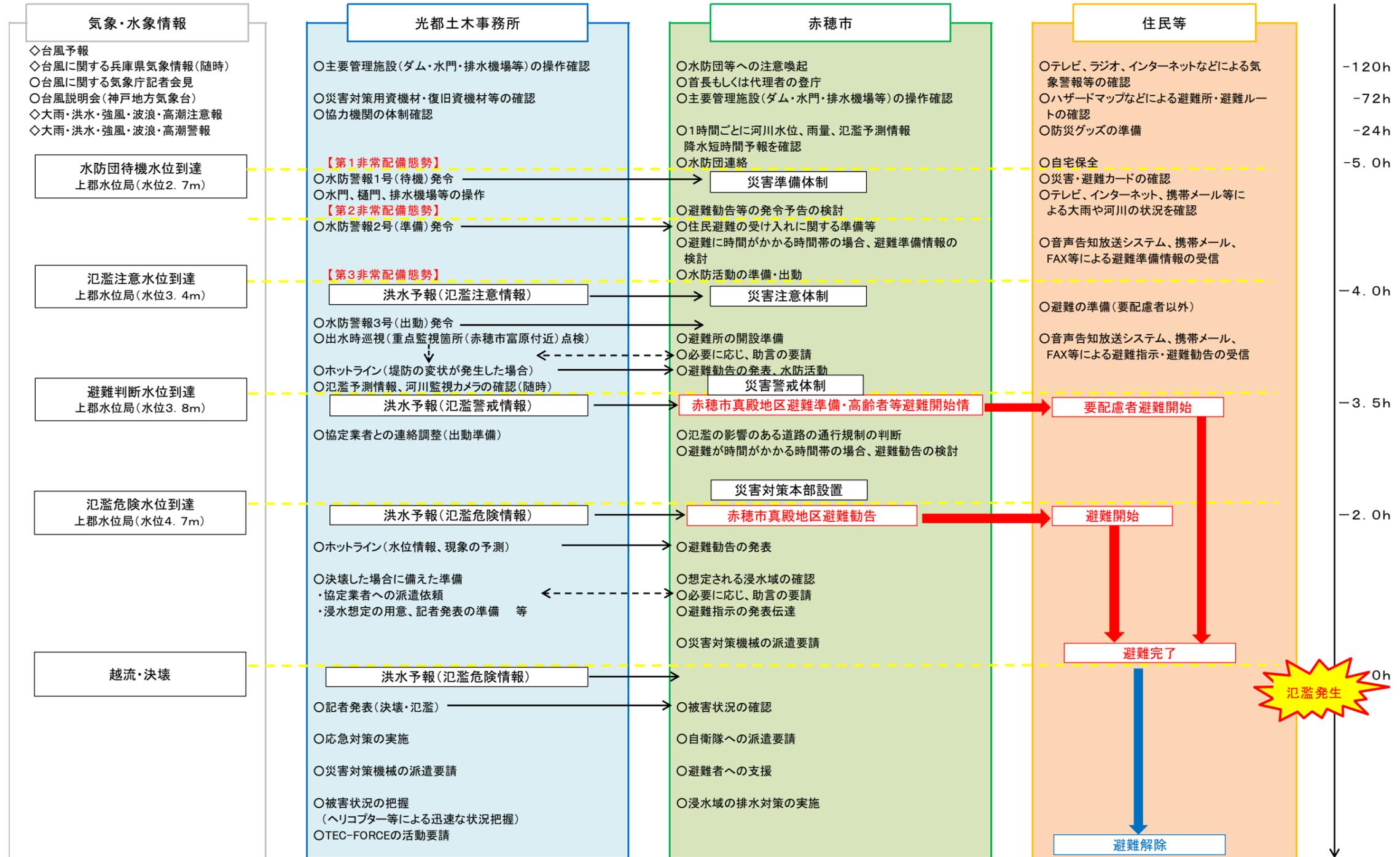
参考資料 市資料

避難勧告等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）【洪水予報河川】

【赤穂市】光都土木事務所

千種川 上郡水位局

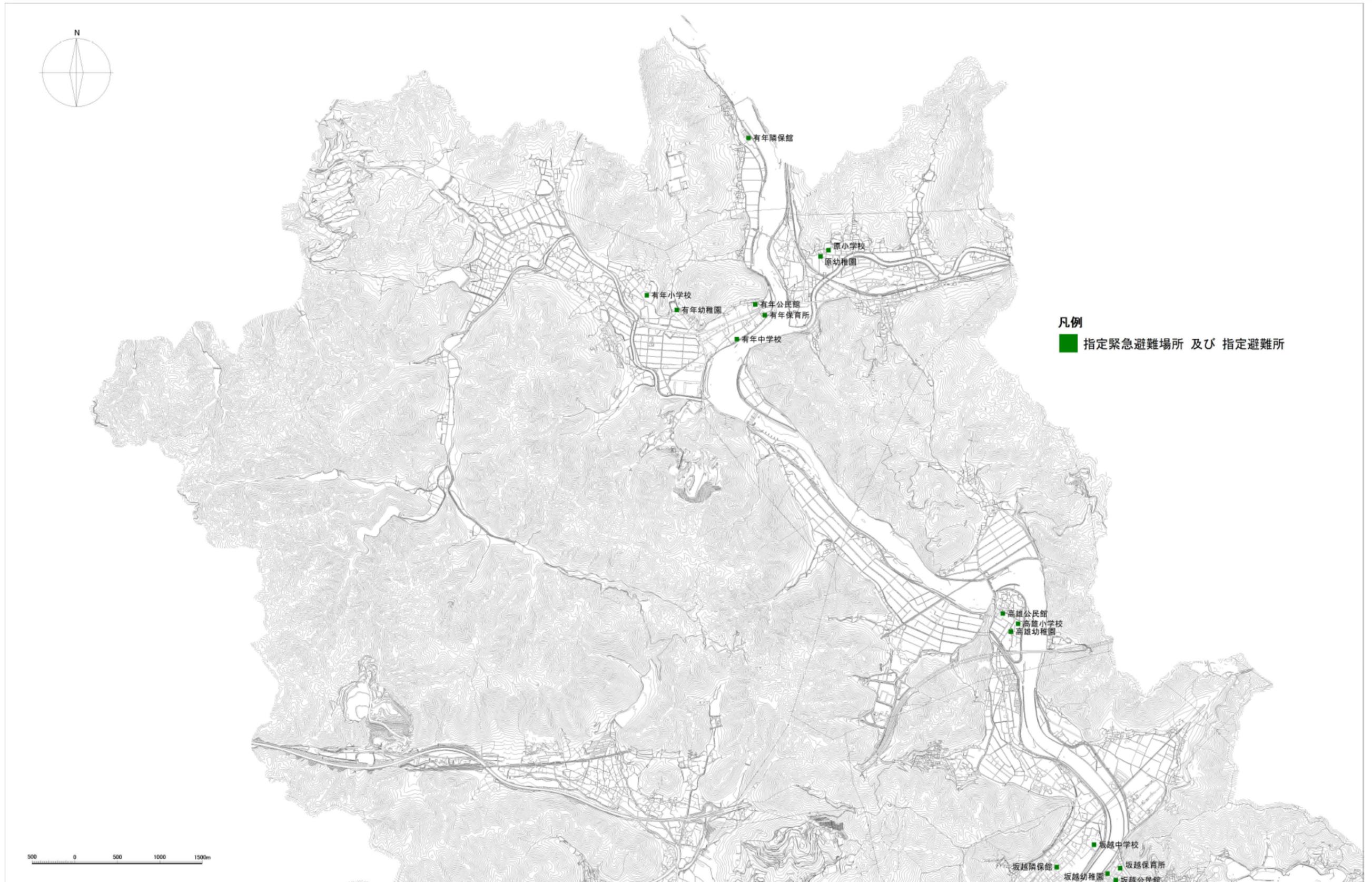
※本タイムラインは千種川上郡水位局の洪水予報区間（河口～鞍居川合流点付近）を対象にしています。
 ※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府：平成27年8月）、避難判断のガイドライン（水害・土砂災害編）（兵庫県：平成28年5月）を参考に作成。
 ※タイムライン検討にあたっての前提条件
 ▽タイムライン設定にあたっての対象洪水について：河川整備基本方針で対象としている洪水を想定しています。
 ▽タイムライン設定にあたっての氾濫発生時刻（=0）について：越水の恐れがある時刻（堤防天端等に到達する時刻）のことであり、
 ▽危険水位設定時のリードタイム設定（水位上昇速度等）にあたっての対象洪水について：危険水位・避難判断水位以上となった既往洪水を用いて設定しています。

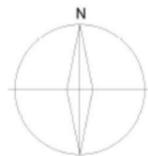


■災害発生後にふりかえり(検証)を行い、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインを見直す。

3-20 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図

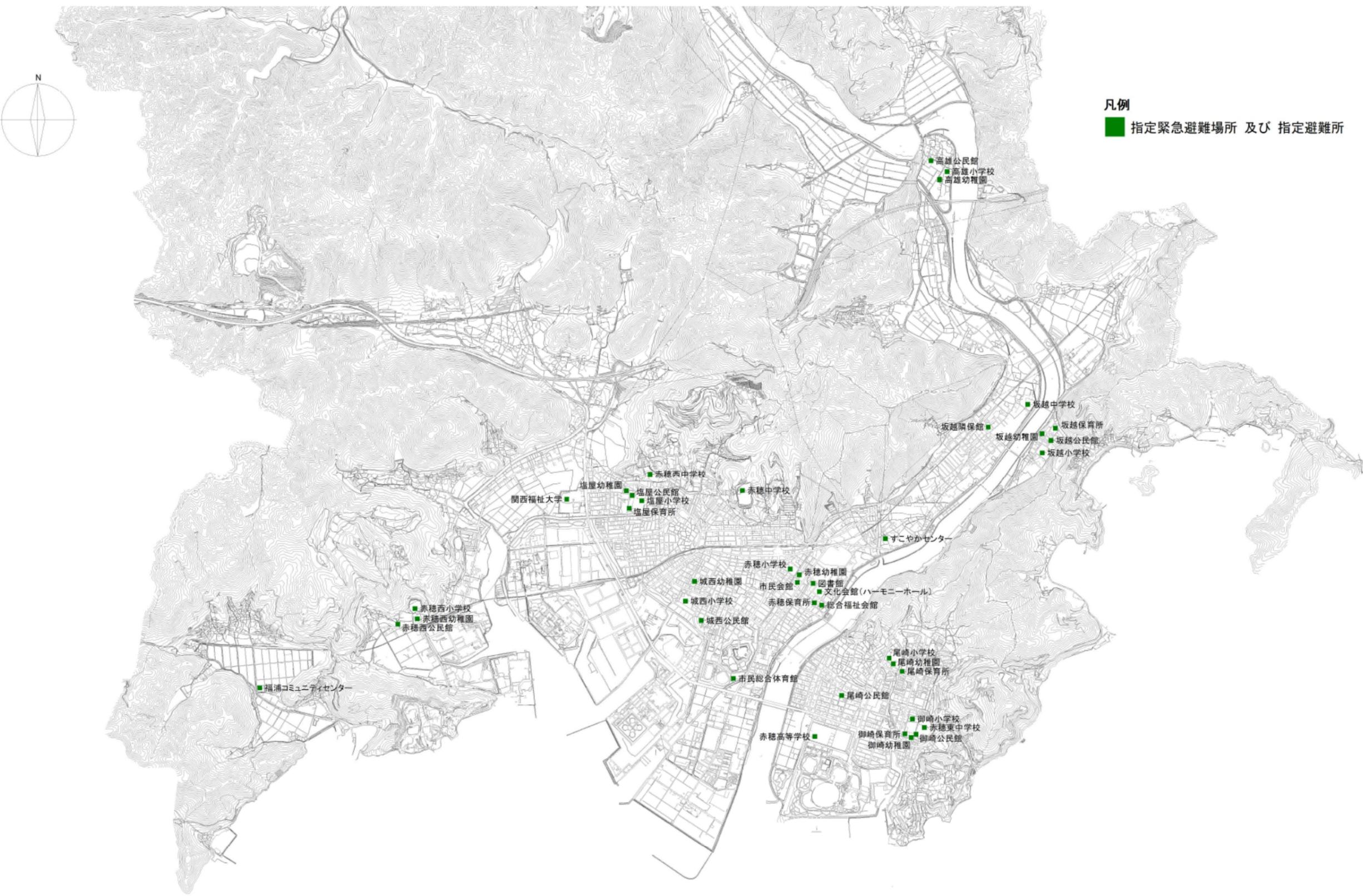
本編関連箇所	P3-81~82、P4-83~84、P8-16~17	参考資料	市資料
--------	----------------------------	------	-----





凡例

■ 指定緊急避難場所 及び 指定避難所



3-21 遺体の収容所一覧

本編関連箇所	P3-100、P4-102、P5-85
参考資料	水防計画資料

名 称	所 在 地	電 話
高 光 寺	加里屋 1861	42-2981
大 蓮 寺	〃 2027	42-3670
随 鷗 寺	〃 2163-1	42-2453
花 岳 寺	〃 1992	42-2068
浄 念 寺	〃 2177	42-2933
万 福 寺	〃 1758	42-2983
別院妙慶寺	〃 51-2	42-5575
常 清 寺	〃 44-6	42-2805
永 心 寺	中広 1054-1	42-2101
真 光 寺	塩屋 512	42-2217
妙 典 寺	大津 1980	43-9305
専 法 寺	木生谷 529	42-5016
浄 専 寺	折方 236	42-3301
宝 専 寺	尾崎 595	42-2245
普 門 寺	〃 825	42-3669
広 度 寺	御崎 1133	42-2831
妙 道 寺	坂越 1444	48-8024
誓 教 寺	高野 349	48-8226
長 楽 寺	砂子 398	48-8060
正 覚 寺	砂子 301	48-7094
興 福 寺	北野中 364	42-3339
真 覚 寺	〃 12	48-8079
光 蓮 寺	浜市 305	48-8193
専 光 寺	南野中 72	48-1095
安 楽 寺	高雄 1797	48-0320
竜 泉 寺	木津 288	48-1068
専 念 寺	周世 646	48-1011
常 徳 寺	目坂 502	48-7437
浄 泉 寺	東有年 567	49-2444
教 専 寺	有年檜原 129	49-2912
大 円 寺	西有年 1333	49-3039
淳 泰 寺	〃 2603	49-2251
明 源 寺	有年原 510	49-2412
専 修 寺	鷗和 862	43-0700
法 光 寺	福浦 2489	43-0646
赤穂メモリアルホール	南野中字六町畑 625	43-9393

3-22 災害救助法による救助の程度・方法及び期間・費用

本編関連箇所	P3-136、P4-141
参 考 資 料	災害救助に関する手続等を定める規則（兵庫県）（令和元年7月1日） 災害救助事務取扱要領（令和元年10月1日）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の給与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費、又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を建設型応急住宅として設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で自宅において炊事できない者	1人1日 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	1 食品給与のため総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることのできない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期開	備考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分 (単位:円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		

救助の種類	対象	費用の限度額	期開	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上する。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上する。
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの實力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常に必要な最終限度の部分 1 世帯当り 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半壊、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。) 中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、高等専門学校、特殊教育諸学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒及び学生をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。	1 教科書費 ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人 4,400円以内 中学校生徒 1人 4,700円以内 高等学校生徒 1人 5,100円以内	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額。 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じ支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人夫賃は、別途計上する。 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 <一時保存> 既存建物利用の場合 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 <検案> 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上する。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難にかかる支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(焼)又は流失し、生業の手段を失った世帯主で、 1 具体的な事業計画があり、生業の見込みが確実であること 2 償還能力を有すること	【生業費】 30,000円以内/1件 【就職支度金】 15,000円以内/1件 貸付期間：2年以内 利子：無利子 連帯保証人：1人	災害発生の日から1ヵ月以内	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入する費用に充てるための資金とする。

実費弁償

救助業務従事者の区分	日当	超過勤務手当	旅費	
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師、歯科医師及び薬剤師	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第22条の規定の例により算定した額の範囲内	職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号。以下この表において「職員旅費条例」という。)中6級の職務にある者相当額
	保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士			職員旅費条例中6級の職務にある者相当額
	助産師、看護師及び准看護師			職員旅費条例中3級の職務にある者相当額
	土木技術者及び建築技術者			職員旅費条例中6級の職務にある者相当額
	大工、左官及びとび職			職員旅費条例中3級の職務にある者相当額
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額の範囲内			

※知事は、上記により難しい特別な事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

4-1 気象庁による震度階級関連解説表

本編関連箇所	P4-17
参考資料	気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
4	—	—
5弱 5強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

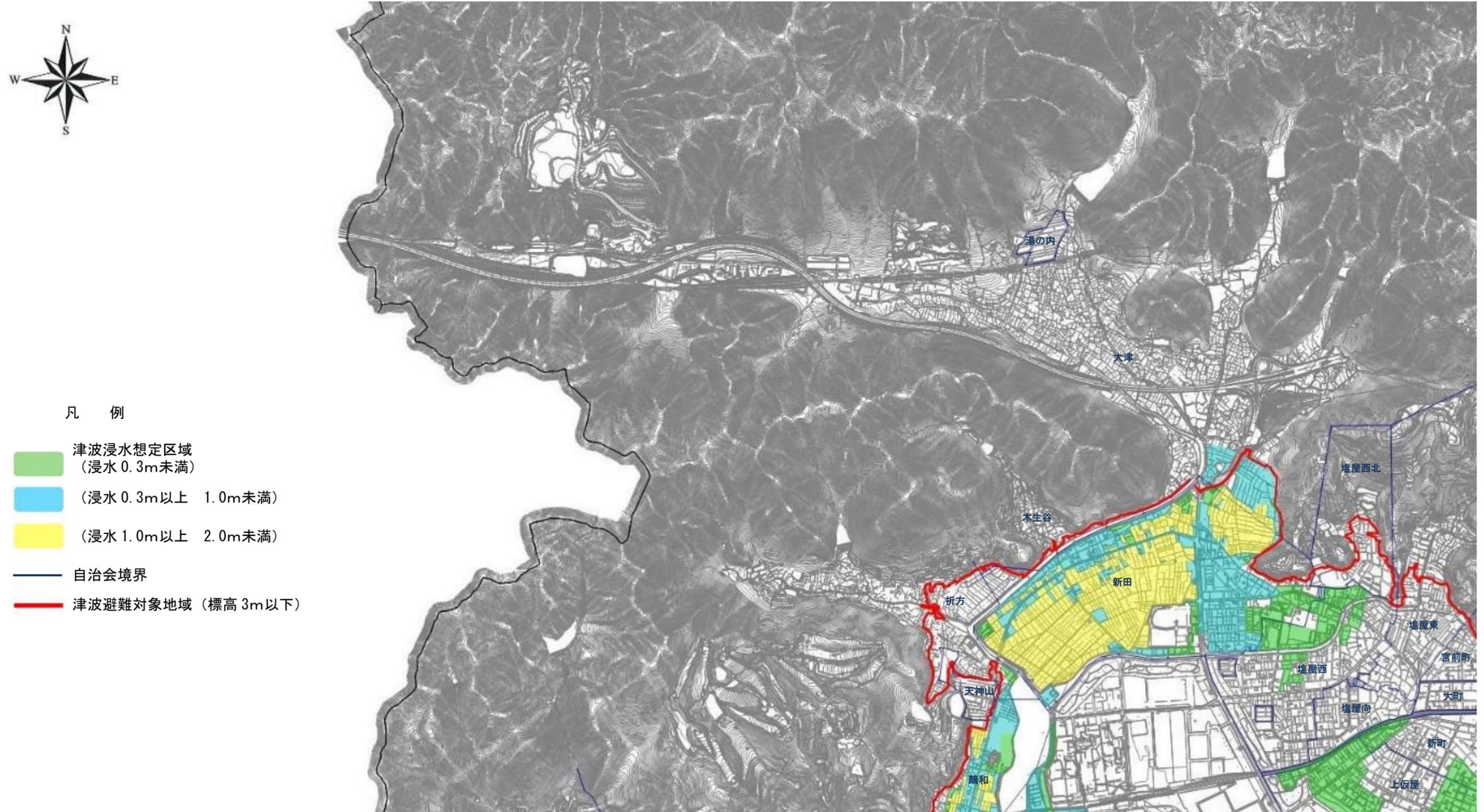
長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

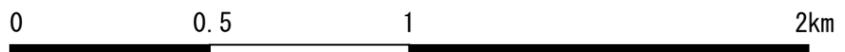
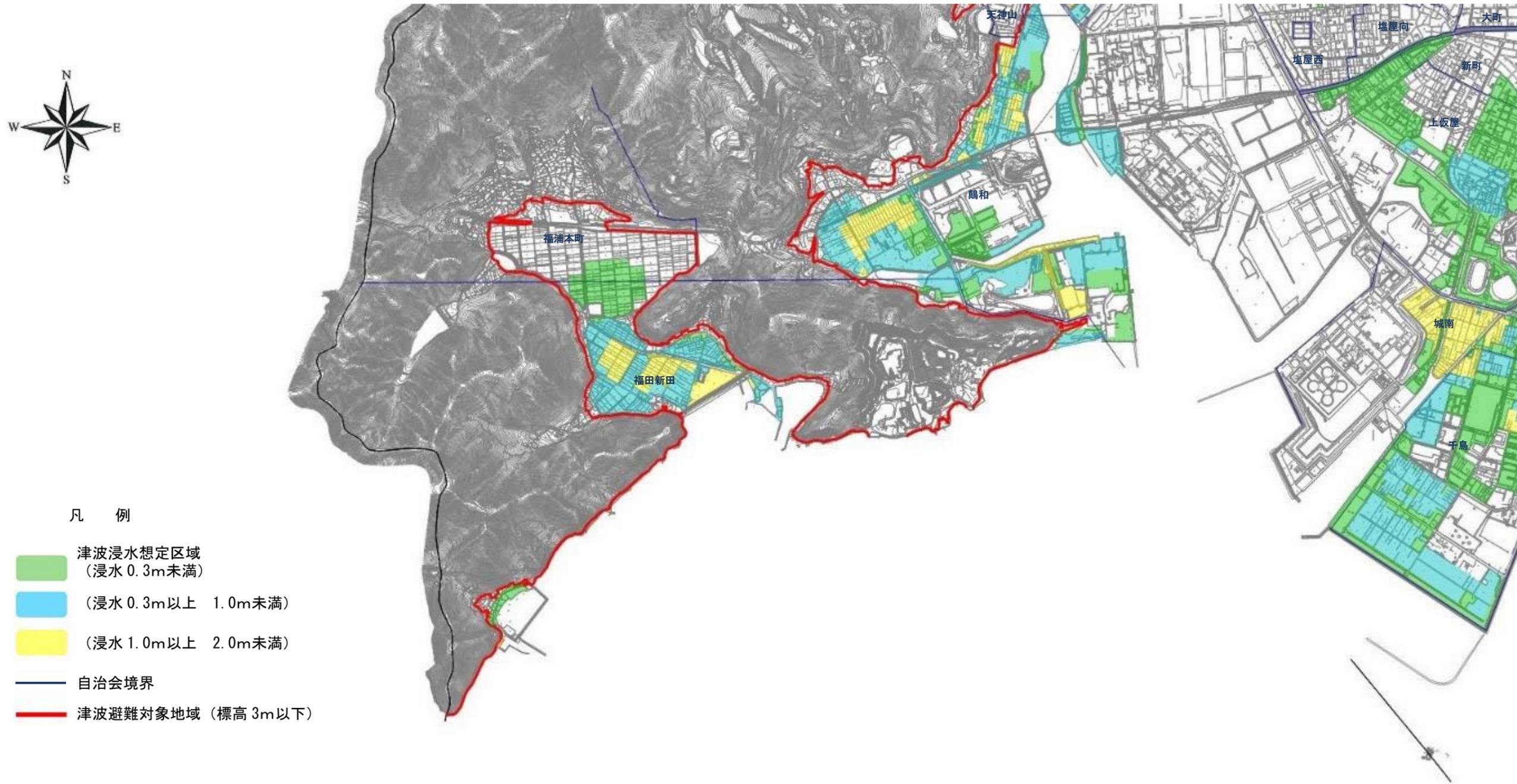
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

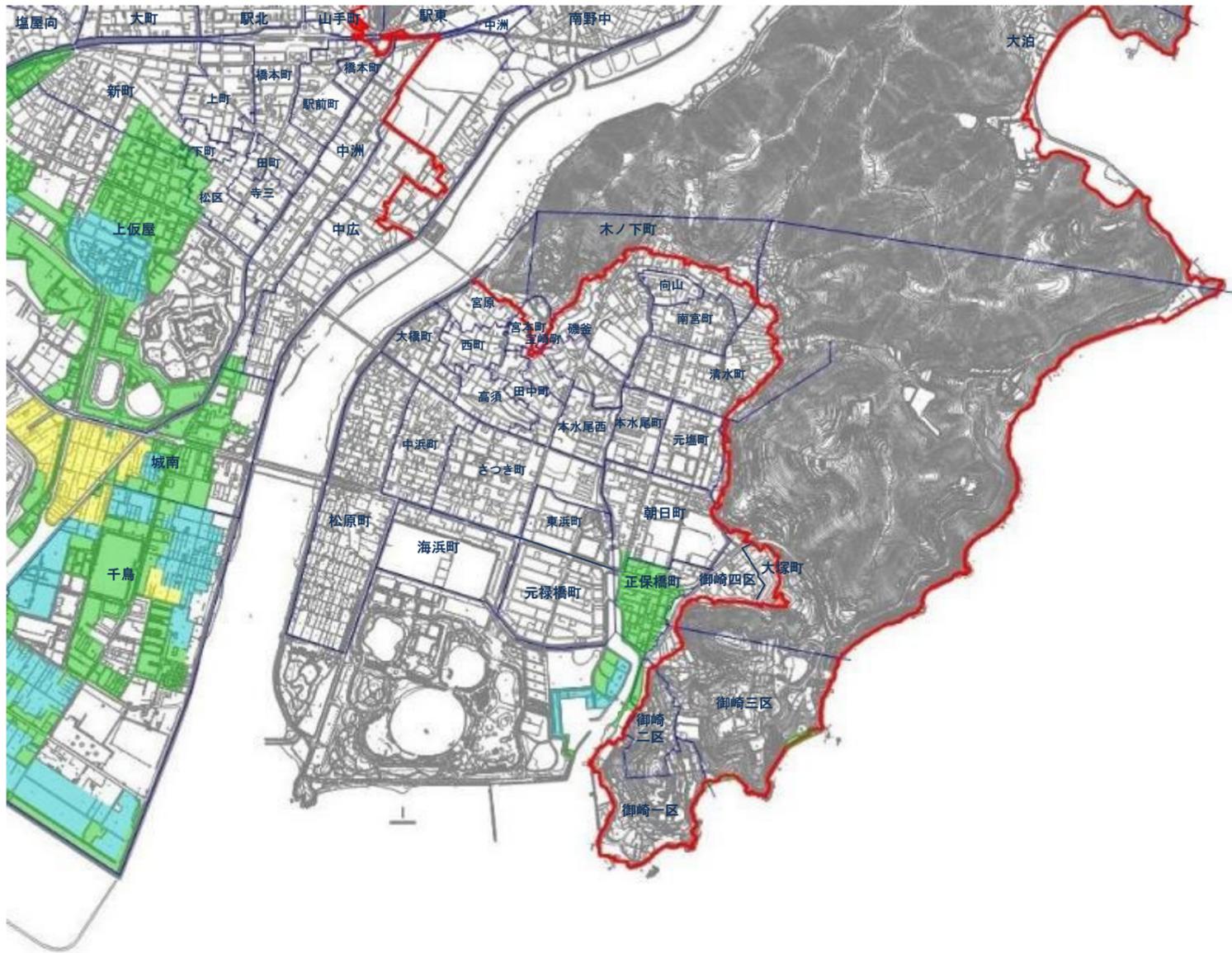
4-2 津波避難対象地域

本編関連箇所 P4-72、P8-15

参考資料

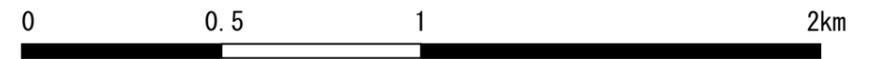






凡 例

- 津波浸水想定区域
(浸水 0.3m未滿)
- (浸水 0.3m以上 1.0m未滿)
- (浸水 1.0m以上 2.0m未滿)
- 自治会境界
- 津波避難対象地域 (標高 3m以下)



4-3 津波浸水想定区域を含む自治会等

本編関連箇所	P8-15
参考資料	

津波浸水想定区域を含む自治会

連合自治会	自治会
赤穂地区	松区、中洲、下町、中広
城西地区	新町、上仮屋、城南、千鳥
塩屋地区	塩屋西、新田、大津
西部地区	折方、鷗和、福浦本町、福浦新田
御崎地区	御崎1区、御崎2区、朝日町、正保橋町
坂越地区	小島

津波避難対象地域（バッファゾーンを含む）の自治会

連合自治会	自治会
赤穂地区	松区、寺三、田町、橋本町、山手町、中洲、駅前町、下町、上町、 駅北、中広、駅東
城西地区	新町、上仮屋、城南、千鳥、大町、宮前町
塩屋地区	塩屋向、塩屋東、塩屋西、塩屋西北、住友大阪セメント、新田、大津
西部地区	折方、鷗和、福浦本町、福浦新田
尾崎地区	宮本町、宮原、西町、高須、松原町、中浜町、さつき町、海浜町、 大橋町、田中町、宝崎町、木ノ下町、磯釜、南宮町、清水町、 本水尾西、向山
御崎地区	御崎1区、御崎2区、御崎3区、御崎4区、朝日町、元塩町、 本水尾町、正保橋町、元禄橋町、東浜町、大塚町
坂越地区	小島、潮見町、西之町、大泊

※バッファゾーンとは、浸水予測の計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮すると浸水する恐れがある地域。

6-1 災害弔慰金の支給等に関する条例

本編関連箇所	P6-6、10
参考資料	赤穂市例規集

災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年7月1日〕
条例第33号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 災害弔慰金(第3条—第8条)
 - 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
 - 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
 - 第5章 災害見舞金(第16条—第19条)
 - 第6章 補則(第20条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行うとともに、自然災害又は火災により被害を受けた被災者等に対して災害見舞金を支給することにより市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象又は火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 世帯主 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、市の住民基本台帳に記載された世帯主をいう。
- (3) 市民 市の住民基本台帳に記載された者で、災害により被害を受けた当時市の区域に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかつたこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項で定める場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 災害見舞金

(災害見舞金の支給)

第16条 市は、市の区域内に災害が発生した場合で、市長が災害見舞金を支給することが適当であると認めるときは、当該災害による死者の葬祭を行う者又は被災した世帯主(被災者が世帯主でないときは、被災者の属する世帯主)に対して災害見舞金を支給するものとする。ただし、

第3条の規定に基づく災害弔慰金の支給が行われたときは、市民が死亡した場合に支給する災害見舞金は支給しないものとする。

(災害見舞金の額)

第17条 災害見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民が死亡した場合 1人につき10万円
- (2) 住居が全壊し、全焼し、流失し、又は滅失した場合 1世帯につき10万円
- (3) 住居が半壊し、又は半焼した場合 1世帯につき5万円
- (4) 住居が床上浸水し、土砂若しくは竹木等が堆積し、又は消火活動による著しい放水被害を受け、一時的に居住が妨げられる状態になった場合 1世帯につき3万円

(災害見舞金の支給の手續及び支給の制限等)

第18条 第6条、第7条及び第8条の規定は、災害見舞金について準用するものとする。

(災害見舞金の返還)

第19条 偽り、その他不正な手段によつて、災害見舞金の支給を受けた者があるときは、市長は、その受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

第6章 補則

(規則への委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 災害見舞金等の支給に関する条例（昭和45年赤穂市条例第35号）は、廃止する。

(途中付則省略)

付 則（令和元年6月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（令和2年2月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

6-2 激甚災害指定基準

本編関連箇所	P6-21
参考資料	激甚災害指定基準（昭和37年：中央防災会議）

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章3条～4条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.5\%$ （B基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.2\%$ かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 $\times 25\%$ (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県内全市町村当該年度の標準税収入総額 $\times 5\%$
激甚法5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.5\%$ （B基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.15\%$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 $\times 4\%$ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
激甚法6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.5\%$ （B基準） $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.15\%$ かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一の都道府県内の該当被害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 $\times 3\%$

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×5% (B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの。 (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×1%
激甚法 12 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等) 同 13 条 (中小企業近代化資金助成法による災害関係特例) 同 15 条 (中小企業近代者に対する資金の融通に関する特例)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。) ×0.2% (B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該被害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ただし、火災の場合又は激甚法 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、同 17 条 (私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、同 19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。
激甚法 22 条 (り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害。 (A 基準) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000 戸 (B 基準) 次の (1)、(2) のいずれかに該当する災害 (1) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で 200 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上 (2) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で 400 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 2 割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法 24 条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置は激甚法 2 章が、農地及び農業用施設小災害に係る措置は激甚法 5 条が、それぞれ適用される。
上記以外の条による措置	災害発生の都度被害の実情に応じ個別に考慮

6-3 局地激甚災害指定基準

本編関連箇所	P6-21
参考資料	局地激甚災害指定基準（昭和43年：中央防災会議）

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	事業費査定見込額>当該市町村の当該年度の標準税収入総額×50% (ただし、当該査定事業費が1,000万円未満を除く)が1以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
激甚法5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置) 同6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	農地等の災害復旧事業(法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費見込額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%(ただし、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く) が1以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	林業被害見込額(樹木に係るもの。以下同)>当該市町村の生産林業所得(木材生産部門)の推定額×1.5%(ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く)かつ、要復旧見込面積が大火による被害にあってはおおむね300ha、その他の災害にあっては当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を越える場合。
激甚法12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等) 同13条(中小企業近代化資金助成法による災害関係特例) 同15条(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)	中小企業関係被害額>当該年度の当該市町村中小企業所得推定額×10%(ただし、被害額が1,000万円未満を除く) ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	激甚法2章または5条の措置が適用される激甚災害。

6-4 災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業

本編関連箇所	P6-22
参考資料	災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

○ 災害復旧事業財政援助（1/2）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	激甚法第3条第1項
公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	激甚法第5条、6条
都市施設災害復旧事業 （街路、公園、流域下水道、公共下水道、都市下水路）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚法第3条第1項
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	同上
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第53条、53条の2	同上
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、26条	同上
感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条、62条	同上
感染症予防事業	同上	同上
堆積土砂排除事業	予算補助	同上
湛水排除事業	—	同上
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	激甚法第8条1項
共同利用小型漁船の建造費の補助	—	激甚法第11条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	—	激甚法第12条

○ 災害復旧事業財政援助 (2/2)

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例	—	激甚法第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業	—	激甚法第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	—	激甚法第15条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚法第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	激甚法第17条
水防資材費の補助の特例	水防法第44条	激甚法第21条
り災者公営住宅建設等事業	公営住宅法第8条1項	激甚法第22条
産業労働者住宅建設資金融通	—	激甚法第23条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	下水道法第34条	同上
都市下水路災害復旧事業	同上	同上
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	